

# 会 議 録 目 次

平成25年第10回海田町議会定例会（第1日目）

平成25年12月3日（火）午前9時00分開会

日 程 第 1	会議録署名議員の指名について	4
日 程 第 2	会期の決定について	4
日 程 第 3	諸般の報告	5
	（1）議会報告	
	（2）行政報告	
日 程 第 4	諮問第1号 人権擁護委員の推薦について	7
日 程 第 5	認定第1号 平成24年度決算の認定について	8
日 程 第 6	認定第2号 平成24年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び 決算の認定について	10
日 程 第 7	第40号議案 海田町シルバープラザの設置及び管理条例の制定に ついて	10
日 程 第 8	一 般 質 問	
	○住吉秀公議員	23
	○西田祐三議員	37
	○佐中十九昭議員	50
	○多田雄一議員	62
	○桑原公治議員	67
	○兼山益大議員	76
	○下岡憲国議員	84
	○大高下光信議員	102
	（延 会）	104



~~~~~○~~~~~

7. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|            |   |       |
|------------|---|-------|
| 町          | 長 | 山岡寛次  |
| 副町         | 長 | 三宅信行  |
| 企画部長       |   | 大久保裕通 |
| 総務部長       |   | 窪地満   |
| 福祉保健部長     |   | 臼井真   |
| 建設部長       |   | 北山忍   |
| 企画課長       |   | 門前誠司  |
| 財政課長       |   | 鶴岡靖三  |
| 総務課長       |   | 脇本健二郎 |
| 生活安全課長     |   | 丹羽勤   |
| 住民課長       |   | 尾木茂   |
| 社会福祉課長     |   | 中川修治  |
| 子ども課長      |   | 森川雅枝  |
| 長寿保険課長     |   | 森原知美  |
| 保健センター所長   |   | 湯木淳子  |
| 都市整備課長     |   | 近森茂   |
| 建設課長       |   | 久保田誠司 |
| 下水道課長      |   | 龍岩広幸  |
| 水道課長       |   | 花本則之  |
| 教育委員長      |   | 瀧川昌俊  |
| 教育長        |   | 中村弘市  |
| 教育次長       |   | 細川真示  |
| 学校教育課長     |   | 石川直之  |
| 学校教育課教育指導監 |   | 大里弘美  |
| 町民サービス室長   |   | 石田一成  |

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 伊 藤 仁 士  
主 事 戸 成 正 考  
主 事 利 光 裕 子

10. 議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

(1) 議会報告

(2) 行政報告

日程第 4 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について

日程第 5 認定第 1 号 平成24年度決算の認定について

日程第 6 認定第 2 号 平成24年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定  
について

日程第 7 第 40 号 議案 海田町シルバープラザの設置及び管理条例の制定について

日程第 8 一 般 質 問

日程第 9 第 41 号 議案 公の施設の指定管理者の指定について（海田町福祉センター）

日程第 10 第 42 号 議案 公の施設の指定管理者の指定について（海田町シルバープラザ）

日程第 11 第 43 号 議案 海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定  
について

日程第 12 第 44 号 議案 海田町ふるさと館設置及び管理条例を廃止する条例の制定に  
ついて

日程第 13 第 45 号 議案 平成25年度海田町一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 14 第 46 号 議案 平成25年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 15 第 47 号 議案 平成25年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 16 第 48 号 議案 平成25年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 17 第 49 号議案 平成 25 年度海田町水道事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 18 発議 11 号 海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例  
の制定について

日程第 19 発議 12 号 庁舎建設特別委員会設置に関する決議の一部を変更する決議  
案

~~~~~○~~~~~

## 11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開会

○議長（久留島）皆さんおはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員数は 16 名でございます。定足数に達しておりますので、平成 25 年第 10 回海田町議会定例会を開会いたします。なお、本日は報道のためカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第 1 から日程第 19 に至る各議案でございます。日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 110 条の規定により、議長より、14 番、前田議員、15 番、佐中議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から 12 月 5 日までの 3 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって会期は、本日から 12 月 5 日までの 3 日間と決めます。この際、執行部の出席を求めため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 9 時 0 0 分 休憩

午前 9 時 0 2 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。この際、執行部の方に申し上げます。本定例会の会期は、本日から 12 月 5 日までの 3 日間と決しております。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第3、諸般の報告を行います。まず、議会報告でございますが、議会の動きとして、お手元に配付いたしております9月定例会以降の主なものについて報告させていただきます。11月1日に平成25年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会選出の議員でございます佐中議員から、議会の概略について、報告を求めることにいたします。佐中議員。

○15番（佐中）平成25年11月1日に平成25年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会選出の私から、議会の概略についてご報告をいたします。後期高齢者医療広域連合議会定例会におきましては、人事案件2件、承認案件1件、決算案件1件、条例案件1件及び予算案件2件が提案をされました。まず人事案件として、議案第9号、欠員となっている監査委員の選任については、呉市議会副議長の北川一清氏が全会一致で選任されました。また、議案第10号、欠員となっている副広域連合長の選任については、安芸太田町長の小坂眞治氏が全会一致で選任をされました。次に、専決処分の承認案件として、特別高額医療費共同事業拠出金の額の確定に伴う議案第11号、平成25年度特別会計補正予算第4号が全会一致で承認をされました。次に決算案件として、議案第12号、平成24年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定については、一般会計歳入総額8億8,278万7,000円、歳出総額8億8,278万7,000円、歳入歳出差引残額をゼロとし、また特別会計歳入総額3,571億9,996万5,000円、歳出総額3,531億4,010万5,000円、歳入歳出差引残額を40億5,985万9,000円とし、それぞれ全会一致で認定されました。次に条例案件として、地方税法の一部が改正をされ、延滞金の割合が見直されたことに伴い、延滞金の割合について、同法に準じた措置を講じるなどについて、議案第13号、広島県後期高齢者医療広域連合分担金等の督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正が全会一致で可決されました。次に予算案件として、職員が使用しているパソコンの更新時期を迎えるため、更新費用の計上及び国の給与減額要請に伴い職員の派遣元の県・市・町において給与が減額をされ、派遣職員等負担金を減額することなどに伴う、議案第14号、平成25年度一般会計補正予算第1号及び平成24年度市町負担金、国庫負担金等の精算に伴う追加納付分又は返還金をそれぞれ計上し、あわせて財源を振り替えるため基金繰入金を減額するなど、これに伴う議案第15号、平成25年度特別会計補正予算第1号については、それぞれ全会一致で可決されました。なお、関係資料は議会事務局に保管しておりますので、ご覧いただきたいと思います。以上で、平成25年第2回広島県後期高齢者医療広域連

合議会定例会についての報告を終わります。

- 議長（久留島）続きまして、11月13日に第57回町村議会議長全国大会が開催され、私が出席いたしました。続きまして、10月3日から4日まで福祉厚生委員会が、10月29日から30日まで総務文教委員会が、所管事務県外調査を実施され、それぞれ報告書が提出されておりますので、ご参照ください。なお、11月26日から27日まで災害防止対策等調査特別委員会が県外調査を実施されましたが、この件については次回の定例会で報告する予定です。また、9月定例会以降の常任委員会調査等実施状況を議会の動きに添付しておりますので、あわせてご参照ください。以上で議会報告を終わります。続きまして、行政報告について町長より申し出がございますので、これを許します。町長。
- 町長（山岡）皆さんおはようございます。よろしく願いいたします。それでは、9月定例議会後の行政執行の状況についてご報告をいたします。はじめに、9月16日の敬老の日に合わせて77歳、88歳及び100歳以上の324人の方に対して長寿を祝福し、敬老祝い金を、また、75歳以上の2,719人の皆さんには心ばかりの敬老祝い品をお贈りいたしました。続きまして、10月6日に安芸灘を震源とする震度7の地震が発生したとの想定で、広島市消防局、海田警察署、陸上自衛隊第13旅団など、19機関の協力を得て、海田町総合防災訓練の実施をいたしました。当日は約800人が訓練に参加又は観覧され、災害時にとるべき行動の確認と防災に対する意識の高揚に資するものでございました。次に、10月26日に海田町成木から安芸区中野のほことり広場までの5.6キロメートルの瀬野川ウォーキングコースが完成したことを記念し、安芸区と合同で、瀬野川健康ウォーキング2013を実施いたしました。当日はウォーキング参加者は583名、為末さんの講演会には526名の参加があり、さわやかな秋風を感じながらウォーキングを通じて健康増進を図ることができました。続きまして、11月20日に第1回海田町子ども・子育て会議を開催いたしました。今後、子育て家庭の地域の皆さんの意見を子育て支援策に反映してまいりたいと考えております。また、11月24日には子育てと健康づくりをテーマとした福祉健康まつり「ワッショイかいた」を昨年同様、海田町社会福祉協議会の「スマイルフェスタ in かいた」と共同で、ひまわりプラザ周辺で行いました。当日は天候に恵まれ、延べ1万2,000人という多数の皆さんに参加をいただきました。子どもの健やかな成長や福祉、健康の大切さについて、親子・家族で認識を高める良い機会だったと思っております。次に、11月29日に津波や豪雨による浸水時に緊急的に避難する施設として、本町と安芸農業組合との間で、浸水時緊急施設としての使用に関する

る協定を締結し、新たに安芸農業協同組合本店ビルを、津波・浸水避難ビルとして指定いたしました。続きまして、10月2日の全員協議会で報告いたしました海田公民館での盗難事件についてでございますが、現在、海田警察署が捜査中であり、全容が明らかになっておらず、捜査状況を見守っているところでございます。職員には公金の適正な取り扱いと管理について徹底を図るとともに管理体制の再点検と財務規則の厳守を指示しております。次に、第2蟹原レジャー農園について、平成25年8月、土地所有者から今年度末で土地使用貸借契約を解除したいとの申し出がございました。町といたしましては、入園者が2年間継続して入園できるとしているため、途中で土地を返還することできないと回答しておりましたが、25年10月に土地所有者から、今年度末での土地使用貸借契約を解除したいとの民事調停の申し立てが行われて、現在、調停中でございます。以上、簡単でございますが、行政執行状況の主なものについて報告をいたしました。本議会には、諮問1件、指定管理者の指定についての2件、条例制定1件、条例改正1件、条例廃止1件、補正予算5件を提出しております。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（久留島）以上で、行政報告を終わります。これにて諸般の報告の全てを終了いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第4、諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）諮問第1号、人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員の任期が平成26年3月31日をもって満了することに伴い、委員の推薦について意見を求めるものでございます。推薦する者の氏名は植野敏彦さんでございます。経歴につきましては担当者から説明をいたします。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）それでは、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてご説明いたします。議案書の1ページをお開きください。現人権擁護委員であります松永一志さんの任期が平成26年3月31日をもって満了となることに伴いまして、新たに植野敏彦さんを人権擁護委員の候補者として推薦するものでございます。人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、海田町の住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のあるものの中から、議会の意見を聞いて

て町長が候補者の推薦を行い、法務大臣が委嘱するものでございます。委員の職務の内容でございますが、人権擁護委員法第1条の規定に基づき、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることでございます。委員の任期は3年でございます。それでは、植野敏彦さんの経歴についてご説明いたします。生年月日は28年9月5日生まれで、現在60歳でございます。住所は、議案書に記載のとおりでございます。職歴でございますが、昭和51年4月に町職員として採用され、福祉課、人事課、保健課、保健センターなどに勤務され、平成13年8月に地域振興課長、平成16年4月に福祉課長、18年4月に住民課長、平成19年4月に総務課長、平成24年4月に教育次長として勤務され、平成25年3月に退職をされております。長年の行政経験の中でも民生関係の部署での勤務経験が長く、人権関係に精通されておられることから、適任であると判断し、人権擁護委員として推薦を行うものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより諮問第1号について採決を行います。お諮りいたします。諮問第1号についてはこれに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって諮問第1号については、これに同意することに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第5、認定第1号、平成24年度決算の認定について及び日程第6、認定第2号、平成24年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを一括議題といたします。この2件については、先の9月議会において決算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。決算審査特別委員会、西田委員長。

○9番（西田）平成24年度決算審査特別委員会審査報告をいたします。本委員会は平成

25年9月3日付けで付託されました案件を、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、海田町議会会議規則第72条の規定により報告いたします。付託案件は1、認定第1号、平成24年度決算の認定について、平成24年度海田町一般会計歳入歳出決算、平成24年度海田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成24年度海田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成24年度海田町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成24年度海田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、2、認定第2号、平成24年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。審査の経過については、平成25年9月3日、本会議において議員14名で設置された本委員会は、9月10日から2回の委員会を開催し、審査案件について、町長以下執行部関係職員の出席を求め、慎重に審査しました。審査の内容についてはお手元の報告書に記載しておりますので、省略させていただきます。最後に、審査の結果でございますが、認定第1号、平成24年度決算の認定については、全会一致により認定すべきものと決定いたしました。認定第2号、平成24年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についても全会一致により認定すべきものと決定しました。なお、その他として、委員会における執行部の対応について、委員から次のような意見が出されましたので報告いたします。決算とは、議会が1会計年度の歳入歳出の執行実績についてその内容を審査し認定することである。執行部は予算執行の結果を説明・答弁する訳であるから、直ちに回答できてしかるべきで、成果を明確に説明する答弁が必要である。しかしながら、本委員会における執行部の対応は、不十分と言わざるを得ない。管理職を管理監督すべき立場にある町長をはじめ、出席する管理職は十分な対応ができるよう準備されたい。以上で、決算審査特別委員会審査報告を終わります。

○議長（久留島）以上で報告を終わります。委員長の報告に対して、質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより各議案について、順次採決を行います。まず、認定第1号、平成24年度決算の認定についてを採決いたします。本件に対する委員長報告は原案のとおり認定すべきであるというものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、認定第1号に

ついて採決を行います。お諮りいたします。認定第1号については委員長の報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって認定第1号については認定することと決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 続いて、認定第2号、平成24年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり認定すべきであるというものでございます。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより認定第2号について採決いたします。お諮りいたします。認定第2号については、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、認定第2号については認定することと決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第7、第40号議案、海田町シルバープラザの設置及び管理条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 第40号議案、海田町シルバープラザ設置及び管理条例の制定について、高齢者の福祉の増進に努めるとともに、高齢者の労働能力の活用を図る施設として、海田町シルバープラザを設置するため、施設の設置及び管理に関し、必要事項を定めたものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長(久留島) 社会福祉課長。

○社会福祉課長(中川) それでは、第40号議案、海田町シルバープラザ設置及び管理条例の制定についてを説明いたします。議案書2ページをお願いします。また、資料1、海田町シルバープラザ設置及び管理条例の概要をご準備ください。条例の概要につきましては資料1に沿って説明させていただきます。設置につきましては、第1条で、海田町シルバープラザは高齢者の福祉の増進に努めるとともに、高齢者の労働能力の活用を図るための施設として設置するものと定めております。位置につきましては、第2条で、

この施設の位置を海田町つくも町6番3号と定めております。事業につきましては、第3条で(1)から(4)までの事業を定めております。指定管理者指定手続等につきましては、第5条から第7条までで定めております。指定管理者候補者が町に申請、町は指定管理者の指定について議会に提案いたします。議会で議決をいただいた後、指定管理者候補者を指定管理者として指定するものでございます。指定管理者が行う業務の範囲につきましては、第8条で(1)から(5)までの業務を定めております。2ページ目をお願いします。開館時間及び休館日につきましては、第10条で開館時間を9時から17時と定め、休館日を土曜日、日曜日、祝日及び1月1日から1月3日までと、12月29日から12月31日までと定めております。利用することができるものの範囲につきましては(1)から(3)に該当するものと定めております。(3)の町長が特に認める団体につきましては、公の施設の利用減免団体を考えております。利用の許可、利用料金等につきましては、第12条、第15条、第16条で、貸し出しできる部屋を老人集会室1、老人集会室2、会議室とし、その利用の許可につきましては、原則として1週間前までに許可を受けることとしております。老人集会室、会議室を占有できる日及び時間は、開館時間及び休館日にかかわらず、1月1日から1月3日までと、12月29日から12月31日までの日を除く、毎日9時から21時30分までとしております。部屋の利用料金につきましては、その施設の目的外で使用する場合のみが、利用料金がかかるものとし、一室1時間までごとに、380円以内で指定管理者が町長の承認を受けて定める額とすることとしております。ただし、町長が特に必要と認めるときは、利用料金を減免できることとしております。条例の施行日は平成26年4月1日としておりますが、この条例の規定する指定管理者の指定に関する手続きその他施行に必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができることとしております。また、附則の中で、老人集会所条例から海田老人集会所を削り、海田東老人集会所のみとする改正を行うこととしております。以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○5番（住吉）5番、住吉です。いくつかお尋ねいたします。まず第3条の事業のことなんですが、(1)の高齢者の健康管理に必要な相談及び指導に関する事、(2)リクレーションのための適宜の供与及び高齢者の福祉活動の指導推進に関する事、これは具

体的にどのようなことを考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。で続きまして、第10条、休館日ですよね。土曜、日曜、祝日と定めておりますが、これは利用者にとってかえって利用しづらくなるのではないかと思います。この点はいかがでしょうか。続きまして第11条、利用することができるものの範囲、この(1)で町内住所を有する満60歳以上の者とされておりますが、(2)で減免団体が利用できるというふうに定めているんでしょうが、例えばほとんどの方が高齢者で団体の代表者が60歳未満の場合、このような場合はどのような措置をとられるんでしょうか。最後、利用料を減免できるというのは、現在の減免団体をそのまま当てはめるといふふうに考えてよろしいでしょうか。あと、使用の許可ですよね。こちら現在例えば公民館ひまわりプラザなど、自治会は2か月前から、確か申請できたかと思いますが、こちらに関してはどのような規定を定められるでしょうか。以上です。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）まず第3条の事業の件に関しましては、現在、老人集会所でやっております麻雀教室等、そこら老人集会所の事業を踏襲しながら、考えております。続きまして、開館時間及び休館日が、利用者に対して利用しづらいのではないかとご質問でございますが、こちらの方は、館としてフルに開けている時間、を9時から17時の土曜日、日曜日、祝日及び1月1日から3日まで、12月29日から12月31日までを除く日を考えておまして、団体使用ができる時間について、またその申請がありましたら適宜対応したいと考えます。利用できる方の60歳未満の方の対応につきましては、原則的には60歳以上の方が利用できる施設と考えております。団体につきましても、利用許可の申請がある団体につきましても、老人クラブ連合会とか、単位老人クラブとか、そういったものが本来の利用目的に合致することと考えておりますので、単に老人、現在もですが、老人だけが使用申請する場合には、この場合には占有許可については、使用できない。ただし部屋を単に一人で来られて利用される場合には利用できるという考えでおります。それと、現在の減免についてでございますが、減免基準につきましては、現在老人集会所があてはめる減免基準を用いて考えますので、町の減免基準に合わせてですね、老人クラブ、単位老人クラブについては、町の基準上では2分の1の減免基準でございますが、この施設の性格上、老人の団体については全額減免を取り扱っておりますので、それを踏襲してまいりたいと考えております。それと、2か月前からの使用申請につきましては、現在福祉センターの使用申請の中でも同様に行ってお

りますが、それは規則によって定めることとしておりますので、減免団体については2か月前からの申請で対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）まず事業ですよ。麻雀等という答弁がございましたが、健康管理に必要な相談及び指導に関することは、麻雀なんですか。あと利用することができるものの範囲、何か答弁がちょっとあいまいでよくわからなかったんですが、わかりやすい例でいけば、いきいきサロンは該当するかどうか。この辺、はっきりとした答弁願います。この2点お願いします。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）事業の件につきましては、高齢者の認知症予防に関してやっける事業ということで、麻雀教室などが該当すると考えております。健康についても、要望があれば適宜対応しているところでございます。また、先ほど言われましたいきいきサロンにつきましては、現在、使用申請があるのがですね、自治会もしくは老人クラブ連合会がされているということで認識しておりますので、減免の対象になり、老人クラブ連合会、単位老人クラブがやられてる場合についても、全額の減免で対応したいと考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）事業ですよ、適宜対応しておりますいうて、結局、麻雀が相談にあたるのか指導にあたるのか。その辺、ちょっとはっきりした答弁を求めます。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）麻雀については、認知症予防の事業として考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。西山議員。

○12番（西山）12番、西山です。まず1点目は今回の条例ですが、本来であるならば、海田町シルバープラザ設置条例でよかったのではないかと思います。なぜこれが、及び管理条例で、そこに指定管理者が入ってきているのかということをお聞きいたします、1点です。2点目は、私たちが、この旧の法務局の跡地をどういう形で形状にするという形の中の報告では、老人集会室1、老人集会室2という部屋は固定されておりましたが、じゃ、どこを老人集会室1、老人集会室2にされたんでしょうか。で、今回の指定管理者をここに概要に入れられてるってことは、私本来はシルバーがあそこに行くことは大賛成でございますが、この指定管理をシルバーにさすということになれば、

このシルバープラザの全体の9割から100パーセント、シルバーが使用される施設でございます。そういった場合には、これは脱法行為にあたるのではないかという判断をいたしておりますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）条例の制定上、設置条例でいいのではないかと。設置及び管理条例は適当ではないのではないかとというご質問でございますが、これについては、他の公の施設についても設置及び管理条例で本町の場合も統一させていただいておりますので、それに基づいて行っております。特に今回の条例につきましては海田町福祉センター条例を遵守しながら同様に考えております。それと、老人集会室がどれにあたるのか、ということでございますが、今まで説明させてもらってありました集会室1、集会室1を老人集会室1、集会室2を老人集会室2という形で考えております。また、指定管理の全体の9割あたりが、9割がシルバー人材センターが使うことで、こういった、手続き上問題があるのではないかとご指摘ですが、こちらのほうにつきましては公の施設ということで公の施設を設置する上では条例が必要であるということで、その整理をしております。その上で条例制定後に指定管理者を決めるという手続きで、今回、シルバー人材センターにお願いするという議案を出させてもらっているわけでございますが、こういう手続きについては問題はないかと思っております。県内においても府中町・江田島市が同様の手続きを踏まえて条例設置後に指定管理者の指定をされておるところでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）建物自体の8割から100、10割ですね、利用、使用されている団体が指定管理をされるということは法的には問題がございませんが、脱法行為と判断せざるを得ないんですけども、その点については、脱法行為というのは法律の隙間をぬって悪い結論ができるということですけども、ですから、法的に根拠は私悪いとは言いません。で、本来、シルバー人材センターが、今まで通りの使用をされて、そこで行政が行う高齢者の方のいきいきサロン云々等は違った形での方法があったのではないかと考えております。ですから、脱法行為にあると私は判断しておりますけども、それはどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず申し上げまして来年4月1日から当然にこの条例が可決され、さら

に公布されたのち、提案しております指定管理が通ればという形でございますけども、従来の、その、貸し付けを受けた自ら使用されるところで行われておりましたシルバー人材センターの今までの運営方法と、来年4月1日からの運営方法は異なりまして、来年4月1日からは、従来のシルバー人材センターが行われておりました作業室とかそういったところの使用を、あくまでも指定管理を受けられた中で、その部屋を使用する、その建物を使うという行為で行われます。ということで、これも8割の部分がシルバー人材センターがその事業で行うのではなく、あくまでもシルバープラザという、建物の指定管理上の行為で行われるという形になりますので、これは公の施設の指定管理のあり方としては、別に脱法行為でもそういうものでもないというふうに判断しております。従来確かに、普通財産を借り受けられて行われていた事業ということであれば、今回もその使用するその部分について賃貸借なり使用貸借をされた上で行うという形になりますが、今回はあくまでも公の施設を指定管理その行為の中で、今回の事業の目的に書いております高齢者のための作業・研修・講習・技能訓練・会議等の開催及び就業に関すること、という事業を町が行うと、それを指定管理という制度でシルバー人材センターが行われるというふうに、4月1日からはそういう形になりますので、これは10割すべて指定管理に当たるというふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）そういたしますと現在あります公益社団法人海田町シルバー人材センターっていうのはなくなると判断してよろしいんですか。これは就労してお金をいただかれますね。就労の支援っていっても、支援の仕方が違う訳ですね。60歳以上の方の働くところを支援するという意味と、この公益法人がされているのは違うんです。私はシルバーさんが行かれることに何ら反対はしておりませんが、この脱法行為をしてまでそこでされるよりも、シルバー人材センターの人が、なんのあれもなくそこにいていただきたい。また後世に汚点を残したくないので、私は今発言をさせていただいておりますが、副町長の先ほどの答弁はそれこそ、法の隙間をぬって悪法をしているということを証明してる発言ですけども、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）当然に公益社団法人としてのシルバー人材センターはそのまま残られます。私のお話ししておりますのは建物の話でございます。これは全国的にもシルバーワークプラザという公の施設をつくられたところは、いずれも同じような形式をされてお

りますから、これが脱法行為にあたるというふうには判断しておりません。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）この今の話の続きなんですけどもこの3条の中で事業、第3項だと思うんですが、高齢者のための作業、研修、講習、技能訓練、会議等の開催及び就業に関することということでそういうふうに理解をされてるだろうと思います。それについて私はどうのこうの言うんじゃないんですが、ただこれシルバー人材センターが運営することによって特定のシルバーの会員以外の方がそういうものに参加しようとしたときには、これ参加できないんじゃないかと思うんですよ。その辺について、法律違反とかなんとか言うんじゃないかと、そういうことについての開放についてはどのように考えておられるんでしょうか。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）研修等につきましては会員以外の方へも募集をかけていただくという形で聞いております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）9番、西田です。資料1の2ページ、その他のところに、海田町老人集会所設置条例となっています。管理が入っておりません。で、下側も同じく老人集会所設置条例から海田老人集会所を削り海田東老人集会所のみとする、という説明があったと思います。それで、海田老人集会所を削りというのは、建屋の扱いも含めてですが、その機能を今回の海田町シルバープラザ設置及び管理条例の中に、これが満足されているかどうか、ここらの点が、ここの、記載されておりますので、内容が不明なので、お伺いします。まずそれ1点。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）老人集会所の機能につきましては、今回のシルバープラザの設置及び管理条例中に充足しているものと考えてます。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）それで、質疑してるのはですね、設置条例という中に、管理が入ってないですね、老人集会所には。今ここに書かれているとおり設置条例と書かれているんですが、管理が入ってない。で、その管理が入ってない中に機能も含めて、そこらを、この海田町シルバープラザ設置及び管理条例の中に放り込むとこういうふうに、説明がなされておりますが、その点が少し理解できないのと、もうひとつ、シルバー人材センタ

一の減、建物それと、そこに含まれてる機能も同じように、今回の移行の中に入ってるのかどうか。要するに、働きですね、そういった内容、運用される内容が、現実にこの管理条例の中で全て管理されていくのかどうか。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）老人集会所条例の中の業務にあたる場所がその機能のところだと思います。その部分についてはシルバープラザの事業の（１）、（２）のところでも充足されてるということで、機能が全て移行されているという考えでございます。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）先ほど申しました人材センターにつきましては、形式は異なりますが、実質的機能は全て充足されているというふうにしております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）最後、この老人集会所設置及び管理条例という形のもので、基本的には海田町全体のいろんな建物に対しての設置管理がなされているというふうに思いますが、ここだけがですね、設置条例という形になってる。先ほど説明の中には、全ては、海田町の施設全てに関しては、設置管理条例でくくっておくというふうに説明をなさったというふうに思うんですが、なぜここだけが設置という形になっているのか、その疑問点が、先ほどの質疑に入ってる訳です。だから、条例を制定するに当たってはですね、全ての整合性をきちっと取っていく必要が考えられるんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）老人集会所条例につきましては、確かに老人集会所設置条例という形です。昭和47年に制定されたものでかなり前の条例ということで、近年建てた公の施設につきましては、設置及び管理条例でほぼいっているものと考えております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）7番桑原です。運用方法のことでちょっと聞きたいんですけども、福祉センターを参考にしていきたいというような話がありましたけども、海田町に在住の60歳以上というふうになっておりますね。これはどういうふうな運用方法で海田町にお住まい、60歳以上というのは、1回1回こう書いていただくとか、そういう方法ですか。福祉センターの方は、海田町の町外の方がたくさんいらっしゃいます。このシルバープ

ラザはどういう運用方法で海田町の在住 60 歳以上ということをお調べになって入館させる、そういう方法をとられるか。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）福祉センターにおいても同様に、町内に住所を有する 60 歳以上の者という形でうたわれておるところでございますが、町外者につきましては、運用の方で、町外者も、受け入れているところでございます。今回、普通にサロンの使われる場合としては 60 歳以上の方も使えるように考えておりますが、団体使用につきましては、説明させてもらったように、海田町の減免団体に対して利用許可を出すという形で、制限をかけていくという感じで考えております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7 番（桑原）シルバーセンターじゃなくて福祉センターが海田町在住の 60 歳以上の方ということに、運営・運用しているということは、これ事実ですか。それともう一つ、やはりこの運用の仕方、シルバープラザを運用される方、確かに減免の方ということについては、そういった海田町の 60 歳以上ということが必要になってくると思います。ほかの個人で使われる方、麻雀をしに来られる方とかそういった方は、1 回 1 回、身分証明書みたいなものを提出して、入館していくという方法をとられるかどうなのか、その運用方法をお尋ねします。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）厳密にはですね、身分証明書等を提示するまでは考えておりません。高齢者が集える場という形で緩やかに運用できればと考えておりますが、詳細については、今後、4 月 1 日の施行に関し、調整していきたいと考えております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7 番（桑原）11 条のこの運用の仕方、これ、利用できるものの範囲ということが 11 条にうたわれとるんですね。これが将来的に他町の方が来られても 4 月 1 日以降また改正していくという話なら、こういったことは書かない方がいいんじゃないですか。そうしないと、海田町在住の 60 歳以上というような話になってる訳でしょ。そのところどうですか。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）はい、こちらの方につきましては、老人福祉センター、老人集会所については、町民のための設置の施設ということで、原則論として、海田町内に住む

60 歳以上の者という形でうたっておるところでございます。ただし、60 歳、町内、町外だけにこだわることなく、使用できるようなこと、運用していきたいと考えてます。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）あの、課長の説明が不十分ですから、補足をさせていただきたいと思えます。原則論はそこへ書いております（１）、主な部分につきましては課長が言うとおりでございますが、実際運用していく上で、その全てをとるところで、（２）の方で、指定管理者が施設の目的を達成する必要があると認めたもの、というふうな、このところを課長、運用という言い方をしておるんですが、この（２）の方へは全然触れずに、（１）の方で全部運用運用というからおかしな形になっております。そういう中で、さらに福祉センターという言い方をいたしました、福祉センターと老人集会所のことというのは差もございませう。おっしゃいましたような、実際のところで身分証明書なりを持って厳密にやるかどうかというのは管理上どうするかというところで、（２）の方に出てこようと思えますが、やはり今回の施設につきましては、福祉センター以上に海田町在住の方の（１）の色を強めたいというふうに思っておりますが、（２）の部分につきましては、この後、指定管理者決まった段階で、その趣旨を踏まえた段階で、どのような形をとっていくか検討をさせていただきたいと思えます。

○議長（久留島）下岡議員。

○４番（下岡）はい、４番、下岡です。あの、このシルバープラザというのは二つの機能がある、一つは、老人集会所としての機能、もう一つは、シルバー人材センターの本部機能としての機能ということでですね、実質的に二つ機能はあるんですけども、どちらかというウエイト的には、日ごろの活動で使われる上では、シルバー人材センターの本部機能としてのウエイトが相当高くなるだろうということなんですけれども、そうした中でですね、建物について、指定管理者制度を入れるということで、指定管理者ですから、当然ある程度の費用を町が支出するということになるんですけども、シルバー人材センターのこの事業を見てもみますとですね、そこに所属しておられる方がですね、仕事をされて町民の方からある仕事をした場合には一定料金をいただいて、そのうちの一定率のものをですね、シルバー人材センターが手数料的なものとして受け取ってる、ある程度事業的な要素がある訳なんです、そうした事業についてですね、指定管理者制度で、そのシルバー人材センターそのものがですね、この建物の指定管理者制度になるということは当然あり得ることだと思えます、その点についてですね、例えば、

これを指定管理者制度という形でいくつかの候補を上げていただいて、申し込みしていただいたときにですね、当然、シルバー人材センターがですね、有利な条件でですね、例えばその指定管理も、本来自分たちが使っているところですから、そういう事業でやってる訳で、自分たちがやればですね、当然コスト的には安く上がってくるということで、この指定管理者制度の中にですね、シルバー人材センターも入れるということになるとですね、多分、シルバー人材センターが受注するということになると思うんですけども、そういうことでいきますと、先ほどの事業を自らやってる訳ですから、そのことに対して町がですね、さらに補助を出すということで、先ほどの西山議員が指摘したようにですね、非常に法的なものは別にしてですね、非常に不透明というかですね、ある意味利益供与じゃないかという部分があるんですけども、これについて、確かに老人集会機能についてですね、シルバー人材センターに指定管理者としてやっていただくということについては、町が費用負担するということは妥当であると思いますけれども、事業を営む自らやる事業の部分についてですね、指定管理者制度として、管理料を払うということはですね、ある意味、利益供与にあたるのではないかというふうに考えますけれども、答弁をお願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）シルバー人材センターにおきましては、確かに事業を行っていらっしゃるんですが、これは認定を受けられた、公益社団法人としてそれを行っておられまして、全て公益のためという形になっております。シルバー人材センターの運営方法には幾つかの方法があるかと思いますが、従来、自治体側でシルバープラザという形で公の施設を設けられた場合には、そういった指定管理で行うと。それから、そうでない自治体の建物をお貸しする場合には、ほとんどの場合それを無償で行う。それからそうでない場合、自らで運営されるとか、建物を建てられているという時にはそれに対して補助金を交付すると。いずれの方法におきましても、こういった高齢者の方の就労をするという形で、この社団に対しては、どの自治体においても何らかの利益供与をされております。そういう形で、今回、議案として提案させていただいておりますので、その際にまたご説明したいと思いますが、この条例が制定され、可決されましたあかつきには、そういった指定管理者としてシルバー人材センターを考えておりますが、これについては、シルバー人材センターというところの性格からして、その利益供与に移行することが妥当だというふうに考えております。

○議長（久留島） 下岡議員。

○4番（下岡） あの、今、利益供与を何らかの形でやっているということで、今回もそれに該当するという事ですから、私もその利益というか海田町のためにやっておられてですね、海田町の一部の費用を出すことについてはですね、反対するものではないんですけども、やり方がですね、指定管理者制度というものがふさわしいかどうか、指定管理者制度というのは公募でやる訳でしょう。シルバー人材センターだけじゃなくて、ほかにもやりたいという業者さんが参加される訳ですから、そうした場合には先ほど宗像議員が言ったようにですね、実質的にシルバー人材センターさんが恐らくこれ受注されますよ。自分がやるということですから。そういうやり方がいいのかどうか。利益というか補助というかですね、そういうやり方にしても、この指定管理者制度以外にやり方という、事業そのものに対する補助というやり方だってある訳ですから、指定管理者制度でやるということのですね、必然性というのはないんじゃないですか。そうしないと、いいですか。これ多分ね、実質的に、この制度というのはシルバー人材センターに使わせて管理も自らシルバー人材センターがやると、そういうシステムですよ。それを指定管理者制度でわざわざやるということのですね、なぜやるのかということなんですよ。指定管理者という以上は、ちゃんと公募したときにですね、同等の条件で参加者が同じ条件で競争できるようなものでないといけないんじゃないですか。その点について質問します。

○議長（久留島） 副町長。

○副町長（三宅） 公募するかどうかという部分につきましては、この条例が可決されたときに、次に出しております、指定管理の、決めるというところで改めて、まだ条例ができていない前のちょっと説明できませんので、条例可決の場合という形で申しますが、全ての指定管理が公募という形はとられておりません。当然に特定の団体しか指定管理し得えないようなところも、自治法の改正によって、その建物の委託管理が、指定管理制度しかなくなった段階で、いずれかをとるという形になっております。従来、先ほどの西田議員のご質問に対して私がシルバー人材センター今やられているところと、形式的には変わりますけども、実質的には何ら変わらないと言いました。従来、建物について無償でお貸しして、そこで事業を行っていただき、さらに事業費に対して補助を行うという形を行ってございました。今回それが踏襲できませんのは、最初から普通財産のために購入するということができませぬので、この度の法務局の跡地は、あくまでも

町が公の施設として習得する必要がございました。その中で、今全国的に例えば隣の府中町もそうでございますが、シルバーワークプラザという形でそういったシルバー人材センターが使われる建物を、公の自治体が設置して、それをシルバー人材センターに指定管理で実際に使用してもらおうと、そういう自治体がいくつか出てまいっております。そういった自治体の例を参考にいたしまして、私どもとしてはシルバープラザ、特に就労部分につきましては、公の施設としてつくった上で、それを指定管理に出すと、そういう形で、従来の実質的な使用方法を変えないという手法を考えた訳でございます。

○議長（久留島）ほかに。崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。ちょっと先ほどの件についてですね、使用できる者の範囲のところでございますよね、1番の町内に住所を有する60歳以上の者と、で2番に今説明されました。これをね、第40号議案の公の施設の指定管理者の指定についてのところで、2番について、もちょっとわかりやすく説明は受けたいんですが、その準備の方をできるかできんか。というのはね、1番で定めたもののね、2番はちょっと逃げ道みたい。決まってませんよね。指定管理者が定めて、目的に達成するために必要であると認めたものということは皆当てはまりますので、その内容ね、ちょっとわかりやすく、今の42号議案でもう一回質問をしますので、よろしく申し上げます。以上で終わります。

○議長（久留島）今の質問に対して、即答できますか。はい、ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第40号議案について採決を行います。お諮りいたします。第40号議案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおりこれを決します。暫時休憩いたします。再開は10時20分から再開いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時05分 休憩

午前10時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。日程第8、一般質問を行います。質問の通告がございますので、受付順に順次発言を許します。5番、住吉議員。

○5番（住吉）5番議員、住吉です。3項目についてお尋ねいたします。まずはじめに、児童虐待防止についてお尋ねいたします。厚生労働省の調べによると、平成23年度の全国の児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数は5万9,919件にもものぼっており、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ5.2倍増加しております。その虐待を種類別にみますと身体的虐待が36.6パーセントと最も多いものの、ネグレクトが31.5パーセント、性的虐待が2.4パーセント、心理的虐待が29.5パーセントと、周囲が気づき難い虐待が圧倒的に多くなっております。少年犯罪抑止の観点からも、児童虐待防止は非常に重要なものであります。法務総合研究所の調査によると、少年院来院者の約70パーセントが虐待を受けた経験を持っており、厚生労働省の雇用均等児童家庭局の調査では、児童自立施設児の65.9パーセントが虐待経験ありとされております。海田町では1昨年度に児童虐待で逮捕者を出しております。また、昨年度の子供家庭センターへの通告は27人、要保護児童対策協議会では38人の子どもを対象としております。これらのことは、子育てしやすいまちを掲げている海田町にとっては恥ずべきことであります。以上のことを踏まえ、3点お尋ねいたします。1点目、保護者に対しては、児童の心身の健やかな成長及び発達を図ること。町民に対しては、児童虐待防止の取り組みに協力することを課した、海田町児童虐待防止条例を制定してはいかがでしょうか。2点目、医師会・歯科医師会と協力し、身体的暴力のみならず、定期通院を怠るなどのネグレクトが疑われる場合の早期対応の体制を築いてはいかがでしょうか。3点目、各小・中学校を通じて児童生徒たちに虐待とは何かを理解させ、その相談窓口を周知徹底させてはいかがでしょうか。続きまして、高齢者の住まいの確保と生活支援の推進についてお尋ねいたします。団塊世代の高齢化により、ひとり暮らしや閉じこもりがちな高齢者の増加が見込まれております。軽度要介護者や低所得の方向けの住まいが不足しているだけでなく、事業リスクから、民間の賃貸住宅アパートへ高齢者の方が新たに入居するのは極めて困難な状況にあります。町内の県営、町営住宅においてはエレベーターが設置されておらず、上階に住まわれている高齢者の方にとって年齢を重ねるとともに、外出が億劫になりつつあります。鳥取県南部町においては昨年度から、高齢者・障がい

者などが地域住民とのつながりの中で、可能な限り地域で暮らせる住まいをモデル事業として実施しております。これは既存の空き家を借り受け改修することで人件費・家賃を抑え、低所得者や年金暮らしの方にも利用しやすくした高齢者住宅事業で、その住宅内に地域交流スペースを設け、共同生活をするすることで、これまで、ひとり暮らしであった方にも安心感が得られております。また、ライフサポートアドバイザーによる支援体制のコーディネートも行われており、必要に応じて共助の医療介護サービスや互助の配食、見守りサービス等の生活支援も提供されております。厚生労働省では、今年度検討されていた低所得・低資産高齢者の住まいと生活支援のあり方に関する調査研究に基づき、来年度予算概算要求の中に低所得高齢者等の住まい、生活支援事業として8.7億円を盛り込んでおり、モデル事業を全国10か所で行う予定であります。海田町においても民間の空き家を借り受け、高齢者の住まいの確保と生活支援の推進に取り組まれてはいかがでしょうか。最後に、庁舎移転問題についてお尋ねいたします。第1回庁舎建設特別委員会が開催されたのは今から6年前の平成19年10月4日であります。その後住民アンケートも行い、町長選挙と町議会議員選挙は2回も行われております。また、県合同庁舎跡地に庁舎を建てるべきという決議は議員の圧倒的多数の賛成により可決され、建設地を決める住民投票を求める決議が、全会一致により可決されております。そのような状況であるにもかかわらず、町長は議会制民主主義をないがしろにし、町民の方々に直接判断をあおぐ住民投票からも逃げていることから、町長の行政手腕と決断力に疑問を抱かざるを得ません。庁舎移転問題を今日まで解決できなかった要因は三つあります。一つ目は、町長は駅前に建設したいという思いがあったにもかかわらず、議会に対して複数の案を示したこと。二つ目は、JR西日本が1度も同意したことがないにもかかわらず、町民の皆様方に複合施設案を示したこと。そして、最も重大な要因は、町長選挙の最中に勝負から逃げ、庁舎移転問題に全く触れなかったことでもあります。また、防災上の観点からも新耐震基準を満たしていない現在の役場庁舎は、大規模災害時において行政機能を完全に失うおそれがあることから、早急に新庁舎を建設する必要があります。庁舎建設地を決める住民投票を早急を実施し、庁舎移転問題に終止符を打ってはいかがでしょうか。以上、答弁を求めます。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）住吉議員の質問に答弁を行います。まず児童虐待防止についての質問でございますが、1点目については、児童虐待防止の必要性は十分に認識しており、町民に

対して広報・啓発活動を行っておりますが、現時点において、条例の制定は考えておりません。2点目につきましては、既に海田町医師会及び海田町歯科医師会に依頼し、情報の提供や共有など、児童虐待防止に向けての連携を行っております。3点目につきましては、各小・中学校において、子どもの悩み相談窓口である子どもの人権110番などの周知を行っております。続きまして、高齢者の住まいの確保と生活支援の推進の質問でございますが、この事業は民間活力を利用した新しい取り組みでございます。今後の国のモデル事業の推移を見守っていきたいと考えております。続きまして、庁舎移転問題についての質問でございますが、広島市東部地区連続立体交差事業の状況が不透明であり、住民投票の実施については今後の連続立体交差の結果を見定めて判断してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）再質問に移ります。まず、児童虐待防止条例に関してですが、条例の制定は考えておりません。その理由は答弁に述べられておりませんが、その理由はどういったことからでしょうか。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）児童虐待防止の対応につきましては、児童虐待の防止に関する法律に基づきまして、広島県西部こども家庭センターはじめ各関係機関との連携の中で現在対応させていただいているところです。また、児童虐待の取り組みへの協力は、各関係機関からも町民に向けて発信をしていただいております。現時点において町長の答弁がございましたが、条例制定は考えていないということでございます。しかしながら施行しています県や市町の条例内容については、情報の収集であるとか分析には努めていきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）だから、今の答弁だと、条例をつくらない理由になってないでしょ。こういうがあるから条例をつくれません、言うんならわかるんですよ。取り組んでます、協力機関どうのこうのと言いますが、それだけじゃ、条例をつくらない理由になってないでしょ。それだけでは条例をつくらない理由にはなってないでしょ。もう一度、なぜ条例を制定しないのか、その理由について答弁願います。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）先ほど、町長、あるいは子ども課長の方から答弁がありましたよ

うに、今現在、法律に基づいた各種の施策を実施しております。現時点ではそれがうまく機能しているというふうに判断しておりますので、条例までは定めなくてもいいのではないかとこのように考えているところでございます。

○議長（久留島）はい、住吉議員。

○5番（住吉）では町長にちょっとお伺いします。うまく機能しているものであれば今後一切海田町は条例というものはつくらないと、そういう判断でよろしいですか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）それぞれの事案の状況を判断をしながらそれを考えていきたい、こうように考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）その状況というのは、ようわからんですね。今みたいに、機能しているからもう条例は制定しませんよと言うのであれば、今後その他の条例が出てきたら我々、反対せざるを得なくなるんですよ。本当にそれでよろしいですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）あの、ちょっと議論がかみ合っておりませんが、執行部としては、条例を制定しないとはいつておりません。現段階で、条例を積極的に制定する必要がないというふうに言っておる訳でございます。先ほど町長いましたように、今後、例えば本町において独自の施策をとらないといけない、その根拠が必要と、そういう形になりましたら、それは条例を提出をさせていただいて皆様方とご協議をしていきたいと、町長答弁をもう一度見ていただきたいんですが、現在考えていないというのは、議員が先ほど何回も質問される、条例制定をしないと、今後ともしないと、そういう趣旨ではございませんので、そこのところを噛み合わせていただきたいと思います。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）一昨年度に逮捕者まで出しておきながら、じゃなぜ現時点で考えられないのか。あの時逮捕された方も、近所の方から随分前からあそこは様子がおかしいという声が上がっていたんですよ。それがようやく通報されて逮捕、そういったことがこの狭い海田町内でも1件起きている訳です。にもかかわらず制定を考えていないというのが、ちょっと理解できないんですよ。まだ、噛み合っていないのかもしれませんが、その辺もうちょっとうまい答弁願います。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今おっしゃられた例でいきますと、現行制度の運用のところに少し、ま  
ずさがあったかなというふうに思っております。ですので、その後、先ほど来課長や部  
長が答弁しておりますように、それぞれの機関との連携の強化とか、そういった現在の  
制度をうまく活用して、現段階で新たな制度をつくってまで何らかの対応をしなければ  
いけないという状態には、現段階ではなっておりません。今後そのそういった法律とか、  
そういうようなところでは対応できない、本町が独自の制度をつくってでも対応しない  
といけない、ということ、もしくは、他の、課長が答弁いたしました、自治体におい  
てつくった条例が非常な効果を上げていますと、そういったような事案になりましたとき  
に、改めて検討してまいりたいと、そういう趣旨でございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）では2点目、医師会・歯科医師会との連携でございますが、こちらもう既  
に連携を行っているというような答弁町長答弁ございましたが、実際にそういう定期通  
院を怠っているような場合は連絡が入るようになっておるのでしょうか。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）そのようなケースがございましたら、医療機関の方から連絡が入る  
ような体制を整えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）3点目の小・中学校において子どもの悩み相談窓口である子どもの人権 110  
番の周知を行っております。こちらの方でも子どもたち、相談できるような体制がつく  
られているというふうに考えてよろしいですか。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）はい、そういう体制をとっております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）なんでこういったことを聞きましたか言いましたら、被害別に見た援助サ  
ポート先ですね、子どもたちが望む。これを少年院に入っている子どもたちに、過去に  
アンケート取っとるんですが、ざっと見ますと、ネグレクトと性的暴力に関しては圧倒  
的に相談窓口が多いんですよ。学校とか身近な人というのは非常に少ない。特に性的暴力  
に関しては。そういった部分に関して、子どもたちに相談窓口が周知されているという  
ことでございますが、じゃ、これが虐待であるというのは周知されているんですかね。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村） 児童虐待の問題についてはですね、いじめ問題であるとか暴力問題等の対応と根本的に違うことがあると考えております。どこが違うかという先ほど議員ご指摘いただきましたように、いじめの場合とか暴力の事件をした場合というのは、割とこういうことをされたと言いがちなんですけれども、児童虐待の場合は、それを自分の方から言い出すということは、ほとんど事例としてはない。私自身もネグレクトそれから性的虐待等の事例、実際体験いたしましたけれども、特にそのネグレクト、虐待ですね、虐待についてはですね、今自分が我慢していれば、お父さんは元の優しいお父さんに戻ると、今自分が我慢していれば、それで必ず元の優しいお父さんに戻るんだと、そういう気持ちがあるものすごく強くて、父親のことで母親のことを逆に恨むっていう、その感情自体がものすごく薄い状況があるんです。そういう状況の中で、子どもたちに、今議員さんおっしゃられるような、いろんな相談窓口の紹介、これは当然やっておりますけれども、教育として1番根本として気をつけなくちゃいけないのは、教職員というのは日々、子どもたちに接している、接する機会が非常に多い訳ですから、早期発見をする可能性が非常に高いと。だから教職員に対しては、早期発見・早期対応ということ、これを教育委員会としては、全面的に指導しているところでございまして、また児童虐待の、今の質問の、虐待ということを周知しているかっていうことですけれども、虐待ということを周知するというよりよりは、教職員が早期発見・早期対応に努めるということ、そして子ども家庭センター等とですね、連携を取ると、これが肝要だと考えております。

○議長（久留島） 住吉議員。

○5番（住吉） 毎度すばらしい答弁なんですけど、結局、教職員から見ても気づかないような場合とかございますよね。その上子どもたちにとって、これは虐待だということがわからないケースもありますよね、こういうものなんだと。そういった場合、それをわかるため、わからせるためにも子どもたちに対する周知徹底、親からこういうことを受けての虐待なんですよ。兄弟あるいは知り合いから受けるのはこれは虐待なんですよと、そういった周知徹底はなされているのかどうか、再度お伺いします。

○議長（久留島） 教育長。

○教育長（中村） カリキュラムとして児童虐待ということについて、学校で指導するということはこれはありません。ただ、いろいろな家庭状況等の中でですね、特に気になる家庭というのがありますから、その中で、子どもたちに対して個別に、こういったこと

は虐待につながると、そういうことを指導する場合というのは多くございます。そういう面で周知しているということは言えます。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）続きまして高齢者の住まいの確保と生活支援の推進についての再質問でございますが、町長の答弁では、新しい取り組みだから、今後国のモデル事業の推移を見守っていきたいと考えております。確かに国は来年度から新しく新規事業として今予算要求しておりますが、他の市町においても同様のことをやっているんですよね。だからわざわざ事前通告に例を挙げて鳥取県南部町と、いうふうに出したんですが、これ今回何ら検討はしないという、そういった考えでよろしいんですかね。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）例に上げられた鳥取県南部町においても、まだ住宅サポートという段の実施が見られていないという状況でありますので、現段階では、動向の推移で考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）さっき最後の答弁はちょっと聞き取りづらかったので、もう一回お願いします。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）本町においては、本町においては、国等のモデル事業の動向の推移を考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）これまでも、何人かの議員が空き家対策ということで一般質問を重ねてこられたかと思えます。そういった観点と高齢者の住まいですよね、シルバーハウジング、私が一般質問した時はかなり前向きな答弁が出たにもかかわらず、結局やらないことになってしまった。この二つの兼ね合い、噛み合わせということで、ちょうどいいじゃないかと思えますが、独自の検討というのは一切されるおつもりはございませんでしょうか。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）現段階では、この事業につきましては、民間活力ということで、南部町においても、地域振興協議会、結局は自治会がやられているところでございますので、担い手等々も考えますとですね、なかなか動向を見ながら今後検討していきたい

という以上の答弁はできないかと思えます。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）たしか大阪府は社会福祉協議会が同様の事業をされていたかと記憶しておりますが、その点は把握していらっしゃるでしょうか。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）すみません、私の方、ちょっとその部分は把握しておりません。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）じゃ、逆に聞いてみるんですが今現在、町営県営住宅の上階に住まわれている高齢者の対策、こちらの方、町長どのように考えていらっしゃいますかね。

○議長（久留島）町長

○町長（山岡）高齢化対策につきましては、県とか国とかのいろんな施策は次から次へ新しい方法を生み出してるというのは我々も十分承知をしております。しかしながらわがまちにおきましての面積の問題、また、高齢化率の問題、また、町営住宅の充当の問題を踏まえてですね、いろんな、よその地域とはずいぶん変わった地域であるし、利便性といった、かなり海田町は皆さんに喜んでいただいておりますので、その都度ですね、必ず、中山間地とかですね、もう、いろんなところが全部参考になるかといったらなかなか難しい。やはり海田町に合ったものやっっていくのが私たちの使命だと、そういうように考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）確かに、地域性という点では町長のおっしゃるとおりだと思います。海田町は非常に便利の良い町でございます。ただし、町営住宅・県営住宅のつくりはどこに建てても一緒ですよ。3階、4階、5階に住んでいる人は、海田町であれ矢野であれ坂であれ府中であれ。あの階段を毎日上り下り上り下りするんですよ。荷物持って。町長みたいに元気な方だったらいいんですよ。そこらやはり、そうでない方もいらっしゃるんですよ。いくら海田町は若い町だと言ってももう高齢化率が25パーセントぐらいでしたっけ。4人に1人が高齢者なんです。町長。そう考えると、いつまでも若い町だからとも言えませんし、確かに便利の良い町ではございますが、そういった現在の町内の公営住宅に住まれている方にとっては、非常に苦痛なんです。毎日の生活が。階段の上り下りが。その点、そういった事もあったんで、今回この一般質問2番目、高齢者の住まいの確保と生活支援の推進、というのを出したんですが、今のとこ

ろはモデル事業の推移を見守っていききたいという答弁にとどまっておりますが、これは町単独で同様の事業を考えるおつもりは、町長、ございませんでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）先ほど申しましたように、県営住宅、町営住宅もその時代は、約40年近くになっておるんですが、十分にエレベーターがなくても機能できる世代の方が入居されたかという判断をしておりますが、今の時代ですね、2階でもエレベーターつけるような住宅でも時代が時代で随分変化しました。それに十分対応できることはですね、なかなかそのケースバイケースがあつて難しいと判断をしておりますが、それらの点につきましてもですね、町営住宅、県営住宅につきましても、町内にあるそういう住まいの住宅について、何かいい方法があれば、研究してみたいこういうふうに思っております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）ですから、厚生労働省の方としては全国10か所で今回モデル事業を考えていると、これ海田町、のっかるつもりはございませんでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）恐らくですねいろんな我々の情報とか調査の限界では、全国で10か所に入るようなですね、とてもじゃないが、指南の技じゃないかと思っております。しかしながら、これもしなくちゃいけない、応募してですね、申し込んでやっていただければ、その点については、担当と踏まえてですね、協議して行きたい、こういうふうに考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）では最後に、庁舎移転問題に関する再質問でございます。確かに町長の答弁は、これまでどおりのマスコミ取材に対する発言と全く同じでございます。ただ心配しますのは、この連立立体交差事業の結果を見定めて、この間に駅南口であるとかあるいは県合同庁舎跡地が、他に売却されてしまう可能性も十分考えられますよね。そうなってしまうと、また、振り出しに戻るんですよこの話が。長いこと長いこと議論を重ねてきて町長発信の議論、議会と町長と重ねてきたこの庁舎移転問題が、また振り出しに戻ってしまう。果たしてこれで本当に町長よろしいのでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）この庁舎移転問題につきましてもですね、住吉議員ご承知のように、連続立体交差事業の立退きを発端として、これが起こったということをご承知と思いますが、

県といたしましてですね、是非、議会の方でもお願いしていただいておりますが、現状どおりの実行をお願いしたいと、強く要望を踏まえて県をお願いしておる訳でございますが、現在ですね、連続立体交差事業ができなかった場合は、今の合同庁舎の呉線、またこちらの本線につきましても、町の区画整理、土地計画、全然狂ってくるということですね、皆さん方にしっかりわかっただけなかなきゃいけない時点に来ている、そういうことを踏まえてですね、県の方にしっかりと要望しながらですね、現計画の実行をお願いしたいということに尽きると思っております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）そうであるなら逆に、庁舎をとっとと移転さしてしまっ、県に原案どおりやれや、と、つきつけることも可能だと思うんですね。今のまま原案どおりやれ原案どおりやれ、でも庁舎移転問題はその結果をみます。何か拍子抜けするんですね。どこまで海田は本気で原案どおりにしてほしいんやと。それよりも、とっとと庁舎を移転させてしまっ、県に対して、ほらどいたやろ、原案通りやれやと、もうほとんど海田町の用地買収、100パーセントなるやろ、これで。そういった、意気込みを見せたらいかがですかね。このまま連立高架事業の結果を見定めて、それから考えますよじゃ、果たしてどうなんだろう。県がどこまで本気で見てくれるんだと思うんですが、その辺、町長いかがですか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確におっしゃいますように、いろんな方法があると思います。しかしながら、政治は10年先をですね、見極めて、次の将来の海田町を担うものをつくらにゃいけん。私は信念をもってそれを取り組んでおる訳でございますので、一度設置してすぐ変わるということもできませんし、そんなことがなかなか許されることもございませんで、慎重にですね、海田町の将来を見極めての選定を頑張っていきたい、こういうふう、考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）10年先を見越してというご答弁ございましたが、そうだったらなおさら移転した方がよろしいんじゃないでしょうか。この役場庁舎もどうせ、あと10年か15年ぐらいしか使えません。ましてや耐震基準を満たしていない。で、見定めてから判断するということになれば、その間耐震補強工事もできませんよね。移転しなきゃいけないかもしれないとなると。そういった現状を、町長、放置されてこのまま推移を見守って

いくつもりなんでしょうか。

○5番(住吉)町長。

○町長(山岡) 何度も答弁いたしますように、1日も早い県の方の方針決定をいただきながら、それに沿って、我々も鋭意努力をしてですね、皆さんに理解いただけるものに頑張っていきたい、こういうよう考えております。

○議長(久留島)住吉議員。

○5番(住吉) その、早く、結果を出してとおっしゃいますが、町長も我々も原案どおりやれと、その気持ちは変わってないと思うんですよね。それが、県に早く結果を出してくださいというのは、正直、町長らしくない答弁だなと思うんですよ。戦う時は戦う。そういう意気込みを見せていただきたいんですが、そのためにも、庁舎移動したらどうですかね。県が結果を出してやっぱり移動することになりました。でももう用地がございません、よそに売られてしまって。混乱のきわみですよ、町長。もう十分に議論は尽くしてきたと思うんですよ、この問題、海田町では。あとは、町長は駅前に持ってきて、議会が圧倒的多数で県合同庁舎に持っていきたい。もうこれは恐らく議論を重ねてもかみ合わないと思うんですよ。今後。そうであるならば、町民の皆様方に、一度建てたら半世紀は使う建物です。ですから町民の皆様最後に意思を問うて、どちらがよろしいですか。距離的にはそんなに変わりませんよと。駅前から合同庁舎まで歩いて10分ぐらいですよと。どちらがお好きですか。それで決めたら良いだけじゃないでしょうか。

○議長(久留島)町長。

○町長(山岡) この問題も、常に日頃からずっといろいろ議論とか、いろんなご意見をたくさんいただいて、町民の方からもいろんなご意見とか要望活動をいただいております。それらを十分に把握しながらですね、今おっしゃるような形で、県の方もですね、早くとにかく結論的にこういうふうにしたいということはあるんですが、とにかく一貫して私はそれなりのやっぱり調査研究を今やっております。それがある程度、結論と申しますか、要望と申しますか、県に対するいろんな形での取り組みを、早いうちに皆様にお示ししたいと、こういうようなこともやっておりますので、もうしばらくの間、それを見守っていただきたい、こういうように思っております。

○議長(久留島)住吉議員。

○5番(住吉) ま、何度言っても議論かみ合わないと思うんですよ。私が心配するのは、

やっぱり立ち退かなきゃいけないと、県の結果を受けて。そうなったときに、県合同庁舎ありません、どこかに売られてしまいました。駅南口の土地、どこかに売られてしまいました。両方とも海田町の土地じゃございませんよね。そうなったときに、どうされます。今までの議論が無駄になるんですよ。町民アンケートすら、無駄になってしまう。今まで過去にやった。これまでの議論は何だったのかと。逆に今、住民投票で用地を決めて、それ買っておけば、庁舎建設用地としてね。確保しておけば、退かなくていいという時になっても、保育所を建てることもできますし、何も建てるものがなければ売る事も出来ますし、確保さえしておけばあとは何とかなるんですよ、用地を。逆に、今町長がおっしゃるように、連立立交の結果を見てから考える。その間に無くなってしまった場合、町長どうされます。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）世の中の社会情勢、経済情勢は日々に目まぐるしく変わつとる状況でございます。その中で何を選ぶか、どうするかということに対しても、慎重にいろんな各先生方にいろいろ申し入れをいただいたり指導をいただきながらですね、今、判断の材料をしっかりと集めております。この結果をですね、できるだけ県の方にしっかりお願いをしてですね、早期にそういう話をしていただくようにやっていきたい、こういうように考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）町長、良く考えて下さい。県合同庁舎は県の持ち物だからまだ話はできません。駅南口、私有地ですよ、町長。ご存じのとおり。いつまで待っていただけるか保障がないんですよ。私は合同庁舎に立てるべきと思いますが、町長は、駅南口とおっしゃってましたよね。町長をこれまで応援してこられた方でも、そう思っていらっしゃるんです。ところが、連立立交の結果を待っている間に、駅南口の土地がどこかに売られてしまったら、これまで町長を応援されてきた方々を裏切る結果になってしまうんですよ。それよりも今、住民投票を実施して、その用地を確保しておく。それがこれまで町長を応援してきた方々に対する報いじゃないんでしょうか。いかがでしょう。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）今おっしゃるような、合同庁舎跡地、駅前の問題にしましても、町の将来展望と計画をですね、より一層、考え方をいろんな形でですね、協議をしながらですね、できるだけ早い時期に、そういう判断をしたいとこういうふうに考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）できる限り早い時期に判断とおっしゃいますが、もう、十分協議は重ねてきたと思うんですね。町長の思いは駅南口に建てたいんですね、それは十分にいろいろな専門家の方の話を聞いた上で、わしが駅南口に建てるべきだと思われてきたんですね。じゃ、これ以上誰の話を聞いて判断されるんですか。十分判断材料があるから町長は、駅南口だと決められたんですね。過去の庁舎建設特別委員会において、駅南口は一度も過半数をとっていないにもかかわらず、町長は駅南口にしますと発表して、広報かいたにも載せられた。じゃ、これ以上町長、判断することはないじゃないですか。あとは、町民の意思に委ねたらいかがですか。もう町長は駅南口から譲るおつもりはないでしょう。我々議会の大半も県合同庁舎から譲るつもりはございません。もうこれ以上かみ合わないんですよ、町長がいろいろな専門家からの話を聞いて、やはり駅南口といっても。そうであるならば、用地がまだよそに売られていない今の間に、住民投票を実施して、どちらかの用地を購入してはいかがでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）何度も答弁をいたしますが、私も町民に対して信任を受けて町長になった訳ですから、その意思の決定に対して町民に十分な約束したことをしたことになる。それを実行するのが私の使命と、こういうように考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）それはおっしゃるとおりです。我々議会も町民の信任を受けて、今ここにいます。その信任を受けた者同士の意見が、もうこれ以上議論してもかみ合わないんですよ。あとはだれの判断を仰ぎます。もういくら議論しても、我々と町長の考えは、この庁舎移転問題に関しては、もう一步も譲れない状態にあるんです。こうやって言いよる間に、二つの候補地ともどこかに売り飛ばされてしまったら元も子もないでしょ。県合同庁舎なら、待つだけかたもしれません。県が主体の東部連立立交にかかわって庁舎が移転するんだから。ただし、駅南口は何度も言いますが、民有地です。既にもう更地にしていらっしゃいます。その移転先の工場も新たにもう動いています。いつまでもあのまま一般企業が、今景気がいくら良くなっているからといって、遊ばしとく訳にはいかんのですよ。あの一等地を。金融機関が黙ってませんよね。そうなった場合、これまで町長のおっしゃってきたことを、それを信じてきた方々、町の皆さんを、結果として裏切ってしまうことになるんですよ。それよりも早急に住民投票を実施して、結

論出されたらいかがですか。もういい加減この問題は終わりにせんにやいけん時期でしょう。これまでいろいろと庁舎建設特別委員会で議論を重ねてきましたが、いっぺん上空から海田町見てください。私、一昨年かその前ぐらいに自衛隊のヘリコプターに体験搭乗させてもらったんですよ。ずっと見てきたら、まあ何とも狭い町ですよ。その狭い町の中で、徒歩 10 分の間の場所を今争つとるんです。もうここまで来たら町民の皆さんに、判断を委ねてもいいじゃないですか。半世紀に一度の事業なんですから。こういった時に町民の声を直接聞いて、町民の意思で判断をしてもよろしいんじゃないでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）何度も答弁をしながらですね、私有地であり、また、県有地であること、我々も十分承知しておりますし、海田町の状況も、私もこのかた生まれて全部海田から離れたことないぐらい、すみずみまでいろんなことで周知しております。その中での判断としてですね、現在、このまま皆さん方をお願いしておることがたくさんございます。そして皆さんに対してですね、本当に海田あれでよかったというふうに結論を出してやるのが行政である政治じゃないか、というふうに考えておりますので、できるだけ早い時期にですね、そういう判断をやっていきたいと考えております。

○議長（久留島）はい、住吉議員。

○5 番（住吉）ま、できるだけ早い時期に判断というのは、かなり前向きな答弁という気がしないでもないですが、町長、これまで委員会でこのようにおっしゃってるんですね。第 7 回の委員会において、庁舎の場所どこにするか。何ととっても議会の皆さんの総意でなければならないと思っており、駅南口が、いやだめだと突っ張るつもりはない。で、第 11 回の委員会においても町長はこのようにおっしゃっております。各候補地とも、さまざまな問題を抱えているが特別委員会において候補地を絞っていただいたら、集中的に地権者と協議を進めていきたい。ただその後、いろいろあったんでしょうね。いきなり駅南口が良いと、町長おっしゃったんですよ。もうこれ以上判断を仰ぐのは何も無いと思うんですよ。町民の直接の意思以外。過去の委員会で、町長は、議員、委員会が絞ってもらったらそこを協議を進めるとおっしゃっていたにもかかわらず、結局それもやらなかったんです。じゃ、せめて、町長、選挙のときに有権者の皆さん、後援者の皆さんにおっしゃった、駅南口に建てます、その約束を守るためにも、用地を確保しないといけないんですね、売り飛ばされる前に。どうします、売られてしまったら。町長を

信じてついてきた後援者の方々を裏切ってしまうんですよ。東部連立立交の結果を待ってる余裕はないと思うんですよ。住民投票の結果どちらになるかわかりません。私は、県合同庁舎の方がいいと思っておりますが。しかし、町民の皆さんが駅南口がいいというのであればそれで構いません。どちらも距離は変わりませんから。そうであるならば、まず町長、用地を確保しなきゃ、絵に描いた餅なんです。町長の思い描いてる構想は。土地がなければ役場は建てられません。もう何も悩むことないじゃないですか。専門家や大学の先生の話聞くことも一切もうないじゃないですか。町長の意思は固まっているんですから。もう後は、町民の皆さんの判断を仰ぐだけでしょう。もう議会としてはもう3分の2以上が県合同庁舎内がいいと言っています。町長が県合同庁舎にしようと言ったらそれで決まってしまう話です。でも町長は、それはしない。駅南口がいいと。そうであるならば、その考えを信じて町長を応援されてこられた方々の思いを実現するためにも、用地をとっておかなければ、結果として嘘ついたことになるんですよ。複合施設もだめでした。今度は駅南口も建てれんじゃないか。なんなんだよそりゃ、今まで応援してきたのに。そうならないためにも、土地だけは確保しとかんにやいけんでしょ。後から土地の利用はなんとでもできますよ。保育所建てたり、海田町公民館移転させてもいいですし、あるいは民間に売り飛ばしてもいい。もう余り時間的余裕はないと思うんです。土地の確保に関しては。町長、ご決断いただけませんか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）はい、何遍も繰り返し答弁をしても方針的にいろんなことでありますが、県の方にもですね、いろんな過去のことを言っても、皆さんにも、特別委員会でもいろんなことを話しております。そういうことを踏まえてですね、総合的に判断をしてまいりたいと考えております。

○5番（住吉）終わります。

○議長（久留島）9番、西田議員。

○9番（西田）はい、9番、西田です。大きく三つの質問をいたします。1、東広島バイパスの開通に伴う交通安全対策を質問いたします。平成25年9月定例会において、東広島バイパスの一部が平成26年3月に開通しますが、交通の安全対策と計画にある、高架化への取り組みはどのようになっているかということについて質問いたしました。その答弁では、交通の安全対策は、海田警察署において現在検討されています。また、要望にある、設置できる箇所のカーブミラーには対応し、信号機は要望中であります。

今後の混雑解消に向けて、建設促進期成同盟会を通じて、早期の高架化を要望し、平成25年7月30日に国土交通省や地元選出の国会議員に要望しています、とありました。差し迫ってきた、東広島バイパスの上瀬野までの開通で、高架化が進まない町内には、1日約2万台と言われる車が1車線の道路に集中的に降り、大きな混雑が予想されます。その混雑は町内の通学路や生活道路へと迂回路を探し求める回避行為が起き、交通事故の発生が増えるとも考えられます。交通安全の対策が急務で、残された時間は3か月程度しかなく、効果的かつ有効的な手法を考えなければなりません。今でも遠方である広島市内で起きた事故の発生でも、その影響は町内の主要交差点やはなみずき通りやひまわり通り及び町道6号線を含む生活道路への迂回行為が発生し、園児・児童・生徒や高齢者など、交通弱者への安全性を脅かす現状がうかがえます。広島県交通安全対策会議では、広島県交通安全計画平成23年から平成27年が示されています。その計画の中の、道路交通環境の整備の一部に次のことが示されております。一つは、生活道路における人優先の安全、安心な歩行空間の整備に関してですが、生活道路の通過交通の流入などの問題は以前と深刻で、生活道路の死者数は、全死者数の約3割を占めています。このため、歩道などの交通安全施設などの整備、効果的な交通規制の推進など、きめ細かな交通事故防止の実施が必要であります、とあります。二つ目は、通学路などの歩道整備の推進に関しては、その1として、通学路・園路の整備に、路肩の路面表示など簡易的な方法を含め、安全・安心な歩行空間の創出を推進する。その2として、スクールゾーンの設定の推進とその定着化は、教育委員会は学校などに対し、地域の警察、道路管理者などの協力を得て、スクールゾーンの設定及び定着化を指導する、とあります。三つ目、高齢者障がい者などの安全に資する歩行区間などの整備に関してですが、バリアフリー新法、平成18年に基づく、定められた重要整備地域や高齢者・障がい者などが利用する公共施設・福祉施設・病院などの施設周辺においては、公共交通機関などのバリアフリー化と連携しつつ、平坦性が確保された幅の広い歩道などの整備を推進する。さらに、危険箇所の選定にはその内容・対策方法及び担当部署、道路管理者、国・県・市、その他警察、教育委員会とあり、その対処に当たっては、国・県・市、警察、教育委員会が挙げられています。以上のことから、東広島バイパスは上瀬野に開通する前に、安全対策を緊急に施す必要性から、次の質問をいたします。①はなみずき通りやひまわり通り及び生活道路の横断歩道部分のたまり場に最近クローズアップ化されている集団歩行者への車の突っ込み防止であるガードパイプの設置をしてはどうでしょうか。②

道路管理者又は教育委員会は、通学・通園路や高齢者施設医療施設付近の交差点及び横断歩道に公安委員会が設置する規制標識に加え、警戒標識として通行者が認識できる路面標示や、文字マーク、さらには人形など注意を喚起するものを設置してはどうか。③東広島バイパスが開通する前に、要望中であるはなみずき通りの信号機の設置を急ぐよう再度要望してはどうか。④抜本的な安全対策を施すには、計画に示されている東広島バイパスと海田南道路の高架化が早期に必要と考えますが、実現に向けての具体的取り組みを急いではどうか。次に、大きく2点目、学校へのエアコン設置に伴い太陽光発電の導入を、に関して質問をいたします。平成25年10月10日の臨時議会において、小・中学校のエアコン設置工事設計業務委託料の補正予算が可決され、このエアコン設置の完成・完了は平成26年とされています。このエアコンと太陽光は外気温が高くなる、言いかえると日差しが強いときに、エアコンの利用が高まり、太陽電池パネルの発電量も高まるベストミックスの関係にあります。また、各小学校の校舎の配置を見ると、太陽光パネルの設置向きが南となる好条件にもあります。一方、エアコン設置に伴う電気使用量、つまりランニングコストは増大することから、その軽減を図ることが必要になります。対策として、前述のベストミックスの関係を利用することで、ランニングコストの低減が図れ、初期投資分を含め将来負担を減少させることができます。さらに、自然エネルギーの利用はエコの観点はもとより、環境負荷も少なく、国策にも合致していると考えられます。以上のことから、エアコン設置に伴う太陽光発電の導入が有意義と考え、次の質問をいたします。①平成26年度のエアコン設置と同時に、太陽光発電の設置を検討してはどうか。②深刻化するエネルギー問題に対応するためにも、エアコンと太陽光発電を組み合わせることは意義深く、他の施設を含め、その導入を図る計画を検討してはどうか。次に、大きく3点目、急傾斜地の安全対策を、に関して質問いたします。最近、地震やゲリラ豪雨など住民生活を脅かす自然災害が頻繁に起き、例に漏れず今年は記録的な猛暑とともにゲリラ豪雨や台風が襲い、町内でもがけ崩れが発生し、自然災害の恐ろしさを再認識をさせられた年でした。これを目の当たりにされた住民は、洪水や土砂崩れに対して非常に敏感で恐怖感を抱かれておられます。本町は第4次海田町総合計画において、災害に強いまちづくりの推進を上げられています。町の現状は浸食を受けやすい特殊土壌地帯に指定され、崩壊しやすい風化花崗岩地域の急峻な山、丘陵地が地域の7割を占めており、地形的に災害発生に見舞われやすい条件を有していると言われております。具体的施策として、

急傾斜地などの防災対策や自然災害の防止に努めると言われています。今日までに急傾斜地への対策は施していますが、新たに崩壊が発生しやすいことや、今までコンクリート壁で安全対策を施したところにも、経年変化などで安全性を危惧するようになっていきます。以上の事から急傾斜地などの防災対策や自然災害からの防止という観点から、次の質問をいたします。①急傾斜地の崩壊発生の再点検を行ってはどうでしょうか。2点目、現在、急傾斜地の安全対策を施しているところの設置や保守の時期の経歴を調査し、随時経年変化などの定期的な点検や、新たな崩壊を予防するためのパトロールを実施するとともに、豪雨並びに地震や津波などの総合的な対策に対し、新たに安全対策計画や避難計画を策定してはどうでしょうか。以上、大きく3点を質問いたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）西田議員の2番目の質問の1点目については教育委員会から、それ以外については私の方から答弁をいたします。まず、東広島バイパスの開通に伴う安全対策についての質問でございますが、1点目については、歩行者の通行への影響等を踏まえ、ガードパイプ設置の適否を検討いたします。2点目につきましては、信号のない主な交差点にはカラー舗装による注意喚起を既に行っているところや、横断歩道の手前は徐行することが法律で義務づけられていることなどから、公安委員会が定める、規制標識以外のものを路面に設置することは考えておりません。また、人形等の設置については、歩道部の支障となることから、設置することは考えておりません。3点目の信号機の設置については、今後とも海田警察に要望してまいりたいと思います。4点目につきましては、これまでも建設促進期成同盟会を通じた要望をはじめいろいろな機会を捉えて、国土交通省等に要望してまいりました。今後も引き続き早期の高架化を要望してまいりたいと考えております。続きまして、太陽光発電の導入についての質問でございますが、2点目の他の施設への導入については、財政状況や施設の状況を踏まえ、施設の新設や建て替えを行う際には検討したいと考えております。続きまして、急傾斜地の安全点検についての質問でございますが、1点目については毎年職員による町内危険箇所パトロールや、広島県との合同による土砂災害パトロール実施を災害の未然防止として務めております。2点目につきましては、複合的な災害に対する計画の策定については非常に複雑な計画となることから、現在策定中の地域防災計画で整理していきたいと考えております。それでは残る質問につきましては教育委員会から答弁をしますので、よろしく申し上げます。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）太陽光発電の導入についての質問でございますけれども、1点目につきましては、エアコン設置の時期を来年の夏までと考えていることから、効果の検討や設計等に時間がかかる太陽光発電については、同時に導入することは困難であると考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）じゃ、再質問をさせていただきます。まず1点目の、東広島バイパスの開通に伴う交通安全対策の再質問でございますが、教育委員会の方にお聞きしたいんですがね、通学路の安全点検を実際に行っておられますし、通学路の設定を実施されていると思います。で通学路の設定の中で、グリーンベルトが設置されていると思うんですが、そのグリーンベルトと通学路との関係は今どのようになっているのか、それがまず1点目、お願いしたいと思います。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）はい、グリーンベルトと通学路の件でございますけれども、小学校・中学校、特に小学校につきましては、集団登校を行うということがございます。ですので、地域、子供地域、小学校からの届け出をもって基本的には承認をさせていただいてるという形をとっております。その通学路の設定につきましては、基本的にはグリーンベルト、または歩側帯がある所、安全が確保できる所、というところを再重点の課題としまして、承認をさせていただいてる関係でございます。以上です。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）今答弁があったんですが、それは全ての通学路に関し実施されているかどうか、一部ですね、私が調査した範囲で、グリーンベルトまたは安全が確保できるような路側帯、これがないところが現在存在してるというふうに、私の調査ですよ、が結果であるんですが、だから、実施されていると言われれば、全てが実施されているというふうに私は理解するんですが、その点はどのようになっていますかね。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）全ての通学路にグリーンベルトが配置されているという訳ではございません。もちろんそれをできるだけ通るようにはするんですが、どうしてもその朝の、例えば高校生、高校生の自転車、車の交通量等を考えまして、例えばそのグリーンベルトがあるにもかかわらず、あえて遠回りをしたり、ないところを渡るということは、

現在生じております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）要するに私が言ってるのは、通学路と指定してあるのに、先ほど言われたグリーンベルトもしくは安全が確保される路側帯が完備されてますよと、こういうふうに答弁されたんで、全てが網羅できてないんじゃないですかということ私の調査結果ですよ、という場所があるということです。地域を言わせてらうと、砂走の方にその一部ございますので、調査してもらってですね、そこら辺の対策をしていただきたい。対策するということならば、全部対策するという答弁であればですよ。お願いをしたいということでございます。それからもう一つ、通学の安全点検で、この点検結果に基づいて全てがその点検の結果に基づく安全対策を施されたかどうか。今の進捗はどのようになっているかどうか、その点はいかがでしょう。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）はい、ホームページに載せております危険箇所57か所のうち、現在のホームページでは内対策済が26、対策予定が31となっております。現在の進捗状況ですが、その31のうち、10月末現在でございますが、31のうち11を既に済みとしております。今後の予定が7、警察等との連携の中で、これは対応不可能というところが13件というところでございます。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）えっと、数字はきちっと合っというみたいなんですが、要するに対応不可能は、警察の関係に基づく、対応できないということだけで済まされるのかどうかですよ。要するに点検した結果悪いですよという結果が出たんですよ。その13というのは。となると、警察の、要するに範囲をうまく満足できる形で安全対策は今後も進めていかないといけないんだと思うんですよ。だから今の結果から言うと、もう駄目だから駄目ですよというような言い方になってるんですがその点はいかがでしょう。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）今、課長が答弁させていただいた数字ですけども、教育委員会としてはそこも把握して教育委員会、それから道路設置者、それから警察等と連携しながら、その対応ができないというところの中にですね、いろいろなその要因、例えば私有地であってなかなかその工事をするときには許可が要るとか、そういったもろもろ理由もありますので、教育委員会としてはですね、道路管理者また警察と対応しながら、でき

ることはしっかりと今からもやっていきたいと、そういう姿勢でやっていきたいと思っております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）ちょっと細かな話になりますが、通学路には歩道とか横断歩道等を利用されるということがあると思うんですが、この横断歩道とか、歩道部分から横断歩道にかかるときにですね。雨降りの時にですね、水がたまって非常にそこが通行しにくい状況というのが結構あちこちで見られるんですよ。そこらの対策をしないと、今回1番言いたいのは、2万台のものがですね、あそこに集中して、東広バイパスから海田へ下りてきますよね。そこから現実を見ていただくと、非常に直進的にですね、海田の西に向かってずっと車が逃げられれば良いんですが、実際はですね、迂回路をどんどんドライバーの方が探されてですね、町道6号の方まで逆に後戻りされてですね、2号線へ出られたり、矢野の方へ抜けられたり、いろんな形の行為が実際に起きてるんですよ。そういうことを鑑みたときに、今の現状でそういう問題点があるということになればですね、やっぱり非常に危ない状態が考えられます。で、そこらの確認されてるかわかりませんが、確認を含めて今後対応されるかどうか、この点はいかがでしょうか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）ある学校においては今年度通学路を変更したところもございます。それぞれの都市整備等の中でですね、通学というのは変更すべきものと考えておりますし、その都度今年度含めてですね、通学路の点検についてはしっかりと取り組んでいきたい。ただ、その、先ほどもありました道路が傾斜して水がたまるとか、こういった問題については教育委員会だけで対応することは難しい状況もございますので、しっかり道路管理者等、また警察等と協議を進めていきながら、進捗をはかっていきたいと思っております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）今度はちょっと大きな話になるんですが、東広バイパスの高架化の件なんです。要望するというふうな形の答弁があったと思いますが、実際、要望だけで済まされない現状が、起きてしまうんですよ。だから2万台の車がですね、海田の1車線に向かってですね、集中して降りられると、先ほどから何度か説明しておりますが、迂回路を探しながら車が右往左往します。非常に迷惑がかかる訳ですよ。やっぱりそういう現象が起きる訳ですよ。となると、要望してますだけの簡単な形でですね、この答弁が終わってしまうと、目の前の3か月後に、非常に不安なんです。町民の方々もい

ろんな形で言われております。ご意見ございます。だからこれはもう何らか手を打たんにゃいけないと思いますが、いろんな方法はあると思いますよ。人的な措置をとってすることもあるでしょうしね。ボランティアの方々を募ってからいろんな形で誘導する。それが法的に良いかどうか言うのは別問題としてですよね。だから、方法論が結構あると思うんですよ。それを待つだけで済まされない現状が起きてくるので、どうされますかということなんですよ。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）おっしゃるように、抜本的な解決には、東広島バイパスの高架化、これが1番効果がありますし、を早期に完成させるということが最も重要でございます。それについても対応しておりますけれども、ただ来るべき年度末にはですね、交通量が増えるということを踏まえまして今できること、3月までにできることをですね、国土交通省及び公安委員会とも協議をさせてもらっておりまして、できること、年度末までできることは何かということ踏まえてですね、現時点で何ができるということは申し上げられませんけれども、お願いも含めてですね、積極的に対応させていただいております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）積極的に対応していくと。ほいで、今協議中であるということで、一つ安心しました。このまま放置されるとですね、非常に大変なことが起きますし、朝、実際に私出て見っていますが、そういったときも、非常に危険なときがございますので、事故のないようにしっかりガードかけていただきたいというように思います。じゃ次に、学校への設置に伴う太陽光発電の導入なんですけど、今は業務委託を出されて、来年の夏までに、つくられるということですね。そこら、太陽電池パネルに関しての設置が、その業務が追いつかないかどうかというのが、そこがちょっと私疑問な点があるんですけど、そこをもう少し明確にしていただけませんか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）予算審議の時に、私の方から申し上げましたが、太陽光もし発電をつけるということを前提に今から作業を始めましても、ひまわりプラザに付けた時の例からいって2年はかかります。来年6月にはエアコンの設置という形にしておりますから、とても間に合う利用状況にはございません。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）だから、計画を持って進めてもらわないといけないというのを前からも言ってるんですよ。平成22年10月1日に30万教室冷房化計画というのを実際に国が出されておるんですよ。そこらは実際に情報をキャッチされているんじゃないかというふうに、思うんですがね。それらも踏まえて、太陽光発電をその時点でベストミックスのような形で実施されたらどうかというのがですね、これも実際に出ております。避難場所にある施設、整備計画への交付金とかいうのが出てるんですよ、学校というのは避難場所ですよ。今回、東北の方へ行かしていただきました。そのときに、学校施設で、なんというたらいいですかね、600人程度の学校の中に4,000人規模の避難者が来られたというようなことも、説明を受けた訳なんですけど、そのときに困った話は、やっぱり電気又は食べるものそれから防寒用の用具、こういったものが困るよということをお聞きしてきたんですよ。だからそういう意味からしても、当然太陽光発電、屋上にある訳ですから、そういう災害時においても非常に有効なんですよ、これが。電気がそこで当然活用できるようなシステムにしておけば、非常に有効に使えると思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）確かに避難場所にというところが必要でございますから、いろいろ検討しておりますが、残念ながら本町の建物の多くが老朽化していることから、屋上にパネルを置くということが可能かどうかというところをまず考えなければいけません。そうしましたところ、現段階で各学校施設は耐震の工事は終わっておりますものの、今後、町長答弁もありましたように、建て替えとか、新設とか、そういうときでない、その設置することが非常に難しいと。本町の施設の中でもつけられるところはいくつかございますから、まず、ひまわりプラザを行いました、その次に、どこをつけるかと、特に避難場所ということから、そういった交付金を使いながら、避難場所に太陽光パネルというところの研究を進めておりますが、なかなかまだうまいこといかないというところでございます。

○議長（久留島）西田委員。

○9番（西田）先ほども私もちょっと言ったんですが、要するに耐震化とかそういった工事が入ったときに、便乗してそういうものをやったらどうかということですね、これは国の方でも実際にそういった学校環境衛生の基準とか、こういうものを踏まえながらですね、エアコン設置と同時に太陽光発電をつけるというようなものですね、ちょっと

前ですが、実際に平成 22 年ですか、これも一応出ていますが、だから、そういうような形のものが現実に国の動きも起きてる。それともう一つはですね、各小学校を見ていただくとわかるように南向きにできてるんですね。南向きで、太陽電池パネルを設置すると、30 度の角度において 1 番良い、要するに 100 パーセントのエネルギーが吸収できる要件がある。これは調査の結果そういうように出ております。そういう条件がうちの我がまちですね、我がまちにおいては、中学校 2 校、小学校 4 校において非常にいい条件が揃っている、そういう条件がある現状を確認しながら、今まで放置しておったと。知らん顔しとった言う意味じゃないんですよ。やっぱり検討は進めておかないといけないし、この機会だからこそ、逆にやるべきだというふうに思うんですよ。太陽光発電の条件ものすごく揃ってるんですよ。学校を見てください。みな南向きになっています。その向きにあると、角度が変わるとですね、民間なんかいろいろ家が角度が変わりますから、100 パーセントのエネルギーは吸収できませんが、学校においては、非常に有効なんですよ。もう一つつけ加えましょう。あそこのひまわりプラザのところに電気自動車の充電器設置されてるじゃないですか。この電気自動車の充電器、電気自動車を普及しようという形で設置されたということなんですけど、今回の防災対策所信表明でも、ああ行政報告でございましたように、防災対策のときでも、電気自動車持ってこられて、そこから電源取られて、いろんな放送施設を動かされた実績があると思うんですよ。そういったことを総合的に考えたときに、やっぱりこの学校ですよ。学校施設の太陽電池パネルは、私は必要だと、逆にいえば国も勧めてるし、予算が取れるのならば、今ですけどね。財調なんて 27 億ぐらい今現在残ってると思うんですけど。そういったものを踏まえながら、なおかつ国も補助を出すと交付金出すと、こういうふうに言ってるんですから、ぜひともそういった電気に対する、要するに電気エネルギーに対する対策をもっと考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今議員がおっしゃいましたような、いろいろ条件をおっしゃられた分は全て満すかと思いますが、先ほど私が答弁しましたように、建物の強度という部分におきまして、学校施設の屋上に太陽パネルをつけることは難しいかというふうに思っております。現段階におきましては学校の建物につきましては、まず 1 番今優先しておりますが、エアコンの設置、次が耐震改修。この部分については、研究してまいりたいと思いますけども、太陽光パネルにつきましては、そのつけれる、どうか、というところを

まず重視してまいりたいと思っております。

○議長（久留島）西田委員。

○9番（西田）物事を計画的にやっていただきたい、そういう情報をキャッチしながら進めていただきたいということで、納めときますが、今後、機会ある度にその質問をしてまいりますので、しっかりと計画的に進めていただくようによろしく申し上げます。次に、急傾斜地のところですが、これは私が一般質問を出した後にですね、広島県がおっしゃったですかね、先月の11月の13日だったですかね、新聞には14日に出されておりましたが、広島県南海トラフを震源とする巨大地震が発生した場合に予想される被害について、23市町別のデータをまとめた。それを見ますとですね、これも住民の方もびっくりされているんですが、最悪の場合、各地が最大震度6強から5強の揺れに襲われ、津波が到達する沿岸部を中心に11市、4町で死者が出ると予想されると。この4町の中に海田町が入っておりました。最大震度6強くらいと海田町ではですね、最大震度6弱、それから津波は710ヘクタール、町内の面積の51パーセントが浸水すると。津波が来るのには4時間6分ほど経過して津波が来るんじゃないかと。これはあくまで想定ですからね。死者がですね、大事なポイントですが、住民の命を守るための行政がですね、それに立ち向かうのは当然と思うんですが、死者が1,039人で、負傷者が858人、全壊が1,429棟、半壊が4,347棟、液状化が起きる、これは第4次総合計画などでも書かれておりますが液状化がですね、375ヘクタール、約27パーセントぐらい液状化するんじゃないかと。その他に、県では安芸灘の断層の地震に対しても何か出していると。で、これでの情報は実際に出て、当然住民さんの不安も出てきてますが、町としてこの情報を受けて即座に動かないと明日でも起きるかもわからないんですよ。そういうふうな動きというのは、どのように今なっておりますか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）現在、地域防災計画、今年度見直しをかけております。その中に、今回の広島県の地震被害想定、そういったものや、津波浸水被害想定、そういったものも加味したもので実際に計画を策定していきたいと考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）まあ計画を策定するのは当然急いで策定してもらわないと、いつ起きるかわかりませんので、ほいで安芸灘などの地震においても細かく示される訳ですよ。もう少し広島県の方の中のホームページをずっと調査してみますと、海田町ですね、急

傾斜地崩壊危険箇所というマッピングされてるんですね。で、耐震ランキングというのがありまして、ABCとあってその中でこのAとかBのランク、非常に高いランクなんですけど、そういったところに、海田町は色塗ってあるんですよ。だから急傾斜地崩壊に対して非常に危ないよと、地震とですよ、地震が起きた時にですね、というのが出ております。それから、東海南海地震においても同じような形で、海田町は、第2ランクでBですか、これも結構色塗りされております。それから安芸灘ですね、瀬戸内海の、安芸灘においても、地震が起きたらこういう色塗りをされておりますが、もっとひどいのはですね、山腹崩壊危険地域、地区、位置というのが実際出ておりまして、これらも非常に海田町がですね、密集して出てるんですよ。こういう警戒が現実には広島県の方から出され、これを先ほどから何回も言わせてもらってますが、要するに山陽道付近の急傾斜、それから、今年今回起きました三迫団地のところの下側ですね、その他に日浦川から、洞所から降りてきた山裾ですね、こういったところというのは非常に危険箇所として、こういう色塗りで出ております。こういったことが現実に情報等提供されているということは、なおさらどっちかとその対策を早くしないといけないし、早くキャッチしないといけないし、その住民の安心・安全を確保しないといけないと思うんですよ。こちらの、ま、キャッチは多分県から来られている方はされてると思いますが、ここらをも具体的に見て、どういうふうにご検討されておりますか、お願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）議長に確認させていただきます。ただいまの西田議員のご質問は、質問通告に広島県の発表ということではございませんで、どちらかといいますと、これ、前田議員から質問通告をされておりますので答弁する用意はございますが、質問通告されている方の前にすることを、議長が許可されるかどうか確認したうえで答弁させていただきとございます。

○議長（久留島）通告のときでやってください。前田議員のところでは通告の範囲内でお願います。西田議員。

○9番（西田）通告はしてるんですよ。ここへ、豪雨並びに地震や津波などの複合的な災害に対して。通告はしてるんですよ。じゃが、答弁は前田議員の方でされてよろしいですから。今の分に関しては答弁はそのようにされてもよろしいですが、現状、現状は、広島県がこういう形で情報を提供しているんで、やっぱりどんとそれをキャッチしながら、うちも、海田町も同じような形でそういった取り組み、先ほどまあ、どういう名前

じゃったかいね、地域防災計画、ですよ。地域防災計画はほいじゃあ聞きますが、その中には崖崩れから津波から地震からですね、豪雨から台風から、全て含んだものなんでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）この度の災害対策基本法の改正の中で、そういった災害も全て含まれることになっておりますので、そういった部分も対応できるように計画したいと考えております。

○議長（久留島）西田委員。

○9番（西田）計画されるということですから、その計画はいつ頃でき上がりますか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）具体的には、この12月16日に防災会議こちらの方を開かせていただく予定としております。それから、当然、議員の皆様にもご説明をして今年度末までに、防災会議の方の議決を経て決定をしたいと考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）計画が今年度末にでき上がるということは、それに対する対策、また、将来に対する課題、そういったものを、まとめはいつ頃できますでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）計画そのものの中で、そういった課題等もですね、委員さん、議会の皆様の意見を聞きながら、解決していきたいと考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）ということは私も今回一応要望出しておるんですが、いろんな台風が来た時にですね、この前台風が来た時に、町内、ずっと調査させていただいて、いろんな写真を撮ってきております。で、それらを建設課でしたかね、建設課の方に上げさせていただければ、それらに対する対応もきちっとされるということで理解してよろしいですか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）そういった情報提供をいただければですね、我々の方でできることについては対応してまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

○9番（西田）じゃ終わります。

○議長（久留島）この際、暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどです。



ての質問でございますが、平成 23 年度までは、国の補助制度に加え、県からの補助金をもとに町が助成しておりましたが、これを打ち切られたことから、現段階では町単独での補助金の交付については考えておりません。続きまして、J R 高架事業の見直しの対策についての質問でございますが、既成同盟会の設立は考えておりません。執行部といたしましては、これまでもさまざまな機会をとらえて、広島県や広島市などに現計画での事業実施を要望してまいりました。さらに、県会議員への要望を行っていくなど、今後も粘り強く要望を続けてまいりたいと考えております。続きまして、公共施設の使用許可申請の期限についての質問でございますが、使用許可の手続については、各施設の管理運営規則等で定められているとおり、使用しようとする日の 1 か月前から、また町の減免基準により、減免対象団体等については 2 か月前から申請することができます。2 か月前からの申請は例外的取り扱いであり、公益的観点から、自治会や老人会等が使用する場合に優先確保を認めているものでございます。一般住民の方の使用につきましては、現行の 1 か月前からの申請を変更することは考えておりません。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）再生可能、正確には自然エネルギーというように表現をした方が適切かもわかりませんが、なぜ 24 年度まで行って 25 年度、なぜこれをやめたのかその理由をお尋ねいたします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）補助金をやめた経緯についてでございますが、21 年度に広島県住宅用太陽光発電システム等普及促進事業補助金、これは補助率が 10 分の 10 でございますが、こちらの方を活用して、23 年度まで事業を実施しておりましたが、広島県の方が補助の方をやめたものですから、本町としても廃止したものでございます。

○議長（久留島）佐中委員。

○15番（佐中）私が調べた範囲ではですね、広島県の中で 23 市と町がありますけれども、今年度までやってるところ、これは市の段階で 13、町の段階 5、残り 5 市町ですね、これが、海田町と同様に、してない訳です。そうするとですね、せっかく自然エネルギーを使ってエネルギーの再生、今これが今日求められておる訳ですが、これに対して逆行して、しかも、全国的にも国民の関心が高いし、広島県の中でも、今の、5 市町しか未実施というんか、途中でやめておる訳ですね。なぜ海田町だけがそういう、太陽光のエネルギーを活用するような、ただ単に県がやめたから、あるいは国の制度が弱くなった、

あるいは補助が弱くなった、こういう観点からでなくて、原発の問題であるとか、また、地球温暖化の問題を考えると、自然エネルギーを大いに、個々の住宅であったとしても、それをするような施策、これは大きく日本のエネルギーを変えていく要素にもなるんですが、それはなぜしないのか、お尋ねします。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）私どもにおきましても、太陽光発電の普及については、環境的に重要であるという認識は持っておりますけれども、現状におきましては、財源は全て一般財源で充当しなければならないこと、それから太陽光システムにつきましては、まだまだ高額な装置でございますので、一般家庭において設置できる世帯につきましては、割と裕福な方が設置ができるものというふうに考えております。ここに補助金を出して普及をした結果、こうした家庭の余剰電力につきまして電力会社が全て買い取るということになっておりますので、買い取った電力が電力料金に上乗せをされることとなります。そうすると、設置ができない多くのアパートにおられる方とか、設置ができない、家庭の電力の負担ということが増えていくという側面もございますので、繰り返しになりますけれども、現段階では積極的に再度補助金を出していくというところまでは考えていない、ということでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）広島県の中で17、市町がですね、補助金を出してやっとする。今の部長の答弁では、ある程度、裕福いうたらちょっと語弊がありますがけれども、お金に多少余裕があるところと。しかし、この問題についてですね、政府の考えは原発に依存するという考えが背景には、ある訳ですね。原発、果たして安いのかということになると私はそうと思わんです。むしろトイレなき原発の核の処理の問題で、将来にわたって不安でもあるし、コストが発電そのものは安くなるかもしれませんが、施設とか、あるいは、電源の開発費用なんかを比べると、かなり高いものについてくる訳ですね。そうすると、補助金の打ち切りで来年度また消費税が増税をされる、こういうことになるとますますね、これが、消極的になるというか、この太陽光エネルギーの発電がますます遠ざかっていく。高いから、だから補助をしてくれという、私は考えで、部長はお金の持つとる人から、今つけておるといような答弁。考え方いろいろあって意見の分かれるところだと思わんですよ。だけでも、施策として、将来の発電、地球温暖化の問題や核の処理の問題を含めると、やはり自然エネルギーを使った再生可能エネルギー、これほど勝る

ものはないと思うんですよ。なぜ広島県の中で 17 団体がやっておるのに、府中町と海田町と、安芸太田、北広島、大竹、この 5 つだけが今してないだけですね。後は皆しとるんですよ。高いから補助金を出して設置の応援をする。なぜこれができないのかお尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）おっしゃられましたような対策については、本来これは、一つずつの自治体ではなしに、国または県が本来、配慮すべきことだと思っております。そういう中で申しますと、単町費を使ってまでしなければいけないのかというところに行きつくと、現段階での選択といたしましては、単町費を使ってまでこれを進めるというところについては、議論があらうかと思っております。そのために国費の補助制度についての啓発を進めるとか、そういったような部分については努めてまいりたいと思っておりますが、全てが単独町費という中での補助金については、現段階では検討は難しいものと思っております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）ちょっと調べてみるとですね、1件につき発電能力によっても違うんですが、3万円から5万円の1基設置についてですね、補助をしておるというのがあるんですね。消費税の増税によって、売電価格が今度は減額になるという、そういう、今の傾向でもある訳ですよ。しかし、全体から見ると、エネルギーの再生可能、全国でこれを、国民の意識がもうどんどん高まっておるし、住民も少々お金を出してでもそれをやろうかという今の状況の中です、5市町ですね、これが時代に逆行しとるといように私は思うんですが、町長か副町長かどっちか答えてもらいたいんですが、今の施策でずっと考えを延長するとですね、もう逆行しとるんですよ。よそは、市町は、全国的にもそれを普及するために、かなりの力を入れている。今のそういう流れですが、これに対してはどうですか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）繰り返しの答弁になりますが、確かにその地球レベル、もしくは国レベルで考えたときに必要な施策わかりませんが、部長が申しましたように、これによって、利益を受ける方が町民の大部分にならないこと、そういったようなことを考えた場合、他の自治体の考え方、それは存じ上げませんが、海田町としては単独町費においてこれを補助するというのは、現在のところ検討が困難であると思っております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）ええ答弁帰って来んから何回言っても同じだと思いますが、もう声を大にして、私は叫びたい。地球の温暖化も含めてですね、排気ガスの問題であるとか地球を守っていく、そういう施策が、今から、1番大きな問題として位置づけられて取り組まなければならないのに、海田町はただ単に他の市町がやっておるのに、海田町だけがそれをやらないという、この政治姿勢、私は改めてもらいたい。再度お尋ねしますけれども、他の17の市町がやってるのに、海田町はそれを、再開をする、こういう考えはないのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）逆に、海田町においては他の市町がやってない施策も行っております。そういうことから考えて、この問題につきましては他の市町がやってるからという理由において再開する予定はございません。

○議長（久留島）佐中委員。

○15番（佐中）そういう答弁をもらうとね、食いつきたくなるんですよ。あれはあれ、これはこれなんです。私が提案をしておる一般質問は他のことを考えてないですね。私が発言中は、私が町長になつとるんです。今の町長に対して私はこういう考えですが、町長はどう考えるんか、これが一般質問の中身なんです。ほかなことを総合的に考えて私は発言しておるんではありません。自然エネルギーをもっと活用して海田町の施策で、町民がそれだけね、環境意識が高まって、本当の行政の本当の中身、裏を返していえばですね、原発の推進勢力から圧力かけられておる、このようにも私は受け取るんですよ。なぜ、他の市町がやっておるのに、1件につき3万円の補助を、他の市町もやっておるんです。多いところは5万円ですけども、今までやってきたのはやめてですね、それで、そういう発言を繰り返されるのは、私はどうも納得できません。再度お尋ねしますが、自然エネルギーの活用、これで各住宅について1件に付きいくらかというような補助があつてしかるべきだ、そう思うんですが、答弁をお願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）従来やっております打ち切った理由は答弁いたしましたとおり、10分の10の補助がある中で行っておりました。現段階でやるといたしましたら、それを単独町費から出さなければいけないと、そういうような中では、現段階で補助金を出す予定はありません。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）では次に移ります。JRの高架事業の見直し、これは見直しの案件じゃないんですね、私が言っとるのは。見直しをする案に対して海田町の対応が不十分だから、町長が先頭に立ってやったらどうかということなんです。これまでの経過を言いますと、町長が議会の中で議決してくれと、決議案をつくって、知事に交渉に行きまして、そのときは議会も一緒に行きましたけれども、その後についてはですね、例えば、商工会を中心とする連合会であるとか国際交流協会、これらが中心となった県や市、市に対してですね、申し入れに行く場合に、町長は、私もついて行く、あるいは、議長中心とする県議会、そういうような、交渉にも、私もついて行かしてくれと、こういう今の町長の姿勢なんですね。こういうことだから県が足元を見てですね、海田町は本気でないなど、先ほど、住吉議員が庁舎の問題言いましたけれども、この問題も早く片づけないから、県は見直しをしてくるんですよね。物事は早く決めて、何の非もないようにしてね、弱さがないようにして交渉していく、その結果が、府中町では区画整理事業をやり一定程度進んだから、もちろんそこをマツダがあるからマツダのことも遠慮して、県がですね、実現をするというの、あるでしょう。しかしそれを上回るような海田町の姿勢、先ほど最初の通告の中にもありましたが、府中町はそれでかなりの成果を、42年から46年にかけて、当時の国鉄と交渉しながら、今の結果がある訳です。他の市町がそういう精力をね、全精力をあげてやってるのに、町長は、そういう考えはありません。これだからこそ、行政がね、停滞をする、あるいは我々が思ったような方向で進んでいかない。ここに政治姿勢のあらわれで、今の結果があるんじゃないかというふうに思うんですが、町長どうなんですかそのことをお尋ねします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かに今の佐中議員のおっしゃる期成同盟会につきましては、過去の文献とか情勢もよく調べて存じております。しかしながら今回の連続立体交差の状況をしまして、私が町長にならしてもらって、ちょっと今10年になるんですが、その当時から私は再三再四、県の藤田知事当時の知事には、一日も早い連続立体交差の進捗を図ってほしいということを行く度に言ってですね、いろんなことでお願いをした経緯がございます。その中で、県の施策としてですね、7年間の延長ということを出してきた。これはまかりならんと、我々はこれだけでも、今日までの協力を持ち出して地元説明会を含めて、いろんな形で県に最大限の協力しとるじゃないかと、それでもなんで延ばすんか

ということを厳しく申し上げたことも再三ございます。そうした中でですね、我々も県会議員の先生をはじめ各専門の広島市会議員の先生も踏まえてこの問題についていろいろお願いをしたりお願いに行ったりですね、そういう運動は絶えずやっています。今現在でももちろんそうでございますが、そういう点を踏まえてですね、県の方針で、今、事業の進まんのは、1番最大ネックは金がない、財政的に困難ということがはっきり県の方としては打ち出しておられる訳ですから、その金についても、ぜひ国の予算をしっかりとるようにですね、また国会議員等にも再三行ってですね、陳情にして今日お願いをしておる、要望活動を続けておるのは現状でございますので、できるだけですね、もう、我々の思いがかなうような方法で、今からやらせていただきたいと、こういうように考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）私ね、どうも不十分であるし、弱腰なんですね。再三県庁に行って、あるいは県会議員の方に頼んで、骨組みがないんです、骨組みが。ちゃんとね、議会も住民も巻き込んで町長が責任者になってね、この骨組みをつくって今おっしゃられたような、知事に行ったときには再三要求する、県会議員にもあるいは関係機関とこでも、これならまだわかるんです。骨組みがない。その骨組みには、私はね、町長が同盟会言うのをつくらんでも進める会でもなんでもいいですわ、現行どおり進める会とかね、それはやっぱりつくって、その先頭に立ってやらんかったら、皆それぞればらばら。場合によっては他人任せ、これでほんとのね、広島県を動かして事業ができるのだろうか。私は非常に不満でもあるし、疑問に思っておるんですよ。だから、そういう同盟会を作って町長が責任を持って先頭に立ってやる、そのことによってね、結果はどうなるかわかりませんが、最大限を努力をするというのがね、この最大限が抜けとるんですよ。なぜその立場に立てないのかお尋ねします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）最大限の努力はやっております。しかしながら、皆さん方にお話しできるものできないものがございます。水面下での大きな陳情とか要望活動も、国会をはじめあらゆる国土交通省も踏まえて、陳情合戦をやっております。そういうことがですね、実ってはじめて皆さんにある程度のお話でできるんですが、その大きな1番の柱の財源と申しますか、予算の縮小と申します、県の方の関係で、1番いいのはですね、約200億ぐらいの、今の比較をしてみたら200億円ぐらい、国の方にしっかり出していただい

たら、この計画は予定どおりできるように我々試算をみております。そういう面ですね、期成同盟会は私がつくらんでも、商工会とかまた議員の皆さん我々も一緒になってですね、県会議員の方にもいろんな形で協力をいただきながら、また、国土交通省の方も人脈を頼っていろんな知恵をかりながらですね、どうしたらこれができるんかどうしたら可能かということには、最大限今でも努力をしているとここでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）最大限という意味がですね、町長思っておられることと、私が考えておるあるいは、町民から見てですね、今私が指摘したようなことで、本当に最大限になるとるのかどうか。これは私、なってないと思うんです。最大限というのはやっぱり法に基づく、あるいは事実関係、こういうのを基にして、住民パワーを巻き込んで、その力を発揮する。行政手腕で、例えば今金がないということをおね、前面に言われて、私は、町長は知事になり代わるとるなというように感じるんですよ。なぜかという、お金がないというのは、知事の説明の大きな理由の中の一つですよ。けども、お金がないから7年延びたいというのも事実ですよ、今まで。その後1年も延びとる。待ったつたらできるかなと思っただけでも、今度は見直しという案が。この間に、お金が本当に無いんじやったら全部の事業、新しい事業も含めてね、広島県はやめるはずなんですよ。ところが広島県は高速5号の応援をしたり、あるいは広島駅前の北や南の再開発の問題、ほかに埋め立ての問題とか高速道路、これらもやめるんだったら私理解できますよ。けどもそうではなくて、知事がいうとおりにお金がないと。他の事業をやりながらお金がないと。これは当たり前のことです。そうでなくて、本当にお金はあるんだけど知事はJR高架事業をやろうとしない。このやろうとしないところをやらせる。これが、同盟会をつくって、あるいは住民パワーや、これが議会の、これが最大限のそういうやり方じゃないかというのを私は思うんです。町長が言う最大限、ほかのことを柱がないのに最大限最大限言うて、例えば県会議員やら議長やらいろいろこの地区出身の県会議員を通じてですね、そういうことを言われるかもわかりませんが、しかしそうじゃないですね。組織上、やはり組織をつくって、町長がその先頭に立つ。そのためには議会も町民も、また地域の団体もまた周辺の市と町も、やっぱりやらせる、そういう組織をおね、やっぱり作る事が1番最大限だというように思う。なぜそれができないのかね、私不思議なんよ。しかも、いろいろ言うとお金がないから。逆に言うたら知事になり代わるとる。こんな気がするんですよ私は。そこを改めん限りはね、本当に広島県にやらそう

という、この姿勢が見えない。なぜ、そういうことをできないのかと。第三者をね、第三者が一緒になって、やっぱりこの問題を取り組む。今までの例がある訳ですから、大きな成果を上げておるんです。これをつくらなかったばかりに、後々ね、大きなマイナス点というか、減点になる。このことが将来にわたって町づくりの大きな問題に支障を来すと思うんですが、それはどういう考えなんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）今回の連続立体交差の問題もですね、県の事業で始まって、海田町がその協力をさせていただいてその事業費に乗ったということから始まるとるんでございますが、例を挙げてみますと、東広バイパスの高架の問題でも海田区間の問題でも、当初始まったのは昭和 41 年か 2 年ぐらいからですね、その当時から都市計画決定、事業認可も始まって約 40 何年経つとる訳ですよ。それでも我々は毎年毎年、期成同盟会ですか、これは東広バイパス期成同盟会又は 54 号線期成同盟会、西バイパス期成同盟会というのをつくってですね、もう毎年のように国土交通省広島出張所へ行き、また中国整備局の方へお願いに行つて、また国の陳情をずっと繰り返しておる訳です。そういうことで、事業主体が国の問題と県の問題あります。ちょうど最大限いろいろな協力を求めて、例えば商工会等にですね、署名運動もさせていただいてから一緒になって県の方へもお願いした経緯もございますので、やはり我々単独でですね、どうかという問題ではなしに、総合力はしなくてはいけんというのは、自負しておりますが、今現在ですね、東広バイパスをはじめまた連続立体交差に対しても、本当に海田町がですね、取り残されるような形の、県の行政があるものに対して、どうしてもこれだけはやっていただかにはいけん、東広バイパスでも先ほど来いろいろ一般質問でございますが、海田町の区間だけがですね、40 年余り進んでないということをあわせて、県会・国会議員の方に、国土交通省にも陳情に行つてお願いに行つております。そういうことを踏まえてですね、最大限海田町でできることは、各市町と一緒にやってるつもりでございますので、連続立体交差につきましても、県の事業として県に対して一生懸命陳情しておる、要望しておるつもりでございます。

○議長（久留島）佐中委員。

○15番（佐中）おっしゃられることはわからんことはないんです。けども私不十分。何でかといいますとね、第3次総合計画、第4次総合計画の中に、今、JR高架事業、これを中心としたまちづくりを位置づけて今日まで取り組んできた訳ですよ。バイパ

スの問題であるとか、その他の南湾岸道路とか、いろいろこうあるけれども、これは、見直しじゃないんですね。遅れて進んできよるんです。しかしJR高架事業の問題は、これは見直しをする、ということなんです。計画を変更するということなんです。で、このことについて町長は敏感にならんにゃいかんと、私はそう思うんですよ。予定をして今日までいろんな計画の中で位置づけて、しかも、南北3キロ掛ける4キロぐらいの町の中で、最高9時間も止まってるあの踏切、町が三つに分断をされておる。この町を本当に活力ある町、それをするためにやっぱりJR高架事業、私も長く議員をやらしてもらっておるから、その状況については、町長よりもよう体験もしわかるとるつもりです。平成4年に区画整理事業都市計画決定したのは、JR高架事業の3点セットの一つですよ。これが、その以前から当時の西本町長時代から、このJR高架事業が打ち出されて、いろいろ審議をして、駅前の区画整理事業再開の問題について、AブロックBブロックCブロックという、そういう中からひまわり大橋も出て、まちづくりをすると、1番根幹になつとる第3次第4次の総合計画の中から、これが消えていく。まちづくりが、跨線橋と今のアンダーパスがでるんかどうか知りませんが、これでごまかされるようなまちづくりはね、まちづくりじゃないと思うんですよ私は。だから、町長の姿勢が今1番問われておる。早くね、問題を解決する。しかも区画整理事業、目に見えて今進んでおるんです。これもJRの3点セットの一つですね、当時セットでしたけれども、なかなか全国的にこれが難しい。いろんな障害が起きるといふ案件の中から、3点セットが、条件が緩和されてきた経緯もある訳ですね。だから区画整理事業は別、側道についても別、JR高架事業についても別と、こういうことで今進んできておるんです。まちづくりを本当に真剣になってしようと思えば、町長は何をさておいても、議会からこういう提案がなされてきたら1番先に飛びついてね、やる政治姿勢が私は、1番のまちづくりの先頭に立つし、頼れる町長、こうなるんですが、庁舎の問題もJRの問題も延ばし延ばしにきたから、こういう結果になる訳ですよ。私はもうね、即こういう問題を、対応している、これが今1番問われておる問題だと思うんですが、どうなんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）再三答弁を繰り返すようでございますが、JR高架の問題も、佐中議員も私も議員をしておる時からの始まりで、本当に詳細に全部存じております。区画整理の問題も含めて、また駅前の開発の問題もつけてですね、窪町の問題も十分いろいろ研究

もしたり勉強もしたり、またいろんな会合を開いてやった経緯がございますし、また駅前ですね、窪町地区のA地区B地区ですね、開発問題の関係もですね、都市区域変更を余儀なくされたということも事実でございます。そうした中で、私も県の都市計画審議会の一員として、町村から選ばれて行つとる訳でございますが、どこの町もですね、都市計画がほとんど縮小案とか、変更、経済情勢もさることながら、今、東日本大震災の問題で、予算的にかなり東北の方へ金が回ったということも、いろいろ言われるんです。しかしながら、わがまちの状態からしたら、高架事業は、どけたら3次4次の総合計画全部狂ってくると、そういうことを常にですね、もう先頭に立ってそのことも国や国土交通省課長とか区画整理の専門の審議官等へ話して行っております。やはり事業は県だから、県がしっかりそれを活動をですね、応援もしていただかなければ、我々が直接ですね、金が入る予定はないんですね、国と県と町との関係で、そういうことを踏まえてですね、我々も平生のいろんな人脈を踏まえて、県会議員とかまた国会議員にもあわせてですね、お願いしておる状態でございますので、できるだけ当初の計画どおりにですね、区画整理もまた駅前の問題、それから、連続立体交差も部全部関連がございますので、あわせて努力をしてみたいと思っております。

○議長（久留島）佐中委員。

○15番（佐中）じゃ、次に移りますが、公共施設の使用許可の期限についてですけども、公的機関は自治会も含んで、いろんな団体、認められた団体については、2か月前から。しかし、個人的というか、いろんな運動の団体が、使用願いを出したときに、1か月前でしか、受け付けてもらえない。そうすると、他の団体も、同じように出した場合に、どちらも右往左往して、1か月前、ということなんですね。借りればいいんですが借りれない場合に、それを、催し物をする場合に、1か月前では間に合わない。私ども印刷機があるから、多少なりとも余裕があるんですが、ない場合はですね、印刷所に駆け込んで、いろいろな場所やらそういう問題を徹底しようと思えば、催し物ができないというような今の実態です。やろうと思えば役員の人は大変な苦勞する。私が思うのに、公的なそういう団体が使用する場合も、諸団体が、使用する場合も2か月、ただし、公的な機関は優先をして、それを使用することができるという、そういう考えであればですね、せめて2か月間に借りれないということがあれば、十分対応ができるんです。ところが1か月前では、先ほど言いましたように、何もできないというような今の実態、ここを改めてほしいと思うんですが、再度、それをお尋ねします。どうですか。

○議長（久留島）企画課長。

○企画課長（門前）1か月をですね今2か月にするということとなりますと、それぞれの管理運営規則を、変えていくというふうな形になろうかと思えます。ただ議員ただいまご指摘のありましたように、実際にですね、一般の方が一般利用の方で広く町民の方に周知するとかというケースというのは、決してそんなに多いものではないのではないかなというふうに思っております。その中で、現在1か月のものをですね、2か月にするということになるそうですね、実際には既にこの制度というのが浸透していることもありまして、他のですね、減免団体の皆さんとの関係もございまして、見直しというのはちょっと、現段階で難しいのではないかなというふうに思っております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）してくれえいうて言いよるんですよ。それができないということになれば、どうしようもないという結果になるんですが、しかし、諸団体が催し物をする場合に重なった場合にね、小さな例えば40平米、50平米ぐらいの部屋を借りる訳じゃない訳ですよ。大きなホールを借りて、100人200人というような、そういうのを対象にしよう思うたら1か月では難しい。公的な機関が優先をして、そこら辺は余り重きを置いてないというようなことになれば、また話は別ですよ。けども、広く町民に施設を有効に使ってもらおうということになれば、やっぱり手続きのそういう窓口を広げてほしい。そうしなかったらね、なかなかできない。そういうのは出くわしたことが何回かあるんですね、お互いが抽選をして下さいとか、話し合いをしてくださいというね、そういうことになる。お互いが譲らないということになって、1か月前で、ほいじゃだめじゃったということになると、その催し物は、できないことになるんですね。そうじゃなくてそこを改善してほしいという、この要望について、何ら検討もあるいは対応もしないのか、再度お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）この問題につきましては、逆に延ばした場合に、公的団体が約1か月以上前に申し込んでも、既にとれなくなるという形になると思えます。やはり現在町で運営しております部分につきましては、先ほど佐中議員おっしゃられた、私どもとしては、まず設立者である町の公的行事、次が現在減免団体という呼び方でしておりますが、自治会等のそういった町内の公的団体、それから、次に一般の団体というふうに区分けをしております。そういった町の施設である、施設の性格上、現在の部分につきましては、

今企画課長が申しましたように、そういった自治会等と協議した上で今のルールを決めておりますので、その部分につきましては、そういったまず団体を優先で1か月前から2か月前に、その団体間でまず争っていただく、それで空いている場合ということで、そうでない場合に、もしお急ぎになる場合には、やはり他の民間の施設を使っていたとか、そういうようなことを考えていただかなければいけないのではないかと、現段階の公的団体の問題につきましては、4年ぐらい前からこの議会の中でもその優先順位、町外の団体町内の団体をどう区分けするのかという中でそういった公的団体ともお話をしてくる中で、この期間と、それから減免割合、全額なのかということを決めましたので、現段階では、今のルールを守ってまいりたいと、そのように考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）終わります。

○議長（久留島）10番、多田議員。

○10番（多田）10番、多田です。本日は2点質問をします。まず1点目、防犯カメラの設置につきまして、最近、教育委員会からの不審者メールがよくまいります。痴漢や空き巣などの多くの事件が発生をしているようです。また、7月と9月に海田公民館において現金の盗難事件も起きました。以前の本会議において質問をしたときは、警察の要望があれば設置するという答弁でしたが、公共施設内での現金盗難というあってはならない事件を受けて再度質問をいたします。現在、海田駅それと児童公園にあるそうですが、のみにある防犯カメラを公共施設や過去に不審者がよく出た場所などに設置する考えはないかお聞きいたします。2番目、児童生徒の学力と規範意識、教育長が就任されて約8か月が経ちます。学校現場にある種の緊張感が生まれ、先生方の取り組みが変わったと感じるのは私だけではないと思います。学力テストの成績も県内で上位に上がってきました。しかし、これを定着させるのはなかなか難しいと考えます。それと、子どもたちの規範意識の低下が、少年非行の低年齢化に拍車をかけている現状がございます。ルールを守ること、学校でも社会でももちろん家庭でもですが、これがおろそかになっているのではないのでしょうか。道徳が教科として導入されるようです、されるようなので、少しは期待はしておりますが。これらについて来年度どのように取り組んでいられるのか、教育長の所信を伺います。また、東京都などが実施されている土曜日授業は、学力向上に一定の効果があると考えますが、本町でも検討されてはいかがでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）多田議員の質問の1番目については私から、2番目については教育委員会から答弁をいたします。まず、防犯カメラの設置についての質問でございますが、海田警察署と協議の上、順次検討してまいりたいと思います。それでは2番目につきましては教育委員会から答弁をしますので、よろしく申し上げます。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）児童生徒の学力と規範意識についての質問でございますが、1点目につきましては、本年度から、心の元気を育てる地域支援事業など、県指定事業として、学力や規範意識を高める取り組みを推進しております。来年度は、この事業を単町で行うなどさらに定着させるよう、取り組みを進めていきたいと考えております。2点目につきましては、教職員の勤務体制や土曜日授業の内容について、課題があると考えておりまして、今後、国や県の動向、近隣の先進地の状況を見極め判断してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）はい、これは前向きな答弁と理解してよろしいのでしょうか。海田警察署と協議の上、順次検討してまいりますというのは、設置に向けてもちろん検討していただけるのでしょうか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）海田警察署の方から、こういうところに問題があるので、防犯カメラを設置してほしいということがあれば、その都度、状況に応じて検討してまいりますことでございます。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）それは、警察署の方からということなんですが、町の方から警察の方に、今こういうことが議会で話題になってるんですが、どこか設置しますかと聞くのか、もしくは、海田警察の方がいやいやここへ設置してほしいということ言われてから初めて検討するのか、それは町が主体になるのかどうか、

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）当然、防犯カメラ、犯罪多発予防でございますので、警察署の方から、こうした特定の地域にそういうことが多数発生するので、これに対する対応をしたいということをもとに、防犯カメラ設置するかどうかを協議したいということでございます。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田） それでは、警察の方とよく協議をされてですね、町の方からも、警察署から言うてくるまで待っとくのではなしに、町の方からも、まあ、そういう協議の場があるんでしょ。確か防犯の協議の場があるんでしょから、そこで町の方も積極的にですね、提案をしながら協議をしていただきたいと思うんですが、そこ、どうですか。

○議長（久留島） 総務部長。

○総務部長（窪地） 今後の在り方につきましてはよく検討してまいります。

○議長（久留島） 多田議員。

○10番（多田） 今後の在り方、良く十分に検討してよろしく申し上げます。それでは、教育委員会の方に入りますが、先ほどの答弁でですね、県指定事業を通して、学力や規範意識を高める取り組みを推進しておると言われました。来年度はですね、この事業単町で行うというふうに言われましたが、具体的な内容というのがちょっとこれではわかりませんので、学力をどのように高めるのか、もしくは規範意識を高める具体的な取り組みというのを考えておられるのかどうか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（久留島） 教育長。

○教育長（中村） まず学力について取り組みでございますが、来年度につきましては、今予算の中で検討しておるところでございますけれども、一つの柱として、アクションリサーチという海田型ですね、新しい取り組みを進めていこうと思っております。これは端的に言いましたら、年3回、町の教育指導監がですね、各学校の全ての教職員の授業を観察すると。校長と一緒に観察して、その校長と一緒に授業を参観する中で、その教師の課題というものをしっかりと把握して、今度はその教師が、次の参観の時にどう授業力が向上したかと、こういうことを図っていきたい。今年度もやったんですけれども、今年度についてはどちらかというとトップダウン式で、町教委の指導が校長、校長から指導教諭と、そういう流れになりましたけれども、来年度についてはですね、逆にこんなことをしたらもっとよくなりましたよっていう、教職員の中の成果というものをさらに引き出していく、その取り組みをやっていききたいと思います。もう一つの学力の柱といたしましては、これも今年度に委嘱しましたけれども、学力向上推進委員というものを小・中合わせて6校で32名、これを委嘱いたします。この委嘱した者からですね、先ほど言いました、自分たちの学校では、こういう研究をしていったり、こんな授業をしたら、こんなに子どもたちが伸びましたという、その成果というものを各学校の中で自分たちで考えて組み立ててそれを全町に、教育行政の中で広めていくと。その取

り組み二つ、アクションリサーチと学力向上推進委員、この二つを来年度充実さしていきたいなと思っております。それともう1点の規範意識についてでございますが、これは先ほど言いました心の元気を育てる地域支援事業、これ今年海田西中学校区でやっておりますけれども、簡単に言えば、学校と家庭と地域、この三者が一つの宣言を発すると決めると。ちなみに、今年度の海田西中学校区の宣言は、あいさつふれあい夢いっぱい海田町。あいさつをして笑顔がいっぱいになって夢がいっぱいできるような、そんな海田町を目ざそうというのが、海田西中学校区の宣言でございます。この取り組みを通じて、子どもたちと地域の人、また保護者が、他の子ども達とふれあいながら、あの子ってこんないいところがあるねとか、逆に、地域の人に理解してもらおう。子どもたちは子どもたちで、地域でこんなにたくさんの大人の人達が自分達を見守ってくれているんだと、そういう意識を育てる。そうすることによっていわゆる規範意識、社会のルールを守ったり、道徳心を高めていったり、このことができると思っております。ただ残念ながらこの事業がですね、県指定が1年事業で終わる予定でございますので、来年度は海田西中学校区で単町で事業を組んでいきたいと今検討しておるところでございます。これはひいては海田町全体にこの宣言というものを広めていきたい、そういう考えで今進めておるところでございます。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）よくわかりました。学力向上推進委員というのは、恐らく教員の中で、これをやっていくことですね。32名というのは教員の方ですね。それと、西中校区で今やられているいわゆるあいさつ運動なんですけど、最初スタートしたときにはすごく華々しく大々的だったんですが、だんだんとしりすぼみになりましてですね、この前の12月1日の海田小学校においては、中学生も、来なかったし、保護者も4、5人ということで、ちょっと寂しい状況になっております。華々しく打ち上げられて最初のスタートしたんですけど、ちょっとやっぱりこういう中だるみなどところがあると思うんで、この辺も検討を、来年度もしやられるんでしたら、継続的にできるような形で検討していただきたいなと思います。それと、学力向上においては土曜日の授業ですけど、これはあの全国各市町でいろんな取り組みをされておってですね、新聞でも結構取り上げられております。で、これは大分の豊後高田市の件がこの前の新聞に載っていたんですが、ここは長い間の取り組み20年ぐらいたしかやられてるんだと思うんですが、これで定着しているというか、土曜日が休みになってからずっとやられているみたいなんで、定

着しておる訳なんです、土曜日の寺子屋講座、退職した校長先生とか、地域の人、それから、現職の先生方も含めてですね、ボランティアで土曜日に中学生、小学生を集めて、寺子屋みたいな形でやられてるということで、非常に学力がこれで向上したと。大分県でも常にトップクラス、8年連続トップクラスを維持されているそうです。そういった形というのもあります。ここで言われている、市の教育長が言われているのは、行政が本気になればその熱意は地域住民や教員、子どもたちにも伝わるんだと。教育長、今度来られてですね、非常に熱意を持って取り組んでおられます。この熱意がこの学校や地域、保護者、子どもたちに伝わるような方向に持って行っていただきたいと思うんですが、教育長来られて、県教委の財産課長、豊かな心を育てる課の課長をやられて、県下各地いろいろご存じだと思うんですが、海田町の教育の現状について端的にどう思われますか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）海田町に来させていただいて1番私が驚いたと言いますか、悪い意味で言いますと、学習なり規範意識の基礎ができてない、体制ができてないというのが、私の1番の印象でした。同時に、教職員には力がある者がたくさんいるなという印象も持っておりました。その辺の積み重ねの中で、一定程度の学力の成果、体力の成果が出てきたのかなと思っております。それともう一点、県教委の課長時代には感じなかったことに、海田町の方々の熱い思いというのは私には非常に伝わってきました。県行政というのはなかなか地域、県民の方々と話す機会というのはありませんけれども、町の中です、こうした町議会の中での討論とかですね、それから自治会、それから民生委員の方々、この方と話してみたら海田の子どもたちを良くしたいという思いが伝わってきますので、ぜひそれに応えたいと、今はそういう気持ちが強くなっているところです。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）もう一つはですね、基礎基本をやっぴり充実させるという、学習をですね、ということが最低の条件だと思うんですよね。で、やっぱり全体を上げるという意味で、よくできる子はもちろんなんですが、遅れている子どもをいかにフォローしていくかということが最大限の、それで平均点が、平均点が上がればいいというんではないんですけど、上げる大きな要因だと思うんですよ。で、勉強が遅れている子どもについて、何かこう、教育長、今何か思いがありましたら、お聞かせいただきたいのですが。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村） 4月に就任いたしましたして、学力向上に対して私が全教職員、各学校長に指示したことが二つあります。一つは、学力の低位にある子、特に平均通過率 30 パーセント未満、平均点が 30 点以下と考えられていいと思いますけども、この子たちに対して、どう手立てをしていくか。これは全体指導の中で全体の授業の中で、その子たちにやっていくっていうのは限界があるから、あとは個別指導をぜひ取り組んでくれと。こうしたその取り組みっていうのが、今度の基礎基本の平均点を押し上げた一つの、私は大きな要因になっていると考えております。今申し上げましたように、特に学力が低位にある子。この子たちが、通常の授業風景の中でいくと、授業が分からないから手悪さしたり隣の子と話をしたり、いわゆる授業規律というものを乱してしまう傾向にある。そうすると教師がその子に注意して授業がストップして、学級全体の学習環境が損なわれると。逆にその子たちが、先生ほんと授業って面白いね、分かる事って楽しいねって言い出したらですね、学級全体がその学習環境というものができて、みんながそこに集中できるという効果が、これは私県内の学校ではいくつも見てきましたから、ぜひそれを海田の中でもやってみたい、そういう思いで 30 パーセント以下の子どもに特化した取り組みというものを、個別指導を中心にやってきた、その結果が、今の状態だと思っております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）この、大分の備前高田市の話の中でもですね、中学生が、こんな簡単な問題が何でわからなかったんだろう、という、先生の個別指導を受けて、いうふうに関心を述べております。そういったことも含めましてですね、教育長の今後のですね、指導力、この前、松永高校の校長先生の話がテレビで放映されておりました。基本的なルールを守るということを徹底させることで、やはり学校全体が一つのまとまり、校内暴力も減り、立ち歩く生徒も少なくなったり、学校の教育環境が大きく変わったというふうに言われております。で、この近辺では瀬野川中学校ですが、いわゆる荒れた学校だったのが、今の校長先生が来られて、非常に良くなったというふう聞いております。教育長来られて海田町の教育がですね、ますます良くなることを期待をいたしまして、私の質問は終わります。

○議長（久留島）7番、桑原議員。

○7番（桑原）7番、桑原です。今日は大きく2点、質問させていただきます。若手職員の育成と定年退職者の利活用についてでございます。今年も12名の方が新規採用で入

ってられました。平成 24 年度には 10 名以上の退職者があり、役場の雰囲気も随分と変わった感じがあります。既に新規採用職員は、当初の研修を終え、各部署に配置され、業務を行っていると思いますが、これらの若手職員の育成が、将来の海田町の発展につながるものと考えて質問をさせていただきます。海田町における人材育成の方針を定めておられますでしょうか。2 番目、またどのような研修プログラムを組んでおられますでしょうか。3 番目、退職者を再利用し、若手職員の育成サポートをしていただく考えはありませんでしょうか。大きく 2 番目の質問ですが、今後の教育行政のあり方、それについてお尋ねをしたいと思います。学力等の向上について、9 月議会において、教育長の指導のもと、小学校・中学校において、学力の改善が図られていることは、お尋ねをしました。今年の成果が一過性にならないように、来年度以降において学力等の向上をさらに図っていく必要があるのではないかと、そう思います。そのためには、教育環境の整備とともに、新たな取り組みも必要になってくるのではないかと思います。教育環境の整備については、来年度空調が整備されることから、大きな成果が期待をされております。あわせて、学力のさらなる向上のために、新たな施策を講じることが必要ではないかと考えます。来年度の予算編成の最中と思いますが、次の点について、現段階でどのように検討されておられるかお尋ねをしたいと思います。小さい 1 番、教職員の指導向上、2 番目、児童生徒の学力向上の検討、3 番目、児童生徒の体力向上、4 番目、不登校児童・生徒の学力向上、以上 4 点、よろしくお願いいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）桑原議員の質問の 1 番目について私から、2 番目については教育委員会から答弁をいたします。まず若手職員の育成と定年退職者の利活用についての質問でございますが、1 点目については、町民全体の奉仕者としての倫理感、責任感の涵養を図り、公務員としての必要な基礎知識を習得させることを方針として行っております。2 点目につきましては、日々の業務を通じ職場指導者による相談、指導を図るとともに、自治総合研修センターで初任者研修、中堅職員研修などを行うことにしております。3 点目につきましては、定年退職者の状況を踏まえ、研究してまいりたいと思います。それでは 2 番目につきましては教育委員会から答弁をしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）今後の教育行政のあり方についてのご質問でございますが、1 点目につきましては、海田中学校区の学力向上対策授業の成果を海田西中学校区へ広げるととも

に、教育指導監等による全教員を対象とした年3回の授業観察を、さらに充実発展させていきたいと考えております。2点目につきましては、各校の代表32名で組織した学力向上推進委員会における取り組みを、より一層の定着、進化させるとともに、児童・生徒一人一人へのきめ細かい指導を進めるため、教員免許状を所有する教育指導員を全校に配置する方向で検討してまいります。3点目につきましては、先日、県の市町別体力テストの結果の一部が公表され、海田の小学校5年生男子は昨年度の21位から今年度は5位になるなど、一定の成果が出ております。今後、各校に体力向上の改善計画を作成させたり、リーダー研修等を計画的に実施したりすることで、さらなる体力の向上に努めてまいります。4点目につきましては、適応指導教室における対応を継続するとともに、個に応じた教材を準備するなど、学習指導の充実を図ってまいります。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）新人研修、自治総合研修センターというところで新人研修をされるということでもありますけども、これは、少しインターネットを見てみますと、よそは、希望する方が受けるというふうにやっておられます。海田町としては新人研修、中堅研修を希望される方のみをされているのかそれとも全員が受けるかどうかお尋ねします。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）自治総合研修センターで行う初任者研修、また中堅研修につきましては、初任者研修につきましては、今年採用した者全員、中堅研修におきましてはその年齢、経験年数に達した者を必ず行かすようにしております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）役場であるとか市役所であるとか、新人研修、一応の形のものとは違っておられるように思います。一般企業においては、経営理念というものをつくっております。それは大きな会社、マツダ、トヨタ、ホンダ、各社、価値がそれぞれ違う経営理念を掲げている訳ですが、やはり1番大きな問題というのは、やはりどう人を育てていくか、昔から企業は人なりという言葉があります。こういった公務員の方であっても、やはり海田町の生命財産を守るんだと、町民サービスの低下をしちゃいけないということで、やはり新人研修しながら、今は各部署に配属された新人の方、その方々がやはりどういう仕事をされるかということは、各部署の課長、部長にかかっていると思います。なぜこういうことを言うかと申しますと、昭和の55年から昭和61年、平成元年の年まで10年間、職員の入所人数は39名、1年で平均して計算しますと3.9名の人数しか、職員

として入所していない。これはこの当時どういうことだったかわかりません。わかりませんが、昭和 55 年と言いますと、今 55 歳になるんですね。18 歳で入所される方も 20 歳で入所される方も平均として 20 歳で入られたとしましたら、55 歳、1 番油の乗り切った、そういう職員の年齢ではないか、それが、当時の計算でいきますと、4 名余りぐらいしか入所してない、職員採用されてないということなんですね。それだけの大きな人数の課の方々を現場で日々の仕事の中で教育ができるのかどうか。非常に不安でなりません。そして、ましてやこんな日々世の中変わって来ている時代の中で、やはり海田町に言われるのは、1 階入って、皆さん、あいさつをされるんかどうかわかりませんが、そういう目つきで見ると、やはりよそを向いていらっしゃる職員の方が、一般の町民の、おはようございますという挨拶もない、先ほどあいさつということが出ましたけど、こういった、行政には必ず必要なんではないかというように思うんですね。教育委員会へたまに行きます。皆様笑顔であいさつしていただきます。非常に気持ちがいい。ね。ここの一階の窓口である皆さんが、皆さんにあいさつをするという姿を見ると、我々もほっとするところでもありますけども、話はそれますが、やはりそういった人材が少ない、1 番いい年代の方、そこをフォローしていかなきゃいけない。ね。決算特別委員会の話が冒頭に出ましたが、非常に、言ってはあれですけども、粗末な決算特別委員会ではなかったか、ということを感じます。どう思われますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）決算特別委員会のことに関しましては、誠に申し訳ないという答弁しかいたしかねます。本当に私の指導力不足というところもあると思います。おっしゃられましたとおり、先ほどの 55 年採用から 61 年採用というのが、先ほどは全体でおっしゃられましたけども、その多くが保育士であったり保健師であったり、そういった分野になっておりまして、いわゆる事務職というのは、限られた人数しか、年に 1 人いるかないかという状況になっておりまして、現段階で申しますと、今の部長以上がちょうどその前で、今のここに並んでいる多くの課長がその後、という形になっておりまして、いわゆる段、列が出てしまっております。これをどう解消していくかということは非常に大きな課題であるというふうに思っております。そこら辺が、この度の決算特別委員会に出た、一つの原因、他にも原因があると思いますが、一つの大きな原因であったというふうに考えております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）確かに、若い課長あたりにたくさん能力のある方がいらっしゃいます。それでは手が少ないんだなっていう感じを受けました。私が言いたいのは、なぜこういうこと言うかと申しますと、20歳で入られて、60歳の定年まで40年、非常に大きな仕事をされてこられた、こういう方々を、宝の持ちぐされだと思うんですよ。それは確かに、臨時採用で頭数はこなして、確かに人数が多いと思います。臨時採用が悪いと言ってる訳ではない。ただ、能力・知識・経験ということを考えますと、やめていただくのはもったいないんじゃないかというように感じる訳ですよ。ぜひこれをですね、まあ、お礼奉公じゃないですけども、3年ないし5年若手社員の教育、こういうことにつなげていけばね、もっともっと成長するし、やはり活気ある会社になるんじゃないか、という事を感じるんですね。県とか市とか出先機関がたくさんあるところならいいですよ。これは3年か5年、出先機関へ行って65歳まで勤め上げられる方たくさんいらっしゃるでしょう。海田町にはそれがない。ないがゆえに、もう少し仕事がしたいなと思っておられる方がやめていかれる。そういうことが多々してあるんじゃないかというように思うんですね。何人か来年いらっしゃるかわかりませんが、その方のために言っている訳ではなく、海田町の、これから若手職員がしっかりと伸びていき、議会対応もし、町民の中でも対応し、いろんな経験を踏まえた能力のある、知識を持たれた方をみすみすやめて行っていただくっていうのは、私はいささかもったいない気がします。どうお考えですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）定年退職後の再任用につきましては、おっしゃるとおり、国・県あたりではある程度進んでおる中で、本町においては、まだそういった制度が使われた例はございません。そういう面では、町長答弁にありますとおりの、早急に研究しなければいけない課題だと思っております。ただ議員がおっしゃいました中の、こういった議会対応ですとかそういったところの伝承ということにつきましては、今の部長、それぞれ後1年半もしくは2年半まだ定年まで残しておりますので、決算特別委員会の後に各部長を呼びまして、やめるまでに十分に各課長を育ててくれるようにという依頼をしたところでございます。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）第1答弁の中で、定年退職者の状況を踏まえてと言われましたね。これ、どういうことですか。お答えください。何の状況ですか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）先ほども副町長が申しましたけれども、制度といたしましては、再任用という制度は既に制度としてはございます。一律に定年者を再任用するというものにつきましては、個々の経験、それから能力等もございますから、一律に採用することは難しい。それからポストの数においても、本町のような小さな組織であれば、全員を賄うだけの再任用するまでのポストの数はないということもございますから、今後の退職者、年によってもばらばらと退職してまいります、そこら辺の状況を見ながら、議員ご指摘のような指導育成ができる方もいらっしゃるかも知れませんが、そうでない職員もいるのも確かでございます。そこら辺は退職の状況を見極めながら、今後の研究課題としてまいりたいということでございます。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）よくわかりました。能力のある方、そういうこと言っちゃいけないんですけどね、そういった方を今後やはりどう役に立てるか、ということを考えて今後取り組むということで解釈してよろしいですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）そのとおりでございます。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）教育委員会の方へお尋ねしたいというふうに思います。先ほど、かなり積極的な答弁が教育長からあったんで、あまり聞くことはないんですけども、多田議員の方に話をされた、大体そういったところが私も聞いたかったところなんです。やはり、教職員の指導の向上というところで少しお尋ねしたいというふうに思います。教育長に就任されて今後、これから取り組んでこられたところだろうと思いますけども、教育指導監等による全教員を対象とした授業観察ですね、これはどういうメンバーかをまずお聞かせください。

○議長（久留島）学校教育課指導監。

○学校教育課教育指導監（大里）授業観察のメンバーは、私、教育指導監と主幹のほう、今2人で行っております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）取り組んで7か月かそこら経つんでしょうけど、具体的な成果というのはあらわれているか、それに問題はないか、そこらの点は、この7か月間でどうでしたか。

○議長（久留島）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（大里）第1回目を7月に行ってですね、授業を参観いたしました。成果としましてはそのときに、一人一人の課題について校長と共有をしております。そして、2回目、この10月から11月にかけて2回目の授業観察をいたしました。その個人個人の課題について3か月で校長の方に、必ず直しておいてくださいというふうをお願いをしております。ほぼ全ての学校について、個々に応じたレベルでございますけれども、授業改善が図られています。ただ、図られていない学校もございますので、そこについては、いま一度管理職の方で指導するようにお願いしております。以上でございます。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）教職員のメンタルヘルス、こういったところが大きな問題を起こしている一つの大きな問題でもあろうかと思えますけれども、このメンタルヘルスの相談窓口であるとか、もちろん各学校の校長と言いますと、毎日教職員と接触してる訳ですから、これはもう毎日わかるだろうと思うんですけども、やはりメンタルヘルスの面で非常にやっぱり子どもに対する影響があるんじゃないかというふうに思えますけれども、そこらの相談の窓口であるとか、そこらの対策といいますか、そこらはどうしていらっしゃるでしょうか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）まず一時的には、校内の中にいる、教頭、校長、事務長に相談をします。ですが、当然その身内に逆にしにくいケースっていうの、当然あろうかと思えます。例えばメンタル系であれば、学校医というのがそれぞれの学校に配置しております。専門医について例えば校長を飛び越えて相談する、また校長を介して相談するというシステムをあわせて取っております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）児童生徒の学力向上というのは先ほど多田議員の方から質問があつて、ええかげんしゃべり疲れたと思うんですけども、再度ね、重複するところがありますでしょうけれども、私なりに質問させていただきたいと思えますのでよろしく願いいたします。6月に広島県の独自で行った学力調査というのがあったと思うんです。広島市の方で、広島市の全校が県の平均値、これを下回っておる、ということで調査をしている。その中でやはり海田町が持つ悩みと一緒に応用力の問題、ここができてないように思うんです。

ね。応用力っていうのは単なる計算値ではでない。1たす1が2、2たす2が4というような計算値では出ない応用力、ものを考えなきゃいけないというようなね、ここらの悩みを新聞で書いておられました。ここらの今後のね、ここらを解消していく問題、海田町でも、その応用力の低下というものが言われました。9月の定例会でも教育長のほうからも話がありました。そこらをどう取り組んでいかれるのか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（久留島）指導監。

○学校教育課教育指導監（大里）本町においても基礎基本で、いわゆる応用については大変、設問によっては23市町中、最下位というな設問もございました。これについては、学力の推進委員会で6校の教員が協力しまして、応用に関する問題を作成いたします。それについての取り組みを月毎に行って、月1回、その活用力が果たしたかどうかという統一の調査報告を行っております。それとともに、応用の問題は授業の中でやはり育まれるものですので、授業改善、子どもが思考して、それを考えたことをお互いに表現して、交流しあうという授業づくりを行っております。以上です。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）授業改善っていうのは、やはり詰め込み授業という、昔ね、詰め込み授業、カリキュラムつくって何学期の何月までにはこれをやりましょう。分かっても分からなくても、分からん人ほっといて分かる人だけで行きましょうという一つの形というのがあったと思うんですね。それをやはり分かるまでやるとか、先ほど出ましたけど地域社会の中で勉強を、英語教育であるとか、各科目であるとかということ、やはり地域全体で取り組んでいくという方向性は、そこらリンクしてないと思うんですけども、学校での事業の中で、やはり考えさせるという、考えさせる時間というものを与えなきゃいけないというふうに私は思うんですね。応用力というのは絶対そういうことだと。自分が発想していく。ここらが1番大事なことじゃないかと思うんですね。ただ先生によっては、教員によっては、自分が与えられた時間で与えられたものをこなしていかなきゃいけない、いうことを考えて、やはりついつい置いて行ってしまうということが、一般の授業ではあり得ると思うんですね、そこらのところは、やはりきちっと注視していかなきゃいけないというふうに思います。学力・体力の向上についてですね、お尋ねしたいと思うんですけども、やっぱり学校だけでなく、支援体制が必要なんではないかと思うんですね、家庭や地域の連携、ここら絶対に必要不可欠だと、いうふうに感じる訳で

すけども、このあたりはどう考えておられますか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）今、地域等との協力という話がありましたけども、これ私自身の中ではっきりと形になっているものではございませんけれども、今、議員指摘していただいた、地域との連携地域の方々の協力を得るという、学力の面においても得るということ、これは非常に今から先、数年後の海田町の中では、是非私は実現したいと思っております。と、申しますのが、今、議員がおっしゃられたように、学力の低位の子、平たく言えば、昔で言う落ちこぼれという表現をしたその子どもたち、この子どもたちを救って、いこう、学力を高めていこうと思えば、個別指導しかないと思っております。個別指導をするときには、先ほども答弁申し上げましたけれども、40人の学級の中では不可能。これを別に時間と場所をとってやらなくちゃいけないんです。この時間と場所をとるために、教職員をじゃあそこに全部集中できるかといったら、これも非常に難しいところがある。こうした中で地域の方々、例えば退職された校長先生なり教職員の方々なり、この方たちからいろいろボランティアをつくるなりしましてですね、先ほどの多田議員の中にありましたけれども、地域の人材バンクみたいな、そんなものを将来的にはつくっていきたくと今の中ではそう思っております。ただ、そうなる前に、これも先ほどから言っておりますけれども、海田町の学力向上、それから体力向上のシステムというのが、まだまだ私は不十分だと思っておりますので、しっかりその基礎が固まった上で、その次のステップに行きたいとこう考えております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）教育長は、子どもたちのことを真剣に考えられておられます。夢を持ち、語れる児童生徒をつくろうと、こういうキャッチフレーズを9月議会でおっしゃいました。大変良いことだと思っております。おまけに形、成果が出ている。でもそれは一過性の物ではいけない、いように思います。いろんな面で子どもたちは非常に心が繊細で傷つきやすい、そういった中で、今の海田の学力は向上している。今後の楽しみ、応援しますので、頑張ってくださいと思います。終わります。

○議長（久留島）この際暫時休憩をいたします。再開は14時45分です。

~~~~~○~~~~~

午後 2時31分 休憩

午後 2時45分 再開

~~~~~〇~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開します。副町長。

○副町長（三宅）ただいま休憩中に、海田警察署の方から町内在住の80歳の男性の方が行方不明であるという連絡が入りました。この捜索に対応させるために、総務部長と生活安全課長を説明員から外してその対応に当たらせております。これら二人に関連するものにつきましては、私の方から答弁いたしますので何とぞご理解いただきたいと思っております。

○議長（久留島）一般質問を続行いたします。3番、兼山議員。

○3番（兼山）3番議員兼山です。本日は大きく3点質問いたします。救命講習実習状況について。AED、自動体外式除細動器の町公共施設設置は、私が平成21年9月、定例会一般質問で設置の重要性を問い、その後早期に町内23ある公共施設全てに設置されたことで、現在に至っても安心安全のまちづくりに大きく貢献しています。AEDは普段から頻繁に使われるものではありませんが、緊急時その場にいる者が迅速に使用できてこそAEDの価値を見い出せます。AEDの使用を含む心肺蘇生法の実習・講習について学校を含む各機関の現状についてどのような状況であるのか、次の点について問います。1、全町職員・教職員による定期実習・講習については、年に何回実施しているのか。2、小学校高学年のAEDや、応急処置に関する取扱いにおける今年度の学習指導計画、時間数及び指導内容は。3、中学生の学習指導計画及び指導内容における学年ごとのAED使用を含む心肺蘇生法の学習及び実習状況は。中学校第1学年段階で全ての生徒がAED使用を含む心肺蘇生法を行うことができるよう、海田町立学校における応急手当の学習に関する小中一貫指導計画を立ててはどうか。続きまして、二次予防の充実について。特定健康診査はメタボリックシンドローム、内臓脂肪症候群に着目した健康診査であり、生活習慣病の発症を未然に防ぐことを目的に実施している。二次予防をより充実することにより、疾病の早期発見、早期治療につながり、国民医療費の削減へとつながるのである。特定健康診査及びがん検診等の受診について、本町においては県内トップの受診率を維持し、町民へ受診呼びかけをする職員の努力が結果としてあらわれ、年々町民の健康意識も高まっています。このがん検診案内を機に、他の3大生活習慣病である心臓病、脳血管疾患の検診を受診したい、案内をしてほしいと希望する町民が多くなっている。オプションとして同日に受診することができるようにするとか、心・脳検査パンフレットや医療機関の案内を、特定健康診査受診券に同封するとかして、

町民の皆様へ二次予防のさらなる充実を図るようにはどうか。続きまして、定住促進について。お勤めや進学等で広島市近郊に移動、転勤される、またはされようとお考えの世帯の方に、海田町を居住地として選んでもらうためには、町内の不動産賃貸住宅業を営んでいる事業者や会社のホームページにリンクできるバナーを海田町公式ホームページに作成すべきと考えます。定住促進について町の考えを問います。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）兼山議員の1番目の質問で学校にかかわる部分については教育委員会から、それ以外については私の方から答弁しますので、よろしく申し上げます。まず、救急講習の実施状況についての質問でございますが、平成22年以降実施しておりません。今年度は12月中旬に保育所及び子育て支援センター職員を対象に、来年1月には庁舎出先機関の職員を対象に実施をする予定でございます。二次予防の充実についての質問でございますが、町の集団健診で脳の検査を行うことは難しいと考えております。現在、国保の人間ドック補助事業のオプション検査の一つとして、脳ドックができる機関について情報提供しております。心臓病の検査につきましては、心電図検査を特定健診の基準に基づき、必要な方に実施をしております。また、特定健診の結果をもとに実施をしております保健指導の中でも、脳や心臓の検査に関する情報提供を引き続き行ってまいりたいと考えております。続きまして定住促進についての質問でございますが、現在町ホームページへの交流定住の中にある、海田町住宅情報のページから町内の不動産物件の検索や不動産業者等の情報確認が可能となっております。それでは、残りの質問につきましては教育委員会から答弁をしますので、よろしく申し上げます

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）救命講習・実施状況についての質問でございますが、1点目につきましては各小・中学校とも全教職員を対象として、年1回安芸消防署や日本赤十字社から講師を招き、講習会を実施しております。2点目につきましては、小学校5年生が怪我の防止の単元で、1から2時間学習しております。内容としましては、使用方法と設置場所について学習しております。3点目につきましては、中学校2年生が傷害の防止の章で2時間学習しております。AEDの取扱い方法を含む心肺蘇生法、応急措置等を学習しております。4点目につきましては、町内各小・中学校において、それぞれ学習指導要領に基づいた適切な指導・学習が行われているものと考えておりますけれども、今後校長会等で状況を把握した上で、どのような取り組みが可能か検討してまいります。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）はい、それではまず、救命講習の実習状況についての再質問をします。これについてのポイント、質問の要旨にポイントを私二つほど盛り込んでおります。まず一つが、AEDを有効に活用してはどうかという点。そして、二つ目が皆さん実際とっさのときに使えるのかどうか、使用できるのかどうかというところが一点、この2点のポイントを踏まえて、再質問します。25年度の予算の中に、医療機器借上料ですね、ここを盛り込んでおります。で、21年から私の質問の中に利用設置してくれということに対して、本当に早急に全公共施設に設置していただきまして、このことによってですね、本当に海田の住んでいらっしゃる方が何かあったときは、公共施設に行きなさいと、駆け込み寺のような形ですね。なんかあった時はAEDがあるからということで、非常にそのことが浸透しております。これは非常に私いいことだと思います。安心安全なまちに一役買っていると私は考えております。また、競技会等ですね、持ち運びができるAEDを本部に置く、これも非常に大事なことで私もずっと見ております。非常にこれはいいことです。ただこれが実際に、予算としてですね、1台、年間7万8,000円ぐらいになります。その関係もありまして、有効に活用していただきたいということで、まずちょっと教育委員会ですね、再質問しますが、この質問の中にですね、4番のところの中学校の1年生の段階で、全ての生徒がAEDを含む心肺蘇生法ができるよう、って書いてます。これはある自治体の教育委員会の方針の中に書いておりまして、はっきりと断言してるんですね。中一でできるようになるんだという指導をしてるということ、盛り込んでいます。で、海田町は海田町の考え方がおありなんだろうが、今の答弁の中でですね、実際に何年生になったらこれは、学習してるで終わってしまってますので、実際にできるんだという、断言をすることができる学年というのは、実際に何年生ぐらいを想定しているものなんだろうかと。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）AEDの活用につきましては、学習指導要領上では、中学校2年生で、止血法、包帯法、心肺蘇生法とともにAEDを活用する。なお、必要に応じて、AEDを実際に活用して学習を深めるというようなことがあります。ということなので、先ほどありましたように、中学校1年生の段階では、まだ学習はしておりません。実際にどの段階で使えることになるかということまでは正直、把握はしておりません。ただ学校の方に常に言っておりますのは、黒板の上、机の上だけの机上の空論で終わらず

ことのないように、実体験の中で活用できるようになるっていうことは常に、あの、それはAEDに限らず指導をしているところでございます。以上です。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）はい、あの、実際のところ今ですかと、中2かと中3かという話になってくると、まだその把握っていう部分では答えられないというふうに聞き取れたんですが、今後ですね、今の私も保健体育の指導をしたことがありますので、中2のところですね、止血法とかそういうことを学ぶことも重々承知しております。その中で、教育委員会の方針としてですね、いついつまでに、中3までに、中2までにこれができるんだっていう、その方向性を海田町の教育の中に盛り込めることを、今後想定するお考えでよろしいんでしょうか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）学習指導要領というものがありますので、その学習の内容というものを逸脱することは基本的には考えておりません。ただ、命にかかわることということで、具体的に言いますと、部活の部長、副部長を集めたクラブのいわゆる幹部です、対してのAEDの講習というのは、海田西中学校では行っております。それは、つまり、3年生が引退をする中学校2年生の夏から秋にかけて行われるものですので、そういうことの有効性を考えてみながら、全町の方へ広げていくことを検討していきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）はい、ですので指導の中でですね、海田町の子どもは将来的にはですね、はっきりとわかりやすく、私らも把握したいんですね。学習してるというのはどこでも学習してます。全国でですね、指導要領に沿ってやっております。なので、そうでないところのもう一つ、越えたところでですね、ぜひ、行く行くはですね、何年生でAEDを含む心肺蘇生法が海田町の子ども達はできるんだっていう、その外にですね、発信できるようにしていただきたいんです。その思いを込めて、私は再質問させていただいているんですが、そういう方向性で今後、学校の方に指導したりそういうことの方角性を考えていらっしゃるのかどうか、ここについてもう一度お尋ねします。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）子どもたちの命に限らず一人一人の命というものは大変重いものであるというふうに受けとめております。今言っていたことを前向きに検討して

いきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）学校ですね、小学校4つ、2校中学校、6校AEDが置いてありますので、これもただ置いてですね、あ、AEDっていうところでないところでですね、実際にこれ使うことが余りないんですが、もし使うべきときですね、ちゅうちょせずに使えるように、子どもたちもですね、そのような感覚でいてほしいと、思います。ただ今の教職員については年1回講習を受けてるということなので、私は教職員はしっかりそういうところでですね、子どもたちを預かる教育者、命を預かる教育者の中に、そういう命にかかわるものですから、そういうところで講習を受けていること、非常に良いことですので、これはもう必ず定期講習をですね、引き続きやっていただきたい、そのように願っております。そして次は町執行部の方なんですが、先ほど医療機器の借上料がですね、年間、大体23台、今年は千葉邸もありますから、大体108万ぐらいですか実際のところ。そういった経費がかかっている、0円ではない、というところの中で、今22年度から応急処置等を実施してないということなんですが、こういうことは忘れたころにやってくるのが常でございます。そして、21年、22年から新規職員ですね、新入社員研修の中で一つそれを盛り込むとかですね、そういうことを少し考えながら、定期的な講習ができるようにするお考えは、もう一度聞きますけどこれ今後定期講習ですね、定期講習についての考えはお考えはあるでしょうか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）AEDの講習につきましては、庁舎にもありますけども、一応2年に1度ぐらいの割合でやりたいと、そういうふうに考えております。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）2年に一度するということで、これは、しっかりとですね、2年ごとに少しずつ機器も変わるでしょうし、やり方も変わりますので、しっかりと学んでいただいて、もしもの時に町民の方を救えるようなね職員さんになっていただきたいです。次にもう一つのポイントですね、今1番は有効活用しているかどうかということについての質問の再質問をポイントで盛り込んだんですが、もう一つの2番目の皆さんとっさのときに、実際に使えるのか、今現状ですね、そのことについてなんですが、私はちょっと医療従事者なので、どんどんやってきた、過去やった例もありますし、どんどん場面を想定したときにですね、やれるんですが、実際に今12月ですし、いろんなシーズンと

考えた場合に、急にそこに目の前に人が倒れている現状、この現状で、これはAEDを使用していいのかどうかっていうことがね、起こるんです、絶対におこります。泥酔して倒れているのか。ただ、ちょっと貧血で倒れているのか、本当に心臓の痙攣で倒れているのかどうかというところについてです。これは今の2年に一度講習というところにちょっと戻るんですが、この答えははっきり言ってですね、私が答えを出しますと、AEDを使用していいかどうかっていうのはですね、AEDに聞かないと分からないですね。もっとはっきり言いますと、実際に取りつけてみてスイッチをONにしてからAEDの判断を仰がないといけないので、ぜひ恐れずにですね、そういう場面が想定したときは、やってほしいんです。その今の心肺蘇生法のその人工呼吸とかですね、心臓マッサージとか、そういうところまでは、要求はできないと思うんですが、実際、この予算を使ってAEDが設置されている現状をですね、有効に使っていただきたいのと、皆さんとっさの時でも使っていただきたいという思いがあります。そのことを踏まえて、これメンテナンスする期間というのがあると思うんですが、こういった期間を利用して、ここに出先機関の職員対象に実施するって書いてあるんですが、メンテナンスにするときでも少し簡単にAEDのメーカーの方に使用方法なんか聞いたりすることも可能であるんですけど、そういったときを利用して、聞くっていうこと、そういったこともお考えいただけないでしょうか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）AEDはメンテナンス、で、バッテリーとか、定期的に業者が替えに来ることがございます。そういったときは総務課の職員がそこに立ち会って蓋を、まず本体を開けると音声ガイダンスが始まる、そういうことも聞きながら、どういった内部構造とか、どういうふうにパッドが入っているとか、そういうのを確認することは必要であると思いますので、職員がそこに立ち会って行うようにしております。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）職員が立ち会ってくださることなんですが、職員の方でもいろんな方のパートさんであるとかそういった方もいらっしゃるんで、ぜひそういった時にですね、そういう時間を利用して一緒に聞くようにそのように要望します。で、そのことを踏まえて、次の二次予防の充実についての、再質問をします。私はここの質問の中に入れたポイントは、1点だけなんですが、これを機会にどうですかっていうところに、この今やってる特定健康診査を機会にというところをですね、この状況をきっかけにしてい

うところでは、本当に、今町民の方がですね、健康についてすごく関心を持たれて受診しようという空気が年々高まっております。で、二次予防というのはいわゆる健康診断等のことなんですけど、それ以前にずっと地道に活動されてる、一次予防のウォーキングであるとか、600人近く参加されたりして健康についてすごく意識が高まっております。高まったが上に、この二次予防のことについて、実際に健診をしてるんですが、こっちの方もどうかなってということの声の集約として、今回質問させていただきました。情報提供ということが答弁であったんですが、実際には、どのような情報提供を、私はここで質問してるのは、診察券が送られてくる中に、もう一つね、そういう心臓検査ができるようなこととか、脳血管疾患のね、いわゆる心電図・脳電図、受診できるよということとか、ちょっと不安になる方は保健センターの方にと、一筆書いた紙が入ってるとか、そういうことからでもいいというふうな意味を込めて、ここに質問したんですが、今現在の情報提供というのは、ちょっと詳しく説明を。もう一度お聞きします。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（湯木）現在の情報提供につきましては、国保の人間ドックのオプション検査の一つとして脳の検査等をしているというところで、希望者の方に情報提供しているという意味で答弁させていただきました。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）ということなので、この特定健診の受診券が送付される中には、個々の脳電図・心電図受診機関であるとか、何か少しお悩みの方は、保健センターの方にご連絡くださいとか、いうことの紙っていうんですかね、そういったものは入れられないということなんでしょうか、それとも入れるお考えがないのか、それともまた、趣旨がちょっと違うので入れないのか、そこら辺について少し詳しく説明してください。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（湯木）議員ご質問の脳の検査等につきましては、今現在やっております特定健診よりもさらに詳しい検査になりまして、それができるところといえば、脳ドッグをやっているところということは、総合病院や健診事業者であれば、そういうところができます。そういうところの紹介となりますと、安芸郡内、それから市内で30カ所ぐらいございますので、それを各情報提供というのは難しいので、私どもは保健センターの方へご希望があれば相談いただきたいというふうに考えておりまして、特定健診の通知のときに、文書を出すということは考えておりません。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）はっきりと考えていないということなのですが、それを考えてくれということもまた難しい質問になりますので、非常に充実した特定健診なんです。私が言うのもなのですが、今年度につきましては、ヘリコバクターピロリ菌の検査もできるようになりまして、これは何かいうことで聞かれたときに、やっぱりがんにつながるころの分なんです。そういうところも含めまして、非常に良い取り組みをされてるんで、ぜひ便乗して、せっかくであれば3大疾患である検査もね、少し案内していただければ、もう少し今住んでる方が、これをきっかけにちょっと自費負担でもいいので受診してみようかなというふうなことを、集まりが多く、声が多くなっているんで、今は考えていないということなのですが、恐らくみなさん一生懸命されてる分、どんどんその声が増え大きくなります。ハードルが高くなっていくんです。すごくいいことをされている、これで充実するということをもた含めまして、次にじゃこうということにもなりますので、ぜひちょっと今後はですね、ほかの3大疾患、残りについても少し研究をお考えただけないでしょうかね、全く考えないのか、少し、そこら辺については考える余地もあるかなということなんです。どうでしょうか。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（湯木）脳の検査や心臓の検査に関しましては、特定健診の中で、血圧検査やコレステロールなど、脂質異常が基準値を超えた方に対しての次の検査という形で、診断の補助という形の検査が必要になって行かれる方への検査というふうに考えておりますので、現時点では、特定健診をまだまだ受診率を高めていきたいと思っておりますので、特定健診の受診をまずはおすすめしたいというふうに考えております。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）まずは言うことなので、承知しました。ただ、今のAEDの心房細、心室細動の痙攣も含めまして、痙攣が起こったら何が起こるかということになるんで、また、血液の逆流によってね、血栓ができます。それが最終的に終末バイパスにいて、脳梗塞とかね、そういうところまで行くっていうことを含めまして、今の最初の質問も関連しながらですね、やっぱりそういうふうに心配される町民の方、たくさんいらっしゃるんでね、さらなる充実もいろいろご検討いただきたい、そのように考えております。なので、今の現時点では十分承知しました。では最後にですね、定住促進についての再質問ですが、定住、永住ではなしに、定住促進ですね、で、私質問のポイントは、一つだ

けなんです、海田町の立地ですね、立地に限ります。過去いろんなところの自治体に視察に行って、調査研究しながら、空き家バンクとかですね、IターンとかUターンとかそういうところ、危険家屋解体とかですね、そういったところも含めていろいろ研究したんですが、その今の空き家バンクとかですね、Iターンとかやっている自治体に共通しているところは、非常に過疎化に悩んでいる地域というのが一つどうしてもその選択ひとつあります。今のところまだ海田町はですね、その過疎っていうことではなしに、そこに行くとはですね、非常に恵まれているということをしきりにおっしゃってくれます。ただそうは言っても、今、空き家は非常に多く感じます。年々ですね。で、どうせならというかせっかくですので、広島市にも移動があった場合ですね、ぜひともその、特に今パソコンが普及しておりますね、各家庭に1台ありますし、今頃携帯でも見れる状況ですので、じゃ、自分が移動しようかと思ったときに、どこに移動しようかと思った時に、必ずその地域のホームページ見るいう状況です。なので、今検索できるということなんですけど、検索するまでに何回も何回もクリックしてですね、そこにたどり着くまでに、次の行っちゃえばいいよということになってしまったら選択の余地として、候補としてなくなりますので、まず、前面にですね、一発検索できるぐらいに、海田町にどーんと住んでくださいという方向で、こういう変更、ちょっと調整ができるもの何ですか、実際。

○3番（兼山）企画課長。

○企画課長（門前）確かにご指摘のようにですね、直接、海田町の今のような状況が確認できません。やはり定住促進を図るためにも、やはりトップページをもってですね、そういう情報が速やかに見ることができるよう、改善を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）最後に、いろいろな情報を見ましたらやはり出入りが非常に多い地区であります、海田町ですね。ただその出入りがあるということは、逆にいい意味でとらえてね、どんどん入っていただけるように、そういう意味で、トップページへ出していただいて、1年でも長く住めるようであれば住んでいただいて、そうしてくると、住んで良かったとおっしゃってくれる方も喜ばれますし、もちろん海田町も喜ばれますし、不動産業者も喜ばれますし、家主さんも喜ばれますね。そういう意味で、そういうことで、ぜひともそれを出していただきたいという思いでいう答弁がありましたので、私の質問を終わります。

○議長（久留島） 4 番、下岡議員。

○4 番（下岡） 4 番、下岡です。本日は2点にわたって質問いたします。まず第1点目、学校選択自由化について。本町では学校ごとに指定区域を定め、原則的に児童生徒に対し、学校選択の自由を認めていない、これまでさまざまな議論がされてきたが、教育委員会は、通学区域審議会で決定されたことだとして、前向きな取り組みはなかった。学力テストの学校間格差、問題行動への対応などの面から、指定学校以外への希望が少なくない。またスポーツ少年団や部活動などを理由に希望校を持つ場合もあるだろうし、区域指定をすると、最寄り校になるとは限らず、近所の仲の良い子と離れたくないこともあろう。学校単位の指定区域制度は維持したまま、希望する子どもには希望する学校へ入学することを認める補完的の制度を追加導入することで問題解決できると思われる。子どもや保護者の評価を受けることで学校間競争を促進し、学習指導、生徒指導両面で教育の質的向上が期待できる。デメリットは希望が偏ったとき、学校、教育委員会が学級編成、教師の配置に苦勞するくらいのことだ。短期的には不祥事の発生時などアンバランスが生ずる可能性はあるが、抽せん規定を設けることで対応可能であり、長期的には一定の方向に向けて収束安定すると思われる。教育長の言われる子どもたちに夢と希望を持たせる学校教育を実現するためには、子どもたちの個性・潜在能力を十分に引き出す教育環境を整備することが重要だ。質問します。子ども・保護者が自由に学校を選べる制度について優位性、不利益をどのように理解しているのか問う。教育行政改革の一丁目1番地ともいえる学校選択自由化に取り組む考えがあるかどうか問う。2点目、下水道行政について。公共下水道は住民の生活環境改善、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全に資する重要な都市インフラの一つである。一方で、当町の公共下水道事業特別会計における町債残高は、24会計年度末で92億円強、と一般会計の町債残高88億円強を上回っている。また、24年度一般会計からの繰入金約3億円のうち約1億円は、赤字補てんである基準外繰入金である。町全体の財政健全化に大きな影響を与えるこの事業の構造は赤字体質のままであり、改善に向けて具体策の実行が必要だ。この事業には事務執行に疑問な点もあり、あわせて質問します。まず1点目、歳入面では、公共下水道接続率向上の努力が必要である。下水道普及率が93.5パーセントになった25年3月時点で下水道接続率は90パーセントを下回ったままである。接続について下水道法は以下のように定めている。第11条の3、汲み取り式トイレを使用している場合は所有者は公示日から3年以内に公共下水道に接続された水洗トイレに改造する事。第10

条、公共下水道の供用が開始された場合、配水区域内の土地所有者などは遅滞なく公共下水道に流入させるための排水施設を設置すること。第 48 条、罰則規定として第 11 条の 3 の規定に基づく命令に違反した場合、30 万円以下の罰金に処す。供用開始済み区域における未接続所帯数はどれだけか、またその汲み取り便所、単独浄化槽、合併浄化槽の所帯数を問う。この三つの方式のそれぞれについて、未接続所帯に対する命令・指導・お願いはどのように行っているのか問う。2 点目、歳出面では効率の悪い、もしくは無駄な投資はすべきでない。他の多くの市町において、人口密度の高い区域においては公共下水道を、低い区域においては市町村設置型合併浄化槽と、二つの方式を併用している。当町においても併用が最善と考えるが、平成 27 年度には町内全域が公共下水道の供用区域となることから、議論は手遅れなので質問しない。ただしこれからの 2 年間に行う公共下水道工事については、無駄な投資にならないよう十分な検討が必要だ。土地の用途を問わず、全市街化区域を対象区域としており、地形的に接続困難な例外を除き、官民境界まで町は下水道管を布設しなければならない。これからの工事区域には広大な農地も含まれ、将来家が建つかどうか疑問の土地も含まれる。所有者と協議して、個別協定等により不要不急の工事は妥当な時期まで延期することも必要と考えるが、見解を問う。3 点目、これからの工事予定区間の現地調査が今年 6 月から行われたが、別の二つの調査会社が重複して同じ調査を繰り返し行っている。同一内容の調査を繰り返すことは無駄であり、なぜそうなったのか理由を説明願う。4 点目、過去に納付された農地にかかる受益者負担金について、6 月、9 月定例議会で質問したが、猶予しなかったものについてはデータはあるが集計していないとして回答がなかった。集計できない理由を説明願う。また 11 月 8 日に下水道資産整理台帳作成業務の入札を行っている。落札金額 210 万円、その業務内容とアウトソーシングにした理由を説明願う。以上です。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）下岡議員の質問の 1 番目については教育委員会から 2 番目については私から答弁をいたします。まず下水道業務についてのご質問でございますが、1 点目については、平成 25 年 3 月 31 日現在の処理開始区域内の未接続世帯数 1,171 世帯でございます。そのうち、汲み取りは 250 世帯、単独浄化槽は 691 世帯、合併浄化槽は 230 世帯でございます。未接続世帯への対応でございますが、郵送や戸別訪問により接続の啓発活動を行っております。なお、方式別に対応方法は変えておりません。2 点目については、本管の布設はそれぞれの地域における最上流の家屋までの施工としております。農地へ

の取付管については、土地所有者の意向を踏まえ、必要になったときに施行しております。3点目については、町としては重複して発注した事実はありません。4点目につきましては、受益者負担金を賦課する資料の保存年限が過ぎて廃棄したのもあり、賦課当時の正確な実数の把握が困難なため、集計できないと答弁をいたしました。また、下水道資産整備台帳作成業務の内容でございますが、建設した下水道施設を資産評価するために行うものです。業務を効率的に行うために専門の知識や経験のある業者に発注したものでございます。それでは、1番目につきましては教育委員会から答弁いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）学校選択自由化についての質問でございますが、1点目についての優位性といったしましては、児童・生徒のさまざまな希望に応じた教育を受けられるという点が挙げられます。反面、本来の校区以外の児童・生徒が通ってくることから、学校と地域のつながりの希薄化、警報時での安全性確保が困難である等のデメリットもあるととらえております。2点目につきましては、既に部活動や特別な配慮を必要とする事案等に限り、区域外就学を認めており、現時点で学校完全自由選択制を導入する考えはありませんが、今後、地域の実情や保護者の意向をしっかりと受けとめながら状況を見極めたいと考えております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）まず最初に、学校選択自由化についてですけれども、この制度のデメリットということですね、学校・地域のつながりの希薄化、警報時における安全性確保が困難であるという不利益を挙げられております。メリットについてはですね、全然考えておられない。学校選択について、メリット・デメリット、両方を聞いている訳ですけれども、優位性として児童生徒様々な教育を受けられるという点があるという、ごめんなさい、そこが抜けてまして、そういうことですね、メリット・デメリットのですね、どちらがどれだけ大きいかということですね、当然考える。ひとつの事をやろうとすれば当然メリットもデメリットもある訳ですから、その比較をですね、きちりやった時にですね、私はメリットの方が大きいという観点からです。一つは、先ほどですね、教育長の方から、方針としてこれからの教育学力レベルを上げていくということではですね、一つの優秀な事例を全体に広げていくとこういうこと、個々の指導を強化していくと、こういう説明があった訳ですけれども、このことについて、もともと

優秀な先生というのは創意工夫を凝らしながらですね、自分の授業改善をやっていくことで教育効果を上げておられると思うんですけども、やはりそうでない教師の方もいらっしゃると思うんですね。熱意だとか、熱意がないかどうか、その教育の進め方についてもやはりちょっと劣る面があるだろうというようなことで、それをどうモチベートして動機づけしていくかということになってくるとですね、やはり一つの競争というかですね、そういう観点からやるということがですね、必要になってくるんじゃないかと。ということで、文科省も来年度からですね、地区のそれぞれの自治体の教育委員会において、学校別の学力テスト結果をですね、公表しても構わないという方向に舵を切ろうとしているということですね、やはり、そういう当然学校ごとのですね、テスト結果を公表するということは、その地区内の学校間の評価というものが出てくる訳ですから、当町で言いますと、小学校でいうと4校の中ですね、学力差が歴然と出てくると。そのときにやはり学校長はですね、自分の学校の教育をどう上げていくかということがですね、当然課題になってくる。それがより如実になってくるということであれば、例えば父兄の方がですね、この学校レベルとこの学校では、教育の点数が随分違うと。うちの子どもはこの学校じゃなくてこの学校へ行かせたいということも、出てくる訳ですね。それをどう考えるかということは、親のエゴだとみるか当然の要求だとみるかですね、分かれるところですけども、それを受けて少なくとも劣る学校というのはですね、授業改善に向けてですね、努力していくと。点数の良い学校を見習っていくという効果があると思うんですよ。数字として如実に出てきた場合。その学校選択をした理由をですね、述べさせることで、なぜその学校に子どもさんなんかの希望が集中していくのかということもわかると思うんですね。それは学力面であるかもしれないし、あるいは例えばスポーツなんかで、この学校は優秀な、例えばサッカーとか野球とかですね、指導者の方がいらっしゃる。今、スポーツ少年団が多いですけどもスポーツ少年団と学校というのはやっぱり一体になった面がありますから、そういった面ですね、ある学校区域では、野球が強いチームがあるということになると、やっぱり小学校に入る時に野球で相当頑張りたいと、自分の力を試したいという子どもさんは、そういう学校を希望するだろう、ということですね、教育長、夢と希望を持たせるということと言いますと、今の子ども達にはですね、自分を表現する能力だとかそういった面の強さというものが、欠けるというような点がある訳ですよ。そういった面からもですね、非常に学習だけではなくて、自分の個性だとか延ばせるそういうメリットがあるんじゃないかということ

を質問でもしている訳なんですけれども、そういった点についての、教育長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）学校選択制が始まったのは平成9年だったと思いますけど、当時私県の教育委員会の方で教育企画課にいて、この問題をまさに担当、課長補佐としてやりました。そのとき学校選択制というのは非常にすばらしいという思いが、今議員さんが、下岡議員がおっしゃったまさしくそのまま、自分の希望した、学校に意欲を持って入ることができる。学校はそれぞれが自分たちの学校は学力を前面に出すんだ、自分たちの学校は心を前面に出すんだ、学校の特色づくりもできる。こういう意味で、学校の選択制というのを私自身推進してきた経緯がございますが、今回このような答弁をしたのは、それは平成9年以降にですね、平成20年に一旦途中で内閣府が学校選択制の自由化を取り入れている学校について調査をしました。その結果を見るとですね、小学校が12.9パーセント、全ての学校、全国の市町村立の学校ですね、12.9パーセント、中学校でいきますと14.2パーセントなんですけど、これ実際はですね、学校選択制を導入してある時期からずっと減少傾向が続いてるんです。減少傾向が続いて最近の資料は平成20年しか資料がちょっと見当たらなかったですけども、近年でも、至るところで学校選択制の先進的なところやってるところが、取り止めたり中止にしたりしております。その1番の原因は、先ほど答弁で少し触れましたけれども、地域の希薄化、学校と地域の希薄化、例えば学校選択制で子ども達がいろんな地区から来ることになるのと、約3分の1ぐらいがですね、校区と違う学校から来ると。極端に言えばPTAの会長が校区以外のところからできるとか、それから地域の行事に、もちつき大会とか、地域の行事に参加したときに、ほとんど違う学校に行っている子がくるとか。地域と学校の希薄化っていうところが、1番大きな学校選択制のデメリットとして全国の中で出ております。それを持って学校選択制をしないのかっていったら、そこまでもまだ考えていないところがあって、答弁の最後になりましたけれども、この海田町の中で、学校っていうものが地域のコミュニティとして位置づいている、この海田町の中で、コミュニティの希薄化が予想されるものっていうのを、私自身の判断の中で、いくら、学力、心を育てるということがあったとしても、自分の判断の中でできるかどうかっていうのを、そこをまだ自分自身不安に思っております。ですから、今から先は特に答弁の最後に申し上げましたけれども、もっとですね、地域の方々でありますとか、保護者の方とか、そういった方

たちの意見をしっかり聞いていきながら、今から学校選択制というものを海田町でどうすべきかということを見極めていきたいとそう思っています。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）今、学校・地域のつながりの希薄化とか安全性の確保ということがあるんです、デメリットとして挙げられるということで、確かにもっともな点なんですけれども、問題はそういうですね、デメリットがあってもですね、そのことは当然、それを選んだ子どもにとってはですね、一つのデメリットとして返ってくる訳なんですけれども、一方ではメリットも先ほど言った教育長も言われましたようなメリットがある訳で、そのメリット・デメリットの比較をですね、学校とか教育委員会がするのではなくてですね、ご父兄であるとか、子どもさんのですね、判断に任せるという観点からすればですね、これはですね、いや、やってもいい、あるいはやる価値のあることではないかというふうに私は思ってるんです。具体的にですね、教育長もそれを専門でやってこられたということなんですけれども、近隣で言いますと、お隣の熊野町、これ約10年前からやっておられるということで完全に全面に自由化ということではなくてですね、通学区域の弾力化ということで、原則的には当町でも取り入れている通学区域制度をとっているけれども、入学前にですね、子どもから希望をとって、希望する子どもについてはですね、認めますよということでやっておられるということで、ここ数年間の傾向ではですね、ある一つの安定した比率の方がそういうふうになってると。熊野町も当町と同じように小学校は4校中学校2校でですね、やっておられまして、もっと海田町よりも広いエリアな訳なんですけれどもですね、それで、今、ここをやってきてですね、教育委員会の方なんか聞いてもですね、デメリットというのはさほどありませんと、メリット効果的なものが大きいですから、この制度については、続けていきますということがある訳ですから、今言われたようなメリット・デメリットのことですから、完全にデメリットがないということはない訳で、その辺の見極めというものはですね、やっぱりしっかりとやっていただきたいと。それと、通学区域については、前の教育長のもとで一度ですね、ある一部の地区の区域変更をやるかどうか審議会にかけられましたけれども、学校関係者の方の意見が通った形で、現状どおりという結論になった経緯がありますけれども、やはりこういう規制を緩めるとかですね、変えるとかですね、いうことになると、1番そのことについて反対するというのは、その行政を担っている立場である学校関係者がまずですね、今までやってる方が既成どおりやってる方が楽だしですね、ということで、

やりたがらない。ね、やる側にとっては、デメリットの方が大きい訳ですよ。だけど、先ほども言いましたように、本当に教育長がですね、海田の子どもに夢と希望を持たせる教育というものを考えておられるのならですね、その実現に向けて少しでもですね、前向きな検討をされる必要があるんじゃないかということで、その今の、これから検討していきたいということですけども、具体的にですね、どういう方向でどういうスケジュールでですね、この問題に取り組むお考えなのかお尋ねします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）まず、学校選択制についてでございますけれども、熊野町の例が出ましたが、海田町と熊野町を比較した場合、あそこまでは自由化をしておりますけれども、海田町の場合でも部活動でありますとか、いじめ等生徒指導上の諸問題の関係で、本来の通学区域ではない学校に行くことは教育委員会の方で認める場合は、特例として設けておりますので、それは可能でございます。で、ただ、今後の、先ほど通学審議会の件が出ましたけれども、通学審議会の内容を私も議事録で読みましたが、私はあの議論というのはいくつかの課題があるなど、これは前回の議会で申し上げましたが、課題があると考えておまして、少なくとも私自身の中にですね、手続が面倒だからとか、今のほうが良いからとか、そういう単純な思いというのは全くございません。もしその地域の中で、また学校の中でですね、通学区域を変更したほうが良いということになれば、その方向で考えることは全くやぶさかではないと思っております。で、ただ今の段階で、確かに私はそういういろんな特色ある学校づくりをしたいんですけども、自分自身の手でその地域のコミュニティを壊すようなことを、これをしていいのかという、非常に大きな自分の気持ちの中に一つの壁があるということを上げた訳で、先月だったと思いますけれども、海田町の小・中のPTA会長とお話しする機会がございました。その機会の中で、この通学区域の弾力化という話まではしませんでしたけれども、通学区域について、あそこがいいこっちがいいとか今の区域を変えてくれっていう声が出てくるかっていうことを、6校のPTA会長から聞きましたけれども、1校だけ個人的に1人から意見を聞いたことがあると、その声はでましたけど、それ以外は出ておりませんでした。こうしたようにですね、いろんな場面でこの地域の声というのもしっかり聞きながら、子どもたちにとって夢を持つ、夢を育てるということについて、どれが1番いいのかっていうことはしっかりと自分の中で今から考えたいと思います。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）今ですね、特別な配慮を必要とする事案等に限り、区域外就学を認めておりますと、いうことですが、今までのですね、この特別な事例として何人ぐらいですね、認めたのか。あるいは、こういう区域外就学を認めますよということのですね、説明が小学校とか中学校入学前の父兄とか子どもさんに対してですね、されてるのかどうなのか、今の現状ではですね、ほとんど、そういう説明がなされてないから、通学区域が定められて、その区域に従うしかないんだというふうにですね、多くの方が思われてるんじゃないですか。だから、その申し出がないということがあるんだと思うんですよ。そういう規定があるのなら、こういう規定があるから、希望する方がですね、出してくださいということを入学前にやるべきではないですか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）今年度の数値でございます。10月末現在でございますが、このような配慮をしている児童・生徒数の数は、10月末現在で24名でございます。例えば、その家自体が3か月増築または改築をするため、本来の校区から離れなければならない、または、年度中途にまたは学期途中の転校であるという子どもへの配慮も含められております。また先ほどから出てましたように、部活動・いじめ等の教育的配慮も含めて、現在は24名の者がその対象となっております。以上です。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）もう一度聞く。周知徹底。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）周知徹底につきましては、まず、学校に対しては、そのようなことをきちっと伝えております。このような申し出、例えば年度途中の増改築や転居等があった場合には、速やかに教育委員会等の方へ来て手続きをするようにということは学校の方には伝えております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）学校にはまあ伝えているかもしれませんが、子どもさんや保護者に対してですね、今の話では一時的な変更でしょう。今の改修が終わったらまた元の学区へ当然帰るといことな訳ですね、一時的に住所離れて別のところへ行くからですね、一時的にやっているという規定だと思うんですけども、そうではなくて、先ほどから言っているように、その子あるいは保護者を含めての希望として、学校をどの学校を選びたいという希望があるからということをお前提にですね、やるお考えはないのかということ

とを聞いている訳ですから。

○議長（久留島） 教育長。

○教育長（中村） 昨年度の事務局の体制の中で、どのような周知をしたかっていうのは承知しておりません。しかし、今の体制の中でですね、こうした質問が出てくる訳ですから、しっかりと校長会の中でこのことは周知をしていきます。早急にやらさせていただきます。

○議長（久留島） 下岡議員。

○4番（下岡） 今後しっかり検討していただくとして、次の下水道行政についてですけれどもですね、まず第1点目の未接続世帯への対応ですけれどもですね、郵送、戸別等による接続の、方式別に対応方法は変えておりませんと、こういうことなんですけれどもですね、下水道法の規定というのはですね、まず最初に、汲み取り式のトイレの方はですね、公共下水道になったら3年以内に公共下水道に接続した水洗化することと、いうことが決められている訳ですよ。罰則規定が設けられている。命令に従わなければ30万以下の罰金ということがある訳ですよ。これ罰則規定もある訳ですから、義務規定です。それに対しですね、浄化槽、報道では合併浄化槽、単独浄化槽を分けておりませんけれどもですね、浄化槽の場合にはですね、遅滞なく公共下水道に接続することと、供用開始になった場合ですね、遅滞なくという非常に抽象的な表現ですよ。一方の水洗トイレの場合3年という具体的に期限を区切っている訳ですけれども、遅滞なくということですね、遅滞なくというのは本人の取りようによってですね、いつなのかということがもう解釈上自由に許される訳ですから、この今の10条規定、浄化槽をつけてる方については、一つは、私、この法律を見て努力規定だと。罰則がない訳ですから、ということ踏まえるのであればですね、当然、既に供用開始された区域においてはですね。汲み取り便所の場合と単独浄化槽の場合と、合併浄化槽との場合はですね、それぞれやり方があるんだろうと、それを同じような方式でですね。公共下水道に接続してくださいというやり方というのはどうかと。例えば、公共下水域に対する水質の影響にしてもですね、合併浄化槽というのは、家庭から出る全ての水が処理されてですね、きれいな水になって出てくると。汲み取り式、単独浄化槽の場合はですね、台所洗剤とか、あるいは風呂場の洗濯の洗剤が含まれている水というのがですね、河川に流れる訳なんです。そういった影響を考えてもですね、同じ指導ということはね、ちょっとおかしいというか納得いかないんですけれども、そういうことですね、本当に下水道の接続率が上がってくるとお考えですか。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（龍岩）今の私どもの取り組みはですね、方式に関わらず接続をお願いしますというスタンスで取り組んでおります。で、という観点からですね、未接続の方々にアプローチをしておりますので、現在のところ議員ご指摘のような法のたてりはございますけども、一律にお願いしたいという方法でもって説明をしておるところでございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）一律でですね、ということはね、逆に言うたらですね、不公平になるんじゃないです。供用開始区域の方に対してですね、接続した人も接続しなかった人も、汲み取り式の方も、合併浄化槽の方もですね、全部同じように接続してくださいというやり方をしてる。で、よく誤解されてる方がいらっしゃる。合併浄化槽の方なんかからですね、つけてる方が、私のところもこれから公共下水道区域になるんで3年以内に接続しなきゃいけないんですか、とかいうて聞かれるんですけども、法は、合併浄化槽についてですね、3年以内とかいうことは定めてませんし、罰則規定もないですよということを説明している訳なんですけれども、今の個別の直接会ったりですね、あるいは書類を送ったりしている中では、そういうことの説明というのがきちとなされてるんですか。区別が。ちょっとそれ説明してください。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（龍岩）はい、ええとですね、先ほど郵送による啓発というふうに答弁しておりますけども、その郵送の中では方式別の文面を変えておるということはございませんが、戸別訪問をしましたらば、そのお宅に行けばですね、その浄化槽であるか、汲み取りであるかという状況はわかりますから、その中で、お住まいの方に説明をさせていただいておるということでございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）いまね、個別にそれぞれ訪問したらその方式は何であるかわかるからという答弁がありますけれどもね、これおかしいんじゃないですか。先ほど聞いたらですね、くみ取りが何件、単独浄化槽何件、合併浄化槽何件というて明確に答えたじゃないですか、そちらでは把握してるからそういう数字が出てくるんでしょ。行ったらわかるというようにね、ちょっとおかしいんじゃないですか。もう一度正確な答弁を求めます。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（龍岩）私の説明がちょっと不足だったので、もう一度説明します。戸別訪問につきましては、4年を超過した家庭のみに現在行っております。その中で、戸別訪問させていただいたときに、家庭の状況がわかるので、そこで初めてその方式に対する対応の仕方といたしますか、説明を変えておるといふふうに説明したかったところがございますので、訂正して再度説明させていただきました。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）私が聞いているのはですね、行く前にちゃんと把握してですね、行つとるかということを知っている訳ですから。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）それでは、町長答弁で答えさしてもらいました世帯数でございますけれども、これはですね、1軒1軒、全てを、戸別訪問、最初にして、ここのご家庭は汲み取りであるというような明確な調査まではできておりません。しかしながらですね、浄化槽等におきましては、浄化槽の検査であるとかそういったものがございまして、おおむねの数字としてですね、数字として、従来、下水道のほうで把握しておりますので、それを申し上げたところでございます。しかしながら、個別においてはですね、本当にそのままなのか、あるいは汲み取りから浄化槽に改造されたということも逐次出てくる場合もございまして、詳細についてはですね、各ご家庭に行つて、現在の施設を見せてもらつて、それでですね、個別にはおたくは合併浄化槽でありますとか、汲み取りでございましてというご説明をですね、させてもらつておるといふことでございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）現地へ行つてねわかるということであればね、この法の意味が全然ないじゃないですか。汲み取り式は3年以内、命令出して従わなかったら30万の罰金と、水洗化しなかったらですよ。合併浄化槽は、できるだけ早くと、いうことしか決めてない訳ですから、当然、対応の仕方も行政も変えてしかるべきじゃないかということを知っている訳ですから。今の水質保全の面から見てもですね、これを同じようにやっていますと、データもなんか管理しているのかしてないのかようわからんような。少なくともですね、例えば合併浄化槽を接続するときには町に届け出があるでしょ。単独浄化槽も同じように届け出があるんじゃないですか。汲み取り式はそれ届け出の義務があるかないか知りませんが、多分最初昔に建てたそのままであれば把握困難ということはある

かもしれませんが、単独浄化槽でも合併浄化槽でもですね、全部設置したときに、業者がですね、ここへ届けているんだから。そのデータをきちっと整理して持っておけばですね、可能な話ではないんですか。答弁願います。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）先ほど来から課長が説明させてもらいますけれども、汲み取り式トイレについてもですね、3年以内ということにしておりまして、3年間はお待ちしますよということではございません。我々公共下水道に接続させていただければですね、例えば、浄化槽で排出する水質と、我々公共下水道で東部浄化センターで処理して海面にですね、放流する訳でございますけれども、その水質の度合はですね、かなり違うということもございます。そういったことも踏まえてですね、下水道の方で、今の浄化槽についてもですね、遅滞なくということで、いずれにしましても、できるだけ早くですね、我々の整備している公共下水道に1日でも早くつないでほしいということでは一緒でございますので、そういう意味でですね、文面等は一緒にさせてもらっております。ただしその罰則とか何とかということにつきましてはですね、罰則規定はございますけれども、そこは現状、適用をしてないのが実態ではございますけれども、だったらつながなくていいという話じゃなくてですね、課長も申しましたように、長期間つないでいただけないご家庭につきましてはですね、個別訪問等もいたしまして、ご説明させていただき、ご理解していただいておりますので、接続してもらうように努力をしていくということでございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）努力はしていただくとしてもですね、そういう努力だけでね、この接続率90パーセントがですね、クリアされるのか、もっと上がってくるのか、今、財政の視点からして接続率が低いことは問題だということを言ってる訳です。これをもっと上げる努力をしてくださいと言っている。そのときに、きちっと法律を踏まえてですね、指導なり、場合によっては、汲み取り式の場合は命令を出すことが可能な訳ですから、状況を現地見てですね、資金的にも状況的にもですね、十分くみ取りから水洗に変えたと、公共下水道につなぐことが可能なのに放置してる場合には、当然に同じような対応じゃなくてですね、きちっと説明してあれして、このまま放置しておく命令出しますよと、こういう罰則規定がありますということをやすべきではないんですか。それをやらないでですね、合併浄化槽と同じように文書だけ送りつけてですね、やってくだ

さい、やってください、これじゃ上がりませんよ。だからそういう点はね、もうちょっと熱意を持ってね、やる必要があるんじゃないですか。ちょっとその点、答弁求めます。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今までの部長と課長の答弁は、どういうんですか、下水道区域になった当初というところに重点を置いていると思います。おっしゃられますとおり、未接続が続いた段階では、今後3方式によって同一方式というのは、望ましくないというのは議員がおっしゃられた通りです。それをどのような形にするかというのは少しお時間をいただきたいと思いますが、今おっしゃられましたように未接続が続いた場合、同一の方式で届くというのは、検討したいと思います。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）もう1点ですね、受益者負担金を賦課する資料の保存年限が過ぎて廃棄したものもあり、賦課当時の正確な実数の把握が困難、ということを今答弁で言われている訳なんですけれども、農地ですね、賦課したもののですね、実績が把握してないという、今の答弁ですね、前回の答弁ではですね、9月の答弁では、データはあるけども集計してないだけだという、答弁があった訳ですよ。データない、一部ないというてここで認めてるじゃないですか。どういうことですか。随分ずさんだ資料の管理してるんじゃないですか。おかしいと思いません。自分らのやってることが。農地があって、この前も言ったけども、物理的にですね、下水道管を布設するよりも低い土地であって、低いところから高いところに水が流れないからですね、物理的に無理なところもあるし、農地でも、受益者負担金を納めてもらった方もいらっしゃる訳でしょ。そういう区別もされないでですね、整備されてないということになったらですよ、将来の供用開始区域ですよ、農地から宅地に転用出したときにですね、払われているのか、受益者負担金が払われないのかですね、わからんということじゃないですか。どうやって払われているとか払われていないということを確認できるんです。年限過ぎて書類廃棄しているということになったら。おかしいんじゃないですか。ちょっと答弁求めます。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（龍岩）まず、資料というお話でございますけども、受益者負担金はですね、地目に関係なく、賦課しております。農地に限らず、徴収猶予の申請書が出された場合には、現況に応じて猶予決定をしているという事情がございますので、地目が農地であ

るからという観点でこれまで猶予してきたということがございませんでしたので、数字が把握できないというような説明をさしていただいたところでございます。それからですね、支払っているかどうかというのはですね、賦課リストというのがございますので、その中で徴収をしているものはシステム上で管理ができておりますけども、その賦課リストが全てでございまして、その賦課リストを見れば徴収してない箇所というのは明らかにわかるというふうになっております。

○議長（久留島） 下岡議員。

○4番（下岡） 2点目ですね、今回の布設はそれぞれの地区における最上流の家屋までの施工としております。農地への取付管については、土地所有者の意向を踏まえ、必要になった時期に施工しております、ということの説明がありましたけれども、今年の春ですね、広報なんかではですね、供用開始区域になったら全部の土地が用途にかかわらず全ての土地が原則受益者負担金の対象になっている、という説明があった訳ですよ。今ここではですね、農地への取り付けについて所有者の意向を踏まえ、違うじゃないですか。そのときの説明ではさっきも言ったように物理的に不可能な場合は、例外としてやりませんが、所有者と協議してやるとかいう話は全くなかったじゃないですか。全部の土地が、今も原則として農地も含めてですね、全部の土地が供用区域に入りますよと。ただし農地については、受益者負担金について何度も繰り返し猶予申請受けることで、実質的に負担を求めないということな訳ですけども、地区としてはですね、今原則的には全ての土地となっている訳でしょ。今ここではですね、所有者の人と相談してからやりますと。説明がおかしいじゃないですか。ちょっと今の食い違いちょっとわかるように説明してください。

○議長（久留島） 下水道課長。

○下水道課長（龍岩） ええとですね、まず、前面の町道に本管を布設してまいりますけども、町道に面したお宅が供用開始区域の対象というふうになります。その中で、議員ご指摘の高低差があるから、本管に水を流すことができないよという土地につきましては、供用開始をいたしておりません。ですから、受益者負担金に関しましては、供用開始をした区域のみに賦課されるという決まりがございまして、議員ご指摘の低宅地についてはですね、供用開始もしておりませんし、受益者負担金の賦課区域にもなってございません。それから、町長答弁にございましてこの土地の所有者をというのですね、工事を行う際にはですね、必ず各家庭に引き込みます取付管というのをに入れてまいりますけ

ども、農地の場合はですね、その将来の展望がわからないということもございまして、例えば、土地の右側がええもんやら左側がええもんやらというのがわからん場合には、後日施工を行うこととしておりますので、その説明をですね、町長答弁の中でさせていただいておるところでございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）今のね、それぞれの農地における状況によってですね、個別に話をするとするのは今回初めて出てきた話でですね、これまでも物理的に不可能なところは接続できない訳ですから、当然やらないということがあった訳ですけどもですね、それにもかかわらず、例えば今ね調査やってますけれども、業者は今の調査会社、中電技術コンサルタントですか、これが正式で、最初の業者は発注していないということですけども、その二つの業者はですね、農地の意向にかかわらず、全部の土地を調査している訳ですよ。市街化区域内農地は。農家と個別にですね、話をすることもなくやってる訳ですよ。だから、農地によってはもう山際でですね、多分これはもう市街化区域、農地にはなっているけれども宅地化はできんだろうという土地の所有者の方からはですね、何でうちの土地を調査するんだと。この土地が将来宅地になる可能性は非常に低いのに、調査してここへやるんかと。確かに行って見たらね、調査業者がね、標識のピンを打ってるんですよ。6月にやった業者は白いピン、後からやった業者は青いピン、標識ピンを打ってるんですよ。うそだと思うんだったら1回ちょっと来てみてください。うちの家の上でですね、これは果たして将来宅地になるかというところまで、全部調査やってるんですよ。これは調査ですから、実際にやる工事区域とは違う訳ですから、それは今後精査していくということなんでしょうけれども、その話し合いというのは、農家に対して今までやってるんですか。下水道処理区域については、前も言ったけども、工事業業者がですね、どうするんですかと、農地について、接続管付けますか付けませんかということぐらいしかやってないんじゃないです。実際工事に入って工事業業者が回ってですね、聞いてるだけなんじゃないですか。今の調査段階でですね、そういうことがきっちり把握してやられてるのかどうなのか。把握されないで、全域が公共下水道の処理区域だという前提で進められているんじゃないです。だから、近所の方の農家の方なんかからですね、そういう疑問が出てくるんですよ。海田町役場、随分と無駄なことをすると。いや、だから、市街化区域内は全域がですね、下水道処理区域になってますから、私は言ってる訳ですよ。だから調査しますよ。工事どうすんな、工事もやるでしょうね

と、全域がそうなる以上は。言ってる。だからそれを、農家の方と個別にやると言いますけれども、調査段階でそれやらないで、工事段階に入ってですね、計画も立てる訳でしょ。立てた後、工事業者がですね、個別に農家の方を回ってですね、どうしますかやりますかやりませんか言っただけ、もうそのときには計画を出してですね、工事業者に発注してるじゃないですか。それをやめるとなったら、その金額の差額はどうするんです。ちょっと納得いく説明を、どういうことを実際にやってるのか説明してください。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（瀧岩）現在の業務委託の段階での調査はですね、まず、個々の土地をお持ちの所有者の確認をしております。現況が、田であってもですね、例えばそこに家が建つと想定した場合にどういうふうに、下水道の管の深さを決めればいいのかという部分の確認をするために、全筆の調査をしております。その上で、個々の土地の高さを確認しながら、本管を入れていく高さを計画していくという段階の委託をしているものでございます。それを受けまして、町としましては、先ほど町長答弁にありましたように、家がある1番上流のどこまで工事をしていくということにしておりますから、下流の全ての土地について、ここの取付管と言いますが、そこを入れる必要があるのかなのかという部分を検証した上で工事を発注しております。それから、工事の発注後は、先ほどちょっと説明をしましたが、引き込み口であります取付管の位置の希望を聞く中で、農地であっても入れる必要があると判断すれば入れるというふうな段取りになっております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）メイン管はそうでしょう。メイン管はね。家が建っている一番最後まで引かなきゃいけない、宅地である以上。問題はそうじゃなくて、枝分かれしたときにですね、農地がメイン管から外れて、引っ張って行かなきゃいけない、里道を引っ張って行かなきゃいけない土地がある時に、どうするんですかということを知りたい訳ですよ。調査段階できちっと農家の方と個別に話をしてですね、この枝分かれする管は引くのか引かないのか、計画段階で決める必要があるんじゃないです。それを工事に入ってからですね、メイン管はそこまでやると決めとるから、それをやらにゃいけませんけども、枝管までですね、工事段階でですね、やるかやらんか、農家、所有者に聞くんです。やらんでええいうたら、計画して発注した工事、枝管は要らなくなるじゃないですか。だ

から、調査をしてる間にきちっとですね、全域どこをどうやるかということは農家の方と個別に話をしてですね、協定なり結ぶなら結ぶ、1筆入れるなら入れるでですね、必ずこの農地が宅地化されるときには、町が責任持って公共下水道布設しますと、そういう約束の上でですね、ここは延期するということをおね、明確にやっておく作業が必要なんではないですかということをおねを申し上げておるんです。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（龍岩）引き込み管、いわゆる取付管の布設につきましては、工事を発注した段階でですね、場所はどこにいたしますかという問い合わせの文書を所有者の皆様にお配りしております。その中で、今は場所がわからないから将来入れてもらえますかという意思表示をしていただいた取付管申請書というのがございますが、それを提出していただいた上で工事に着手することにしておりますので、その取付管埋設申請書で将来の担保ができるというふうには考えております。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）補足させてください。ええと、町長答弁でも申し上げましたとおり、最上流の家があるところまでは管をつないでいきますよという答弁をさせてもらったようにですね、そこから分かれる、枝のような管の事を議員おっしゃられましたけれども、枝のように伸びて家があるということになればですね、当然つなぐと、管をつないでいくということになりますけど、例えば里道等がずっとありますけれども、その先に農地しかないということになれば、たちまちの工事はいたしません。ただですね、将来的にですね、そこに家を建てるよというような状況になりましたらですね、その段階で家を建てられる時期に合わせてですね、この枝管と言いますか、本管なんですけども、そういったものを整備していくということにしていきますので、個々の現状が農地のときにですね、最上流でここは例えておりますけれども、そこから上についてはですね、先行して設置しても、例えば10年20年もその農地のままの場合がございますので、それは確かにおっしゃるとおり無駄になりますので、そういった配慮はしてですね、たちまち、家がある限りはつないでいくということは当然でございますけれども、無駄な投資にならないようには努めていっております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）ちょっと今枝管で言いましたけども、例えばですね、川があつてその横に道路が走っていると。そして、この道路沿いに当然公共下水道をやつて、公共用地でし

か取れませんから、やる訳ですけれども、川の向こうに農地が、この場合は川の底を掘ってですね、接続ポイントを設ける訳ですね、そのことというのはですね、きちっと調査段階でやっておかないと、わからないんじゃないですか、ということ聞いている、ことがあるんですよ。ね、工事段階に入ってますね、いやここは近々ですね、道路が広くなってから、例えばやるから、ここ接続管つけとってくれと言われてたらですね、川底を掘ってですね、やっておかにゃいけん訳でしょう。そういうことというのはきちっと調査段階で協議してやっておかないと、わからんからいうて、じゃそのこっち、川の深さ、どうするんかと、工事代がかさむからですね、ちょっと浅うしとこうかということ浅うしとったらですね、今度川底を掘って向こう側へ、ね、農地を宅地化するというケースなんか生じた場合には、工事全部そこをやり直さんにゃいけんようになります。きちっとだから、そういうことは、調査段階でやるということの必要があるんじゃないかということ言ってるんですけども、もう一度。問う。あらゆることを想定してやってみるのかどうなのか、非常に疑問な点があると。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）今おっしゃったのが今後のですね、宅地の開発の動向などを情報収集しているかという観点かなと思いましたが、当然、近々にですね、そういった宅地開発の動向があるとか、そういったようなお話であればですね、我々の方もその計画に合わせたような計画づくりをしていく必要があると思います。ただ、現状において具体の計画がない、構想段階だということになればですね、現状今の構想段階でその施設を整備するという訳にはちょっといかないかと思しますので、またその開発等ですね、話が具体的になりましたら、我々の方で、当然、川を渡ろうがですね、つないでいく必要がありますので、そういった対応はですね、していかにはゃいけんと思えます。

○4番（下岡）終わります。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）先ほど報告いたしました、行方不明者ですが、3時過ぎに無事発見されたというふうなことでございます。

○議長（久留島）1番、大高下議員。

○1番（大高下）1番議員、大高下です。今日はレセプト・健康情報等を活用したデータヘルスの推進についてお伺いいたします。今年6月に閣議決定された日本再興戦略において国民の健康寿命の延伸というテーマの中で、予防・健康管理の推進に関する新たな

仕組みづくりとして、データヘルス計画の策定が盛り込まれています。まずは、全ての健康保険組合がデータヘルス計画を策定し、27年度から実施することを目標に、今年度中に健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針を改善することとしています。それとともに、市町村国保が同様の取り組みを行うことを推進するとしています。厚生労働省は来年度予算概算要求において、健保組合等におけるデータヘルス計画の作成の事業の立ち上げを支援し、また、市町村国保等が同様の取り組みを行うことを推進するための予算として 97 億円を計上しました。積極的にデータヘルスを導入することによって医療費の適正化に効果を発揮すれば、国保財政にとってメリットとなります。そこで、早期に取り組むお考えがないでしょうか。質問です。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）大高下議員の質問に答弁いたします。レセプト・健康情報等活用したデータヘルス推進についての質問でございますが、町では現在特定健診の結果やレセプト情報に基づいて、保健師による保健指導を実施しております。また、国保中央会が開発した国保データベースシステムが 11 月から稼働したことに伴い、当面はこのシステムを活用し、保健指導を進めてまいります。データヘルス計画の導入につきましては、今後の国や他自治体の動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）大高下議員。

○1 番（大高下）それでは、一つだけお尋ねします。現在呉市がこの件に関しては、先進的な役割を果たして、2008 年から 5 年間で 5 億円の削減という実績を出しております。そういう意味で、今呉市が注目を浴びて、いろんなどこから視察等で何とかこの医療費を削減したいという決意になっておりますので、海田町としても、ぜひぜひこのことについて、しっかりと取組をお願いしたいと思います。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（尾木）呉市がですね、島しょ部との合併によりまして、高齢化率が 31 パーセントに上りましてですね、年間医療費が約 60 万円と、全国的に平均より 4 割も高かったという実績がございまして、ジェネリック医薬品の切りかえとかですね、保健師等の訪問指導により、頻回受診の改善とかをやっております。本町でもですね、呉市方式を採用しまして、保健師による重複頻回受診者への訪問指導とか、ジェネリック医薬品の利用促進、生活習慣病の予防、重症化予防等の推進をやっております。今後はですね、国保データベースシステムを活用しまして、より効果的な保健事業を取り組んでまいり

たいと考えております。

○1 番（大高下）終わります。

○議長（久留島）本日の議事日程は終了する見込みがございません。したがって、会議規則第 23 条の規定により、これにて延会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会とすることと決めます。なお、明日も午前 9 時から本会議を開会いたしますので、ご参集ください。本日はご苦勞さまでございました。

午後 4 時 2 6 分 延会